



第2次
澁川市男女共同参画計画
2019 - 2025



澁川市

はじめに



本市では、平成 21 年 3 月に策定した「渋川市男女共同参画計画」に基づき、性別に関わらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に様々な施策に取り組んでまいりました。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、就業構造の変化など、社会構造の著しい変化により、社会全体で取り組む最重要課題となっています。また、固定的性別役割分担意識の解消や性別に基づく被害や差別、女性に対する暴力の根絶、女性活躍の推進など、解決しなければならない課題が依然としてみられます。こうした課題や社会情勢の変化に鑑み、今後の本市が目指す男女共同参画社会の指針として、この度、「第 2 次渋川市男女共同参画計画」を策定いたしました。

男女共同参画は、家庭、地域、職場など、暮らしのすべてに関わり深いものであります。本計画の推進は、市、市民、地域活動団体・事業所がそれぞれの役割を担い、連携、協働により進めていくことが重要であると考えております。市民の皆さま、地域活動団体・事業所の皆さまの一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました市民の皆さま、貴重なご意見を賜りました渋川市男女共同参画推進懇談会委員の皆さま、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

渋川市長

高木 勉

目 次

1	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の背景	1
(3)	計画の位置付け	2
(4)	計画の期間	3
(5)	調査の実施	3
(6)	市民意見の反映	3
(7)	策定体制	3
2	男女共同参画社会を目指す市の現状	4
(1)	本市の概要	4
(2)	少子高齢化の進行	5
(3)	就業構造の変化	6
(4)	家族形態の変化	8
(5)	地域活動の状況	10
(6)	市民の意識や日常生活の状況	11
3	計画の目指す方向	19
(1)	目標・基本理念	19
(2)	施策の体系	20
(3)	重点課題	22
4	施策の展開	23
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の啓発と人権尊重のまちづくりの推進	24
	施策目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	25
	施策目標2 男女共同参画意識の高揚	28
	施策目標3 あらゆる暴力の根絶	32
	基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進	37
	施策目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進	38
	施策目標2 暮らしを支える健康福祉施策の推進	42
	基本目標Ⅲ 地域・就業における男女共同参画の推進	48
	施策目標1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	50
	施策目標2 様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり	52
	施策目標3 共生と市民協働のまちづくり	58
	施策目標4 多様な交流活動と多文化共生の促進	62
	施策目標5 男女が対等なパートナーとして働く環境整備	64

5 計画の推進	68
(1) 市、市民、地域活動団体・事業所の役割分担と連携	68
(2) 計画の進行管理の実施	69
(3) 庁内の推進体制などの機能充実強化	69
(4) 市民参画の推進と市民等による評価の実施	70
資料編	71
1 関係法令	71
2 策定体制	105
3 策定経過	107
4 用語集	109

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、わが国の最重要課題のひとつとなっており、国際社会においても女性に対する暴力の根絶や、意思決定の場への男女の参画の拡大が求められています。

しかし、家庭生活、地域社会、就業の場など様々な分野で性別による差や解決しなければならない多くの問題が残っていると同時に、性別に基づく被害や差別、女性に対する暴力の問題が深刻化・潜在化している状況です。

また、本市の現状においても、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決めつけてしまう意識やこれに基づく社会慣行は、変化してきている状況が見受けられる一方で、家庭生活等の身近な場面では依然として性別による役割分担意識が根強く残っている面もみられます。

こうした状況を踏まえ、本市では平成21年度から「渋川市男女共同参画計画」に基づき各種施策を推進しており、意識面での変化が見受けられるところであり、社会情勢の変化等に対応するため、これまでの取組を踏まえ必要な見直しを行い、今後の男女共同参画推進の基本指針として、本計画を策定します。

(2) 計画の背景

20世紀後半、女性政策は国連の先駆的な取組によって世界各国に浸透し、大きく進展しました。

国内においては、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を契機に、法や制度の整備が進められ、平成11年、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」といいます。）が制定されました。平成12年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」として見直しが行われ、重点分野ごとに成果目標が設定されました。

平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」といいます。）」が成立し、その後「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備・強化が改めて強調されています。

群馬県においては、平成13年に基本法に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」が策定されました。平成16年には「群馬県男女共同参画推進条例（以下、「県条例」といいます。）」の制定により、群馬県、県民及び事業者の責務が示されました。平成23年には県条例に基づき「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」、平成26年には「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」を策定し、配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けて施策を推進しています。

平成28年3月には「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、女性の活躍を推進するだけでなく、男女が共に暮らしやすい社会を実現するために「長時間労働等

を前提とした労働慣行の変革」と「男性にとっての男女共同参画」を計画全体にわたる横断的視点として位置付けています。

本市においては、新しい渋川市となって最初の計画の策定から10年が経過する中で、社会全体で男女の地位が平等になっていると思う市民の増加や市の審議会等への女性委員の割合が上昇したことに加え、男女共同参画を推進する団体や市民が増えてきており、男女共同参画社会の実現に向けた着実な歩みが見受けられることから、市民と市が地域の様々な課題を解決することや市民協働の意識も広まっており、男女共同参画の視点から、更なる取組が展開されることが求められます。

また、市民の男女共同参画意識が進む中、地域の様々な分野においては、男女の不平等感、性別による固定的役割分担意識（固定的性別役割分担意識※1）が残っていたり、家事・育児・介護等への男性の参画や政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいない状況があり、これらの改善や啓発には、継続して市全体で取り組んでいく必要があるとともに、より市民に身近な地域での取組が重視され、市の担うべき役割が大きくなっているといえます。

さらに、配偶者等からの暴力（DV※2）の顕在化や、ワーク・ライフ・バランス※3（仕事と生活の調和）の推進、あらゆる分野での女性の活躍推進など、多くの課題、新たな課題への対応が求められています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画です。市、市民、事業者をはじめとする市のあらゆる構成員が協働し、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための設計図です。

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成26年4月改正）（以下「DV防止法」といいます。）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）と位置付けます。

また、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）と位置付けます。

第2次渋川市総合計画を上位計画とし、6つの基本方針のひとつである「協働による持続可能なまち【自治、協働、行財政】」を実現するための分野別計画であり、他の関連する計画との整合を図っています。

国の「第4次男女共同参画基本計画」、「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を踏まえて策定しています。

※1 固定的性別役割分担意識：男性、女性という性別を理由に、役割を固定的に分けてしまう意識や慣習などのことです。

※2 DV：ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人等、親しい関係の人からの身体的、精神的、社会的、経済的、性的暴力等のことです。

※3 ワーク・ライフ・バランス：個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、多様なライフスタイルの家族や個人が、ライフステージに応じた希望を実現できるようにすることです。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成37年度（2025年度）までの7年間です。ただし、計画期間中に国・群馬県の動向等により見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

【計画期間】

平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度
本 計 画						

(5) 調査の実施

平成29年度に、市民と市内事業所を対象に市民意識調査と事業所実態調査を実施しました。

また、計画の進捗状況点検・評価のために、関連施策について関係課の事業調査等を実施しました。

【調査の概要】

	市民意識調査	事業所実態調査
調査対象	満18歳以上の市民	市内に事業所を有する企業・事業所
標本数	2,000件	50件
抽出方法	層化2段階無作為抽出法(平成29年8月15日現在、住民基本台帳による)	市が所有する法人情報を基にした無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	平成29年8月25日～9月11日	
回答状況	配布数 2,000件 回答数 880件 回答率 44.0%	配布数 50件 回収数 26件 回収率 52.0%

(6) 市民意見の反映

広く市民の意見を反映するため、市民意見公募を実施しました。

男女共同参画推進懇談会を開催し、計画の概要説明を行い意見・要望の収集に努めました。

(7) 策定体制

男女共同参画推進懇談会、男女共同参画庁内推進会議及び男女共同参画計画策定委員会を開催し、策定に向けた検討をしました。

2 男女共同参画社会を目指す市の現状

(1) 本市の概要

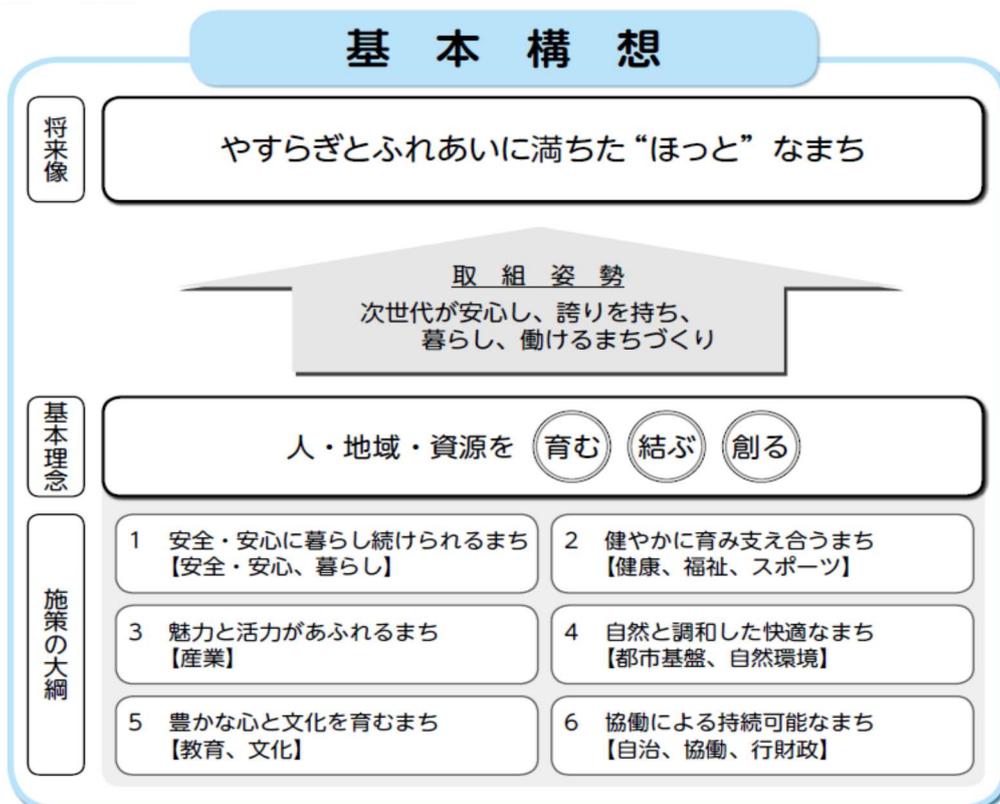
やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまちを目指したまちづくりを推進しています

本市は、群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野の北西部に位置し、県庁所在地である前橋市に隣接し、東京都心まで約120kmの距離にあります。赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川の流れによって形成され、標高差が概ね1,400m以上となる起伏に富んだ地形となっています。このような豊富な水資源を活かして、工業や農業、首都圏の奥座敷となる温泉地を主とした観光などが主要産業となっています。

主な交通網としては、JR上越線、JR吾妻線の2路線が通り、JR上越線に4駅、JR吾妻線に4駅があります。道路は、南北に関越自動車道と国道17号、東西に国道353号が通り、関越自動車道には渋川伊香保と赤城の2つのインターチェンジがあります。

また、本市は合併から10年を経て、平成30年度から10年間のまちづくりの方針を定めた「第2次渋川市総合計画」を市民参画のもとに策定し、「人・地域・資源を 育む 結ぶ 創る」の基本理念の下、目指すべき将来像である「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を目指して各種施策を推進しています。

【第2次渋川市総合計画の全体像】

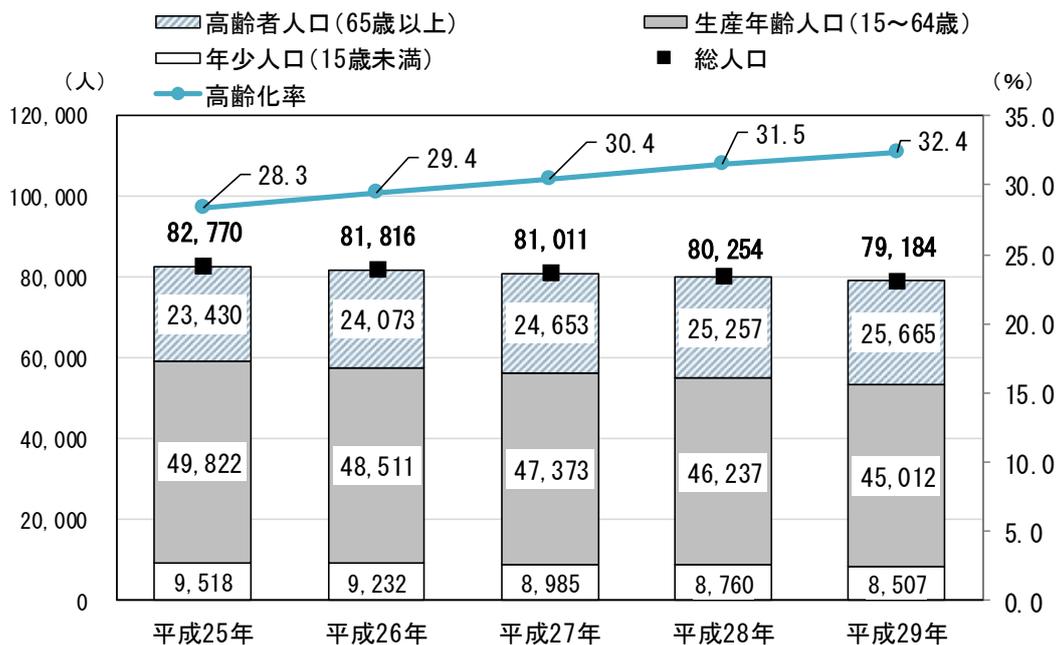


(2) 少子高齢化の進行

人口は微減しており、少子高齢化が進んでいます

- 15歳未満の年少人口は減少傾向で推移しており、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。
- 自然動態は死亡数が出生数を上回り自然減となっています。社会動態は平成27年度以降転入数が微減し、転出数も微減しています。年度により異なりますが、本市の人口動態は各年700人以上減少しています。（図表2）

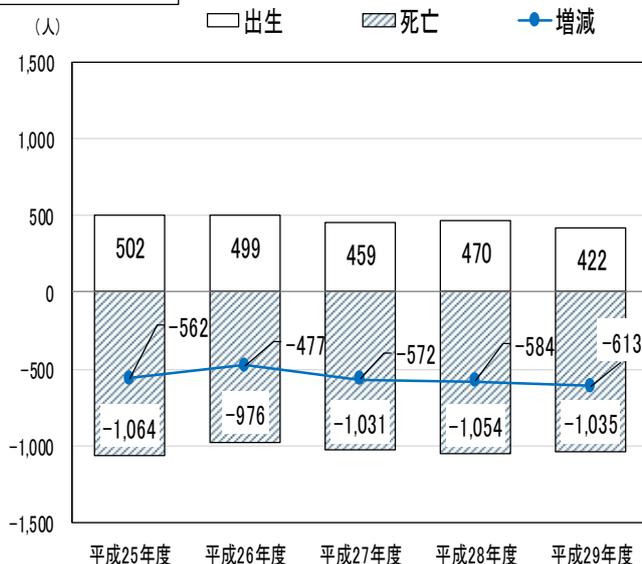
【図表1 本市の人口と高齢化率の推移】



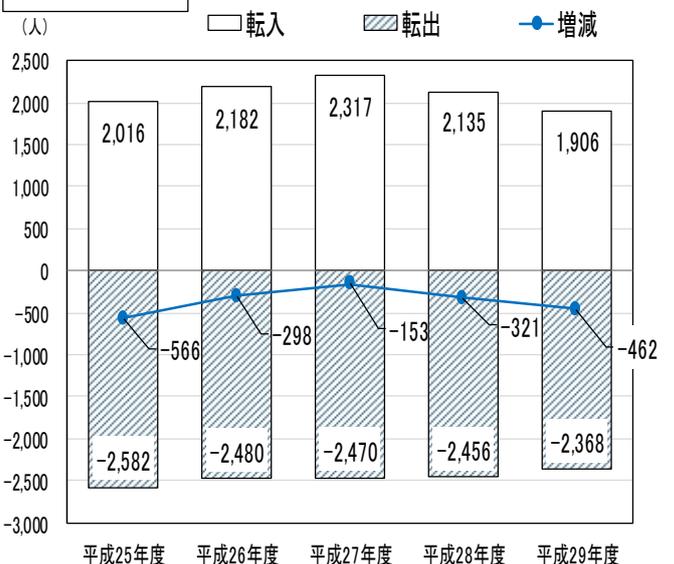
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【図表2 本市の人口動態】

図表2-1 自然動態



図表2-2 社会動態



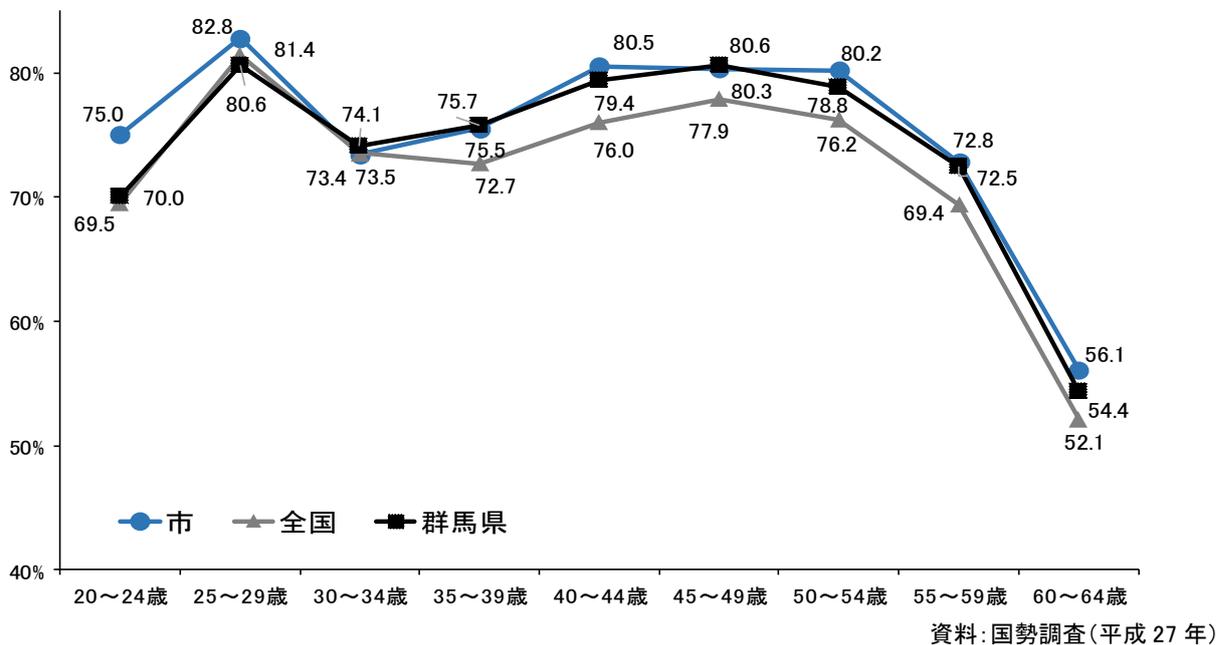
資料：渋川市人口動態統計

(3) 就業構造の変化

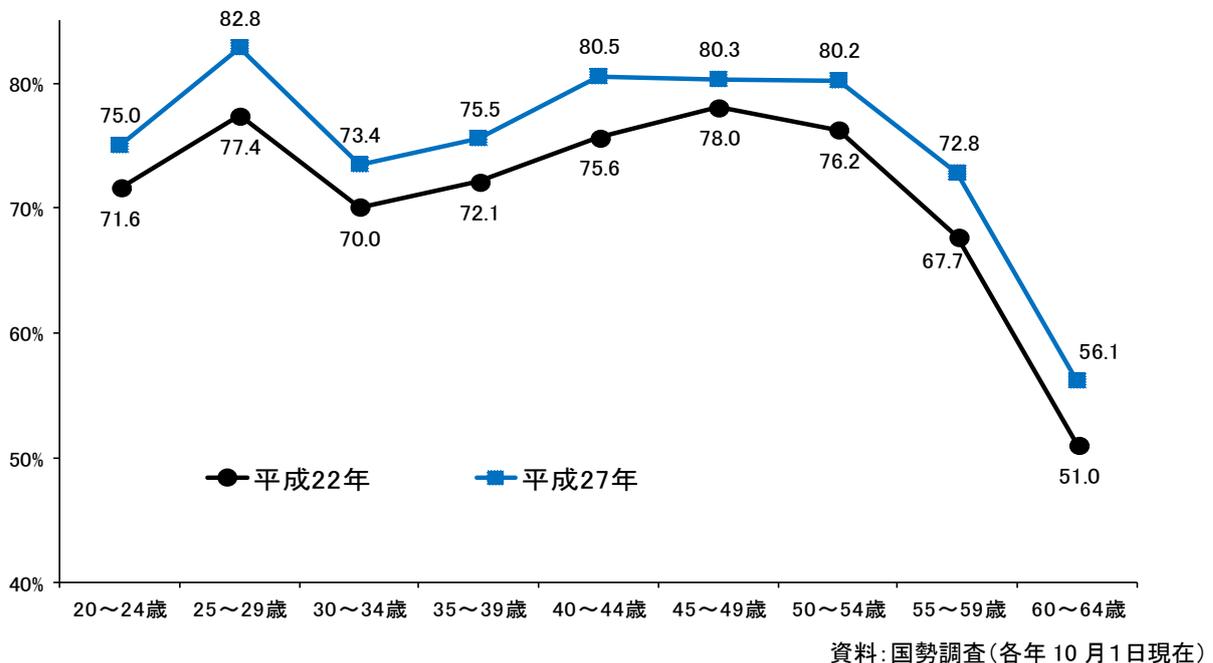
女性の労働力率は各年代で上昇傾向となっています

- 女性の労働力率は、20歳代が国・群馬県を上回り、30歳代以上は国より高く、群馬県と同程度で、40歳代から50歳代前半は80%台となっています。（図表3）
- 平成22年と平成27年の女性の労働力率を比較すると、各年代で大きく上昇しており、20代後半は82.8%と高くなっています。（図表4）
- 結婚をしている女性の労働力率を平成22年と平成27年で比較すると、20歳代は大きく上昇しており、30歳代以降もやや上昇しています。この変化は、女性の晩婚・晩産化が要因のひとつとも考えられます。（図表5）

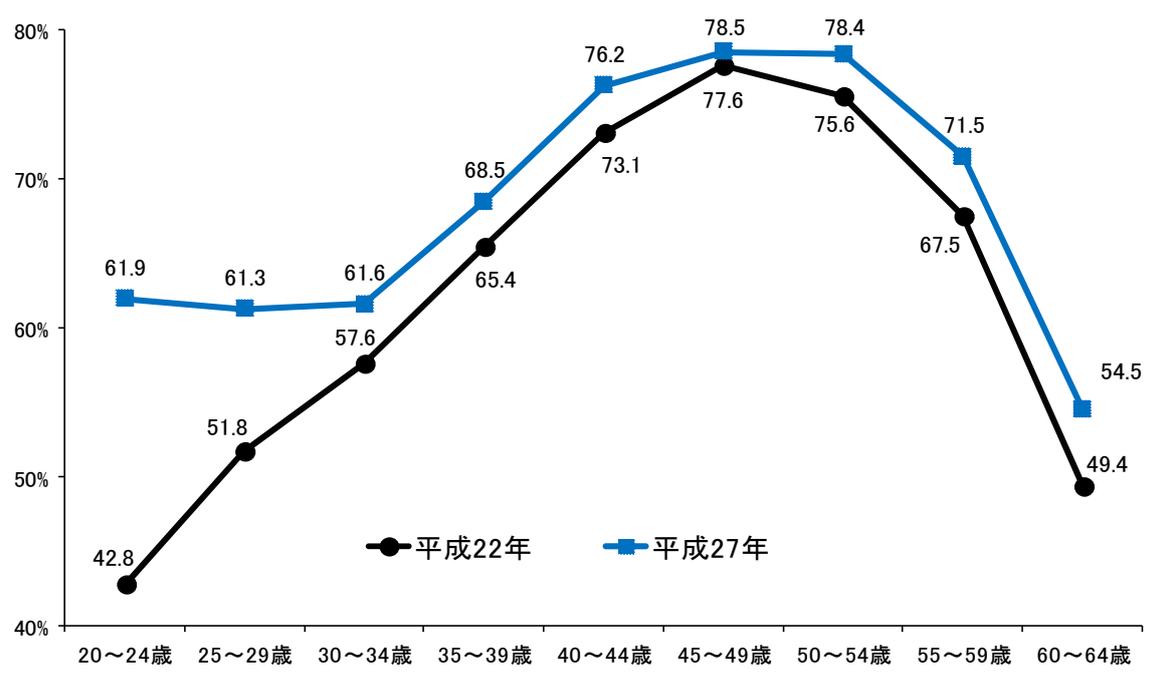
【図表3 国・群馬県との女性労働力率の比較】



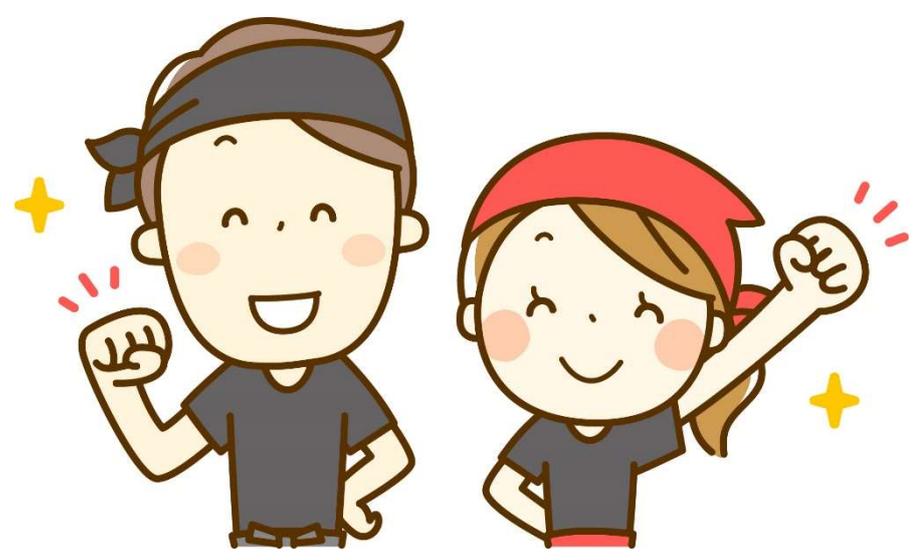
【図表4 本市の女性の労働力率の推移】



【図表5 本市の結婚をしている女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

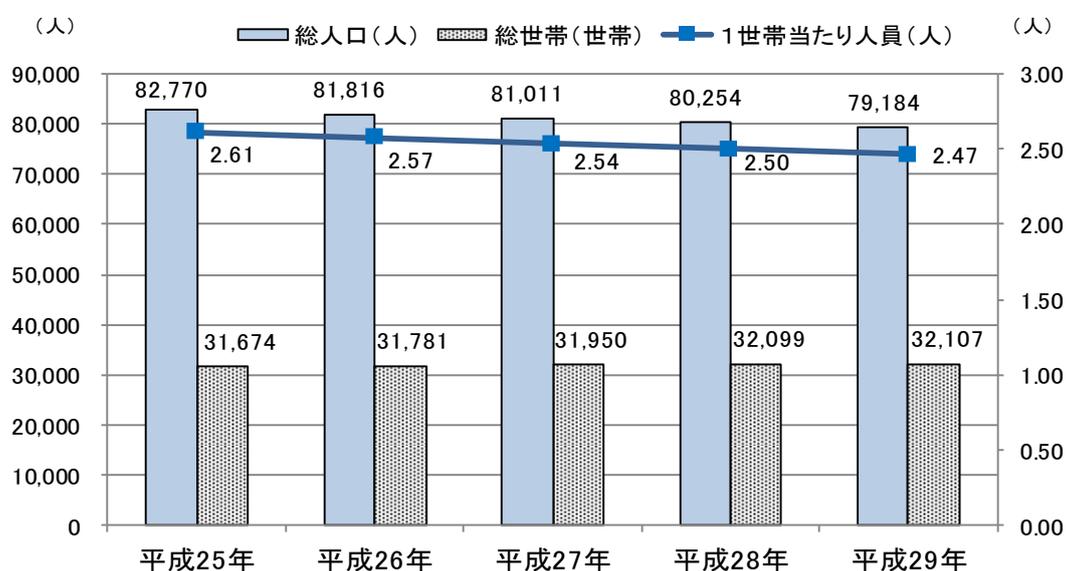


(4) 家族形態の変化

「夫婦のみ」や「ひとり暮らし」の世帯が増えています

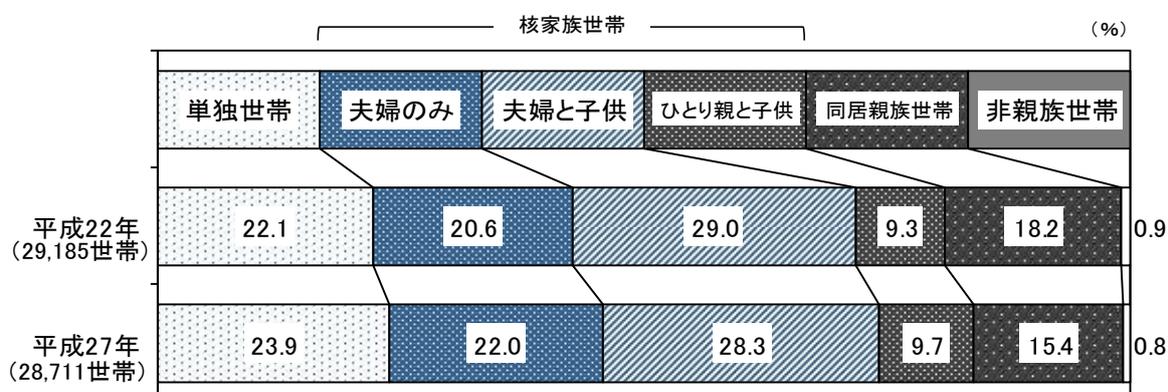
- 近年の1世帯当たり人員は、2.5人前後を緩やかに減少しながら推移しています。(図表6)
- 家族類型は平成22年と平成27年を比べると、同居親族世帯がやや減少しており、夫婦のみ・ひとり親と子供の世帯の割合がやや増加しており、核家族化の進行がみられます。(図表7)
- 婚姻数は微減で推移しており、離婚数・離婚率は平成26年度からやや緩やかに減少しています。(図表8)

【図表6 本市の世帯数の推移】



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

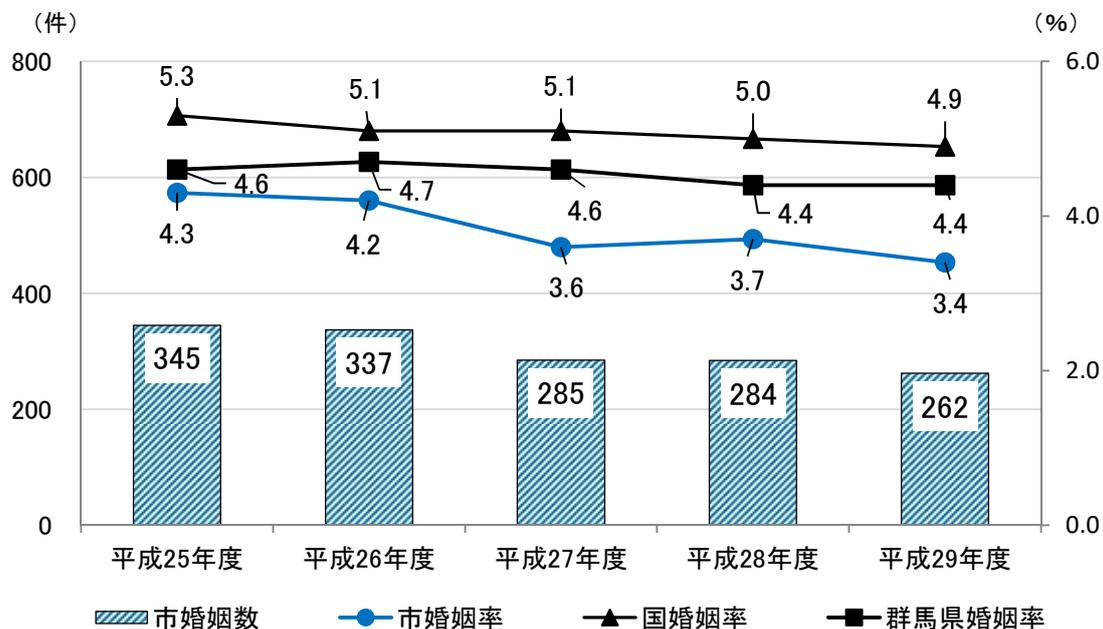
【図表7 本市の家族類型の推移】



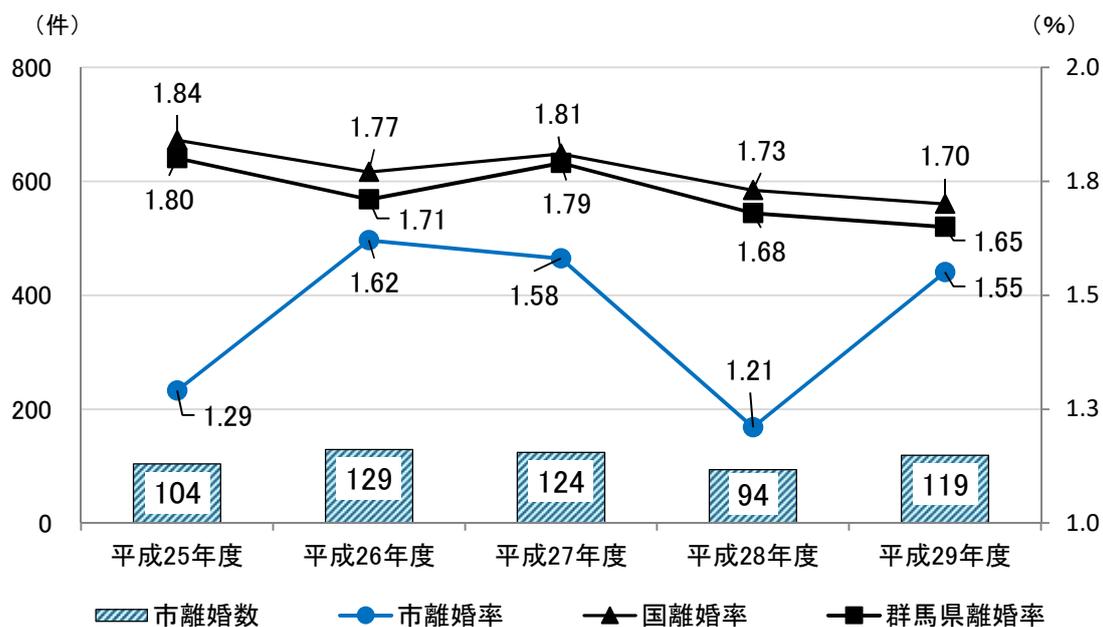
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

【図表8 本市の婚姻・離婚数の推移】

図表8-1 婚姻数・婚姻率の推移



図表8-2 離婚数・離婚率の推移



資料: 群馬県人口動態調査

(5) 地域活動の状況

若い世代は全体的に参加が少なく、中高年齢層もそれぞれ異なります

- 少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加、ライフスタイルの変化等によって地域の姿が変容しています。地域活動への参加状況は、全体では55.2%が参加していますが、30歳代以下の年代では参加率が低くなっています。参加している活動では、「町内会・自治会活動、コミュニティ活動」が男女ともに多く、50歳代以上の男性は50%前後となっています。「子ども会、PTAなどの青少年育成活動」は、30歳代女性で32.3%、40歳代女性で51.0%と多くなっています。（図表9）

【図表9 地域活動の性年齢別参加状況】

調査対象数 = 880

年齢	性別	参加	参加している活動(上位3つ)[複数回答]	不参加
全体		55.2%	町内会・自治会活動、コミュニティ活動(31.8%) 子ども会、PTAなどの青少年育成活動(19.0%) スポーツ・レクリエーション活動(15.2%)	44.8%
18 ～ 29 歳	男性	20.9%	スポーツ・レクリエーション活動(9.3%) 町内会・自治会活動、コミュニティ活動(9.3%) 趣味・教養講座(4.7%)	79.1%
	女性	28.8%	スポーツ・レクリエーション活動(9.6%) 子ども会、PTAなどの青少年育成活動(7.7%) 町内会・自治会活動、コミュニティ活動(7.7%)	71.2%
30 歳代	男性	47.8%	町内会・自治会活動、コミュニティ活動(34.8%) 子ども会、PTAなどの青少年育成活動(23.9%) 趣味・教養講座(6.5%)	52.2%
	女性	41.9%	子ども会、PTAなどの青少年育成活動(32.3%) 町内会・自治会活動、コミュニティ活動(24.2%) 趣味・教養講座(11.3%)	58.1%
40 歳代	男性	55.9%	町内会・自治会活動、コミュニティ活動(33.8%) 子ども会、PTAなどの青少年育成活動(23.5%) スポーツ・レクリエーション活動(14.7%)	44.1%
	女性	69.8%	子ども会、PTAなどの青少年育成活動(51.0%) 町内会・自治会活動、コミュニティ活動(35.4%) スポーツ・レクリエーション活動(20.8%)	30.2%
50 歳代	男性	73.5%	町内会・自治会活動、コミュニティ活動(59.0%) スポーツ・レクリエーション活動(25.3%) 子ども会、PTAなどの青少年育成活動(25.3%)	26.5%
	女性	55.7%	町内会・自治会活動、コミュニティ活動(30.4%) 子ども会、PTAなどの青少年育成活動(19.1%) 趣味・教養講座(16.5%)	44.3%
60 歳 以上	男性	64.5%	町内会・自治会活動、コミュニティ活動(47.8%) 環境に関わる活動(14.5%) スポーツ・レクリエーション活動(12.3%)	35.5%
	女性	53.4%	趣味・教養講座(20.7%) スポーツ・レクリエーション活動(19.5%) 町内会・自治会活動、コミュニティ活動(19.0%)	46.6%

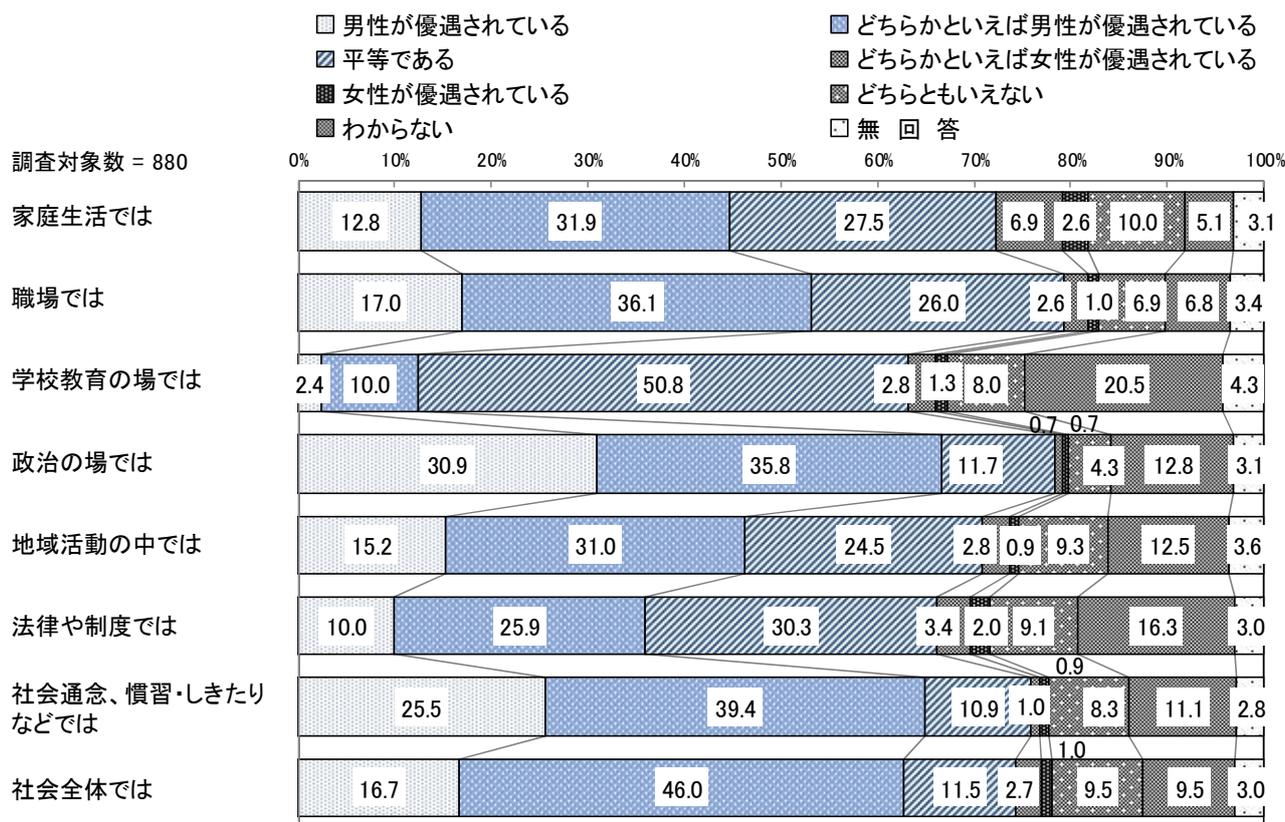
資料：市民意識調査

(6) 市民の意識や日常生活の状況

様々な分野で『男性が優遇されている』という回答は少なくありません

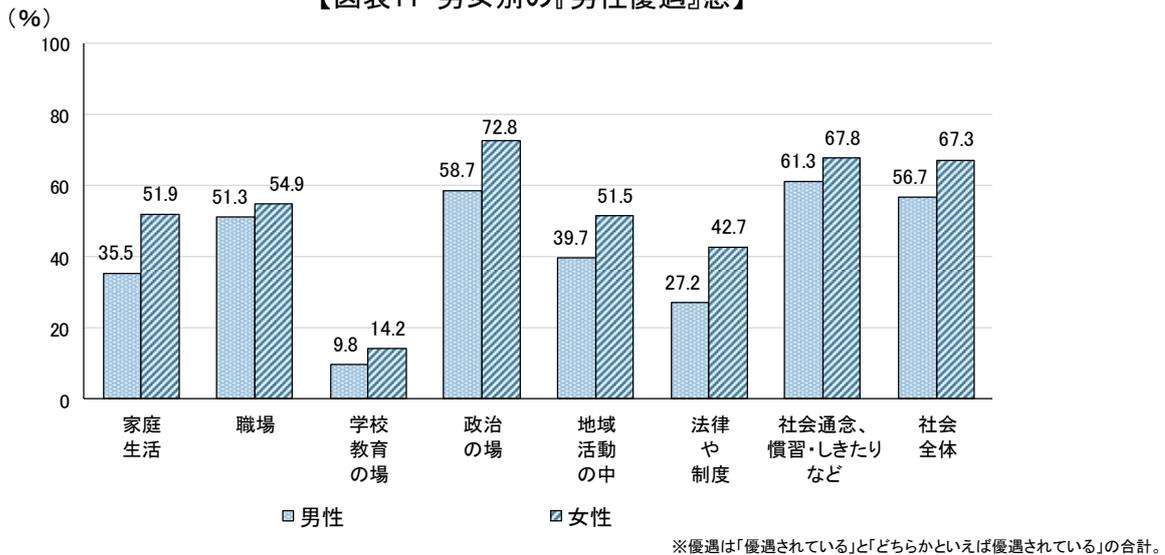
- 「学校教育の場」は約半数が『平等』と回答していますが、「政治の場」、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「社会全体」、「職場」などにおける男女の地位については、『男性優遇（男性が優遇されているとどちらかといえば男性が優遇されているの合計、以下同様）』の回答が多く、『平等』、『女性優遇（女性が優遇されているとどちらかといえば女性が優遇されているの合計、以下同様）』を大きく上回っています。（図表10）
- 「政治の場」、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「社会全体」、「職場」では『男性優遇』が男女とも5割を超え、これ以外の分野では、女性が『男性優遇』と回答する比率は男性の回答の割合を大きく超えており、男女の認識の差がみられます。（P12 図表11）
- 国調査（平成28年内閣府世論調査）と比べると、「家庭生活」、「社会通念、慣習・しきたりなど」において、本市の『平等』の回答は低い割合となっています。（P12 図表12・13）

【図表10 男女の地位について】



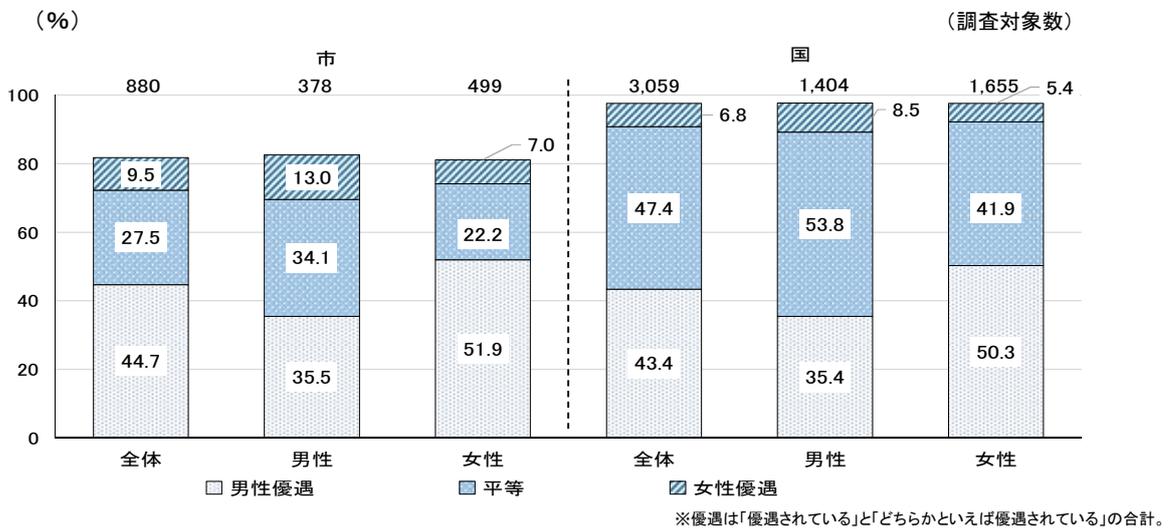
資料：市民意識調査

【図表11 男女別の『男性優遇』感】



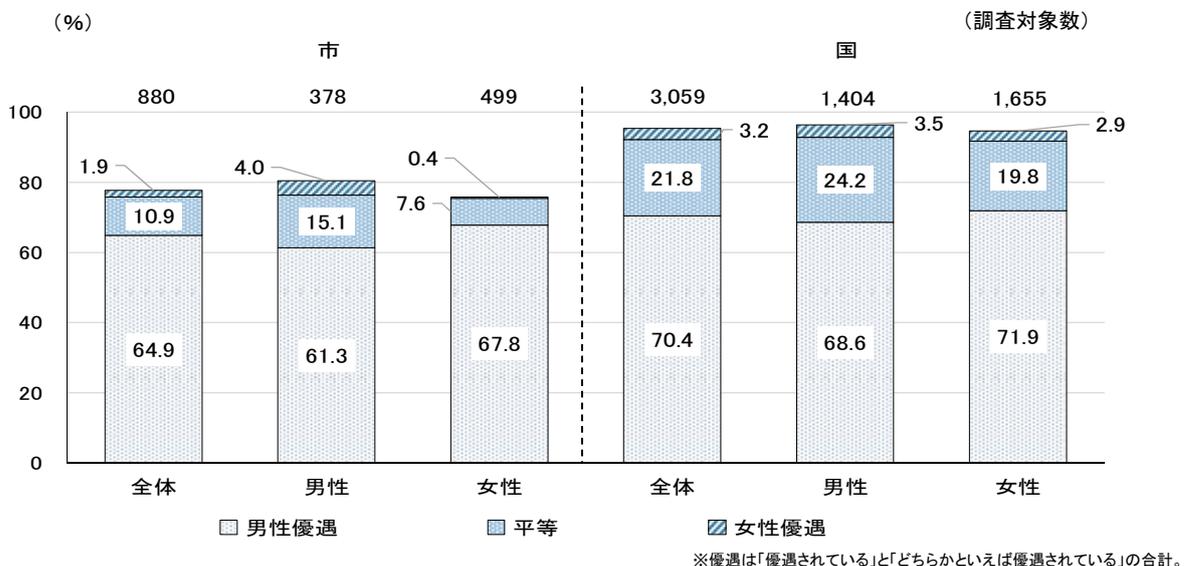
資料：市民意識調査

【図表12 家庭生活に関する男女の地位の比較】



資料：市民意識調査、男女共同参画社会に関する世論調査

【図表13 社会通念、慣習・しきたりに関する男女の地位の比較】



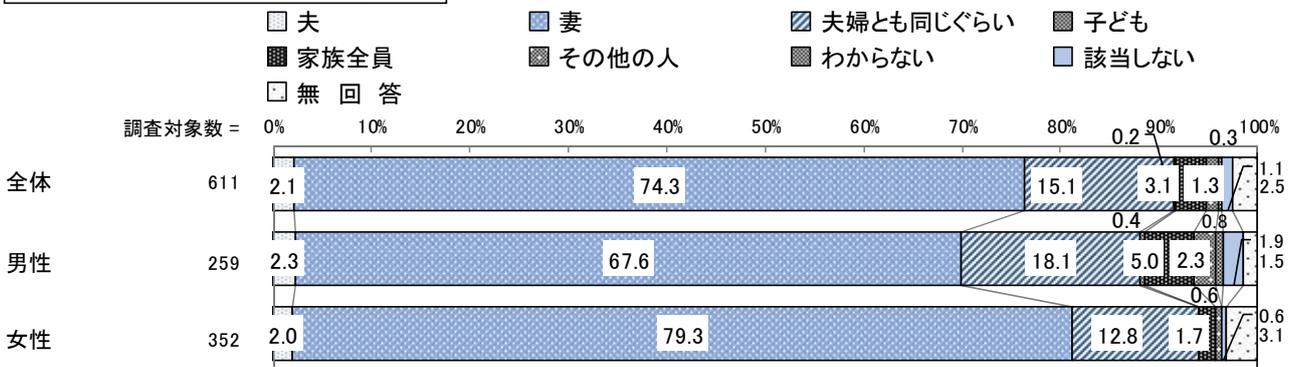
資料：市民意識調査、男女共同参画社会に関する世論調査

様々な場での役割分担において男女不平等感が生じる要因がみられます

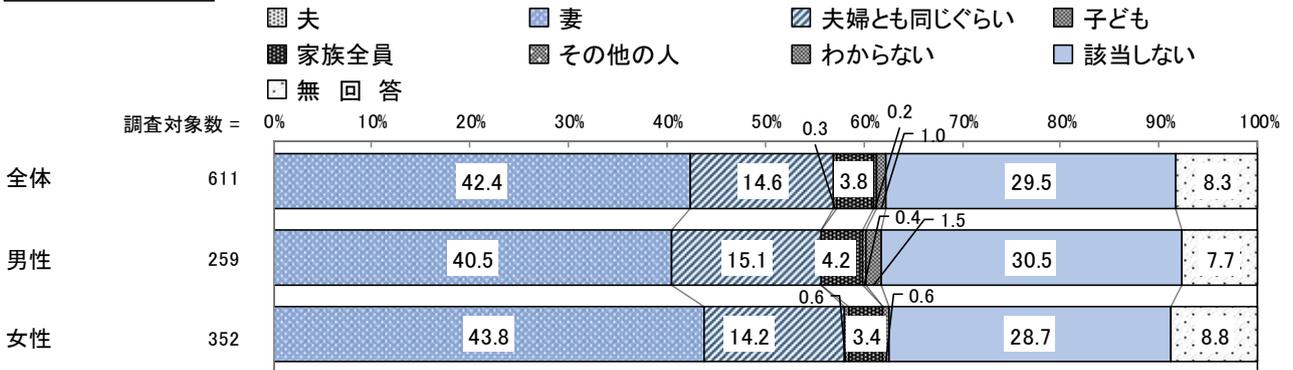
- 家事（炊事・洗濯・掃除）、育児、看護・介護などの家庭内の役割分担において、特に家事（炊事・洗濯・掃除）は、女性が中心となっています。（図表14）
- 職場では「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答が最も多いですが、全体の3割にとどまっています。男女別の回答では、やや開きがあります。職場の状況において、女性の回答では、「女性の能力を正当に評価しない」、「お茶くみや雑用は女性がする」、「結婚出産すると勤め続けにくい雰囲気がある」が多くなっています。男性の回答では「育児休業を取得できない、取得しにくい」、「希望職種につく機会に男女差がある」、「男性の能力を正当に評価しない」などがやや多くなっています。（P14 図表15）
- 地域活動の場においては、行事の企画や代表者は男性が中心となっている状況があります。（P14 図表16）

【図表14 家庭内の役割分担】

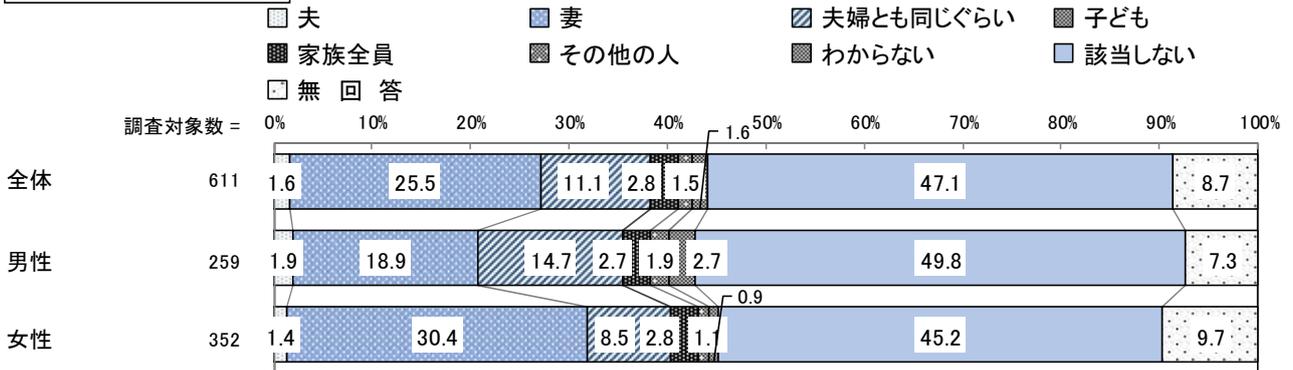
図表14-1 家事(炊事・洗濯・掃除)



図表14-2 育児



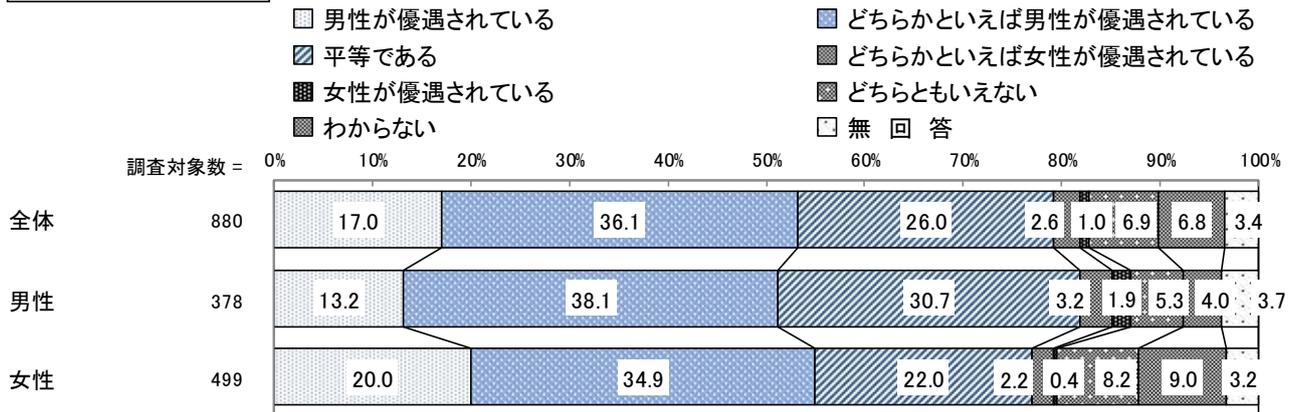
図表14-3 看護・介護



資料：市民意識調査

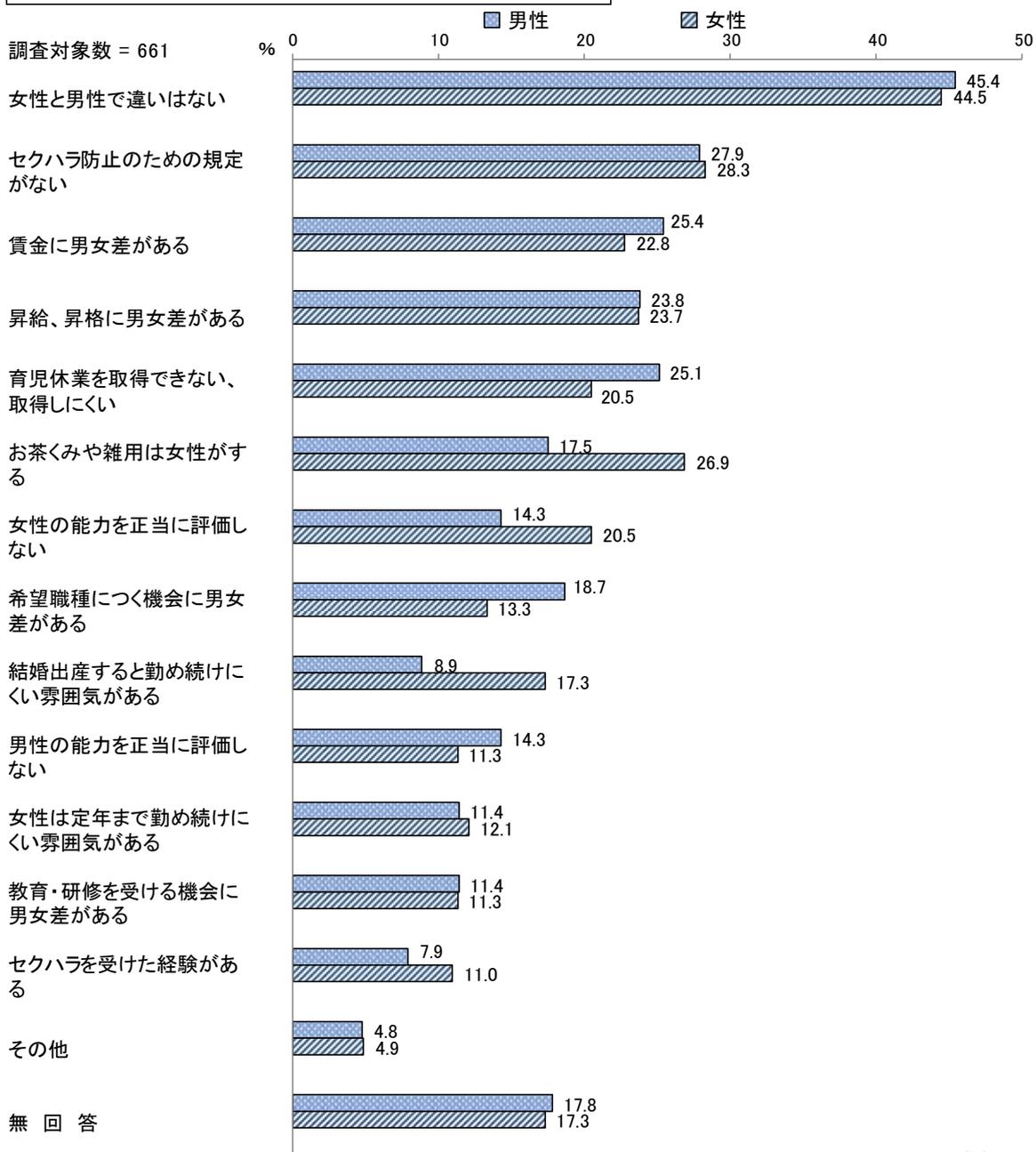
【図表15 職場における男女の状況】

図表15-1 職場では



図表15-2 職場についてあてはまること(はいの回答)

[複数回答]

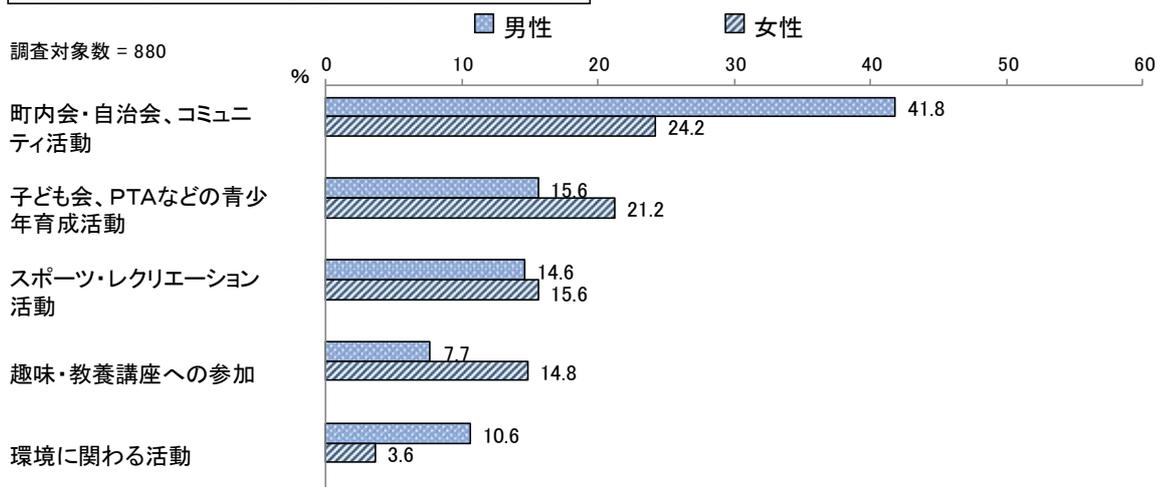


資料：市民意識調査

【図表16 地域活動の場の状況】

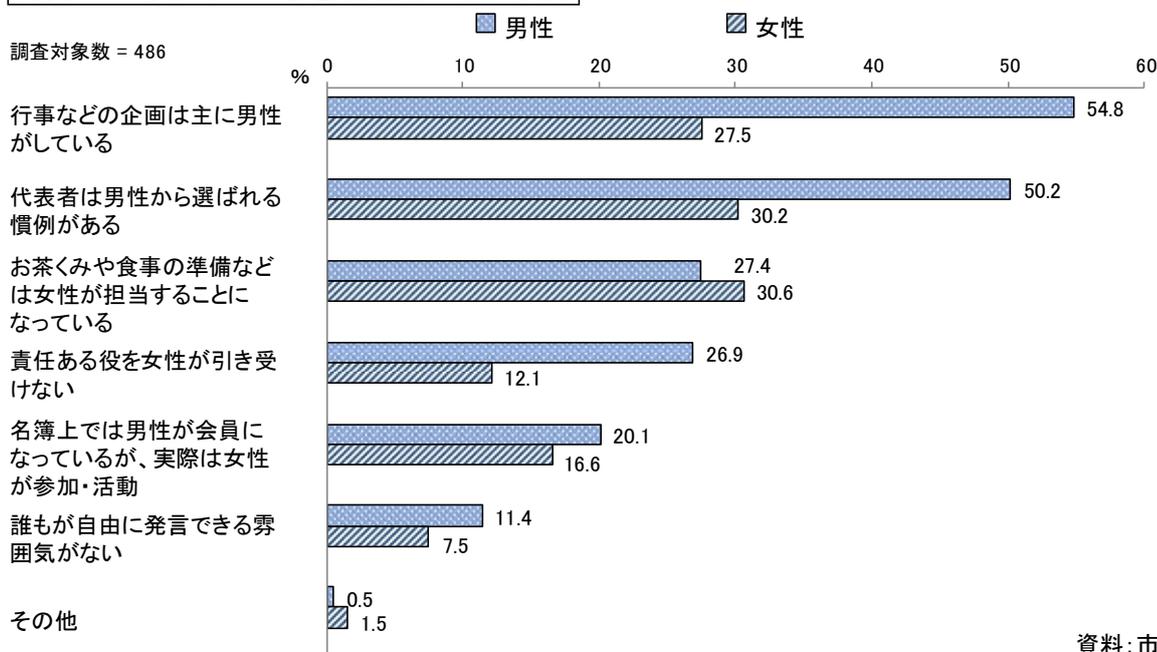
図表16-1 参加している地域活動(上位5項目)

[複数回答]



図表16-2 参加している地域活動の場の状況

[複数回答]

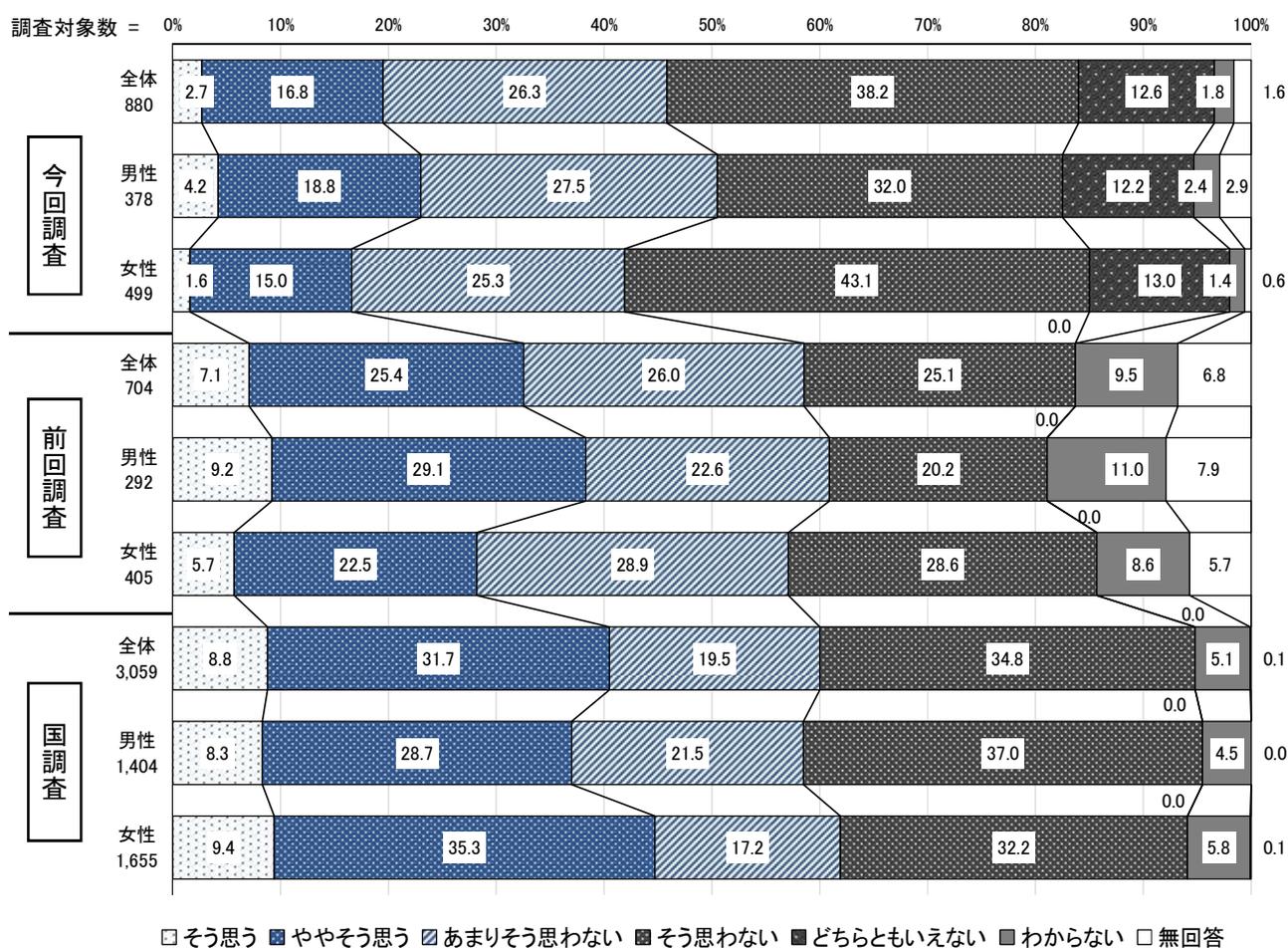


資料: 市民意識調査

固定的性別役割分担意識は変化していますが、男女差や年代差がみられます

- 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、全体では、『そう思わない（あまりそう思わないとそう思わないの合計、以下同様）』が64.5%と多く、『そう思う（そう思うとややそう思うの合計、以下同様）』は19.5%です。性別では、『そう思わない』は女性の方が多く、『そう思う』は男性の方がやや多くなっています。また、前回調査に比べ『そう思わない』が全体では13.4ポイント増加しており、男女を比較すると男性より女性の方が増加率が高くなっています。（図表17）

【図表17 「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



※前回調査平成24年度実施、国調査平成28年度に内閣府で実施。

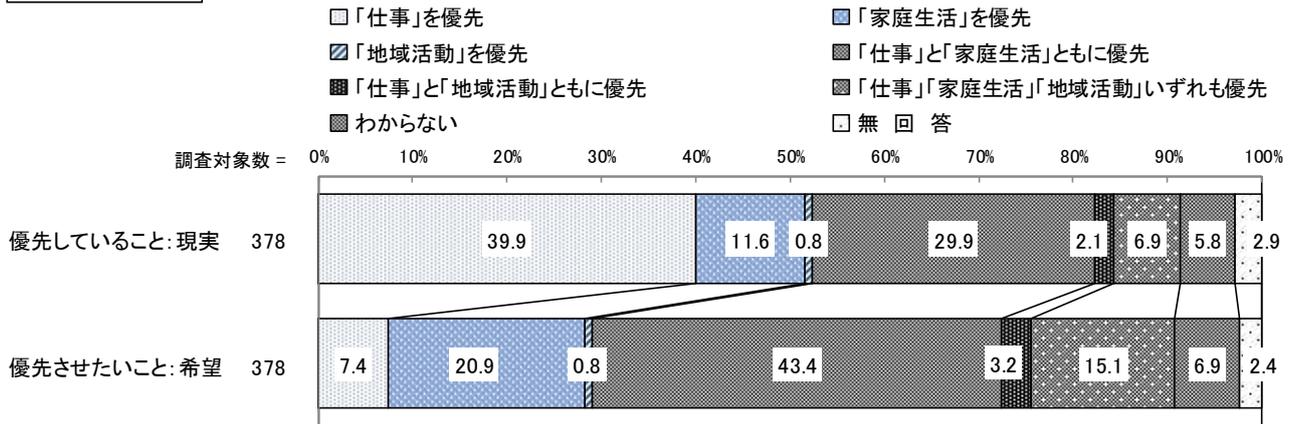
資料：市民意識調査、男女共同参画社会に関する世論調査

希望のワーク・ライフ・バランスの実践は難しく、男性は仕事優先の傾向がみられます

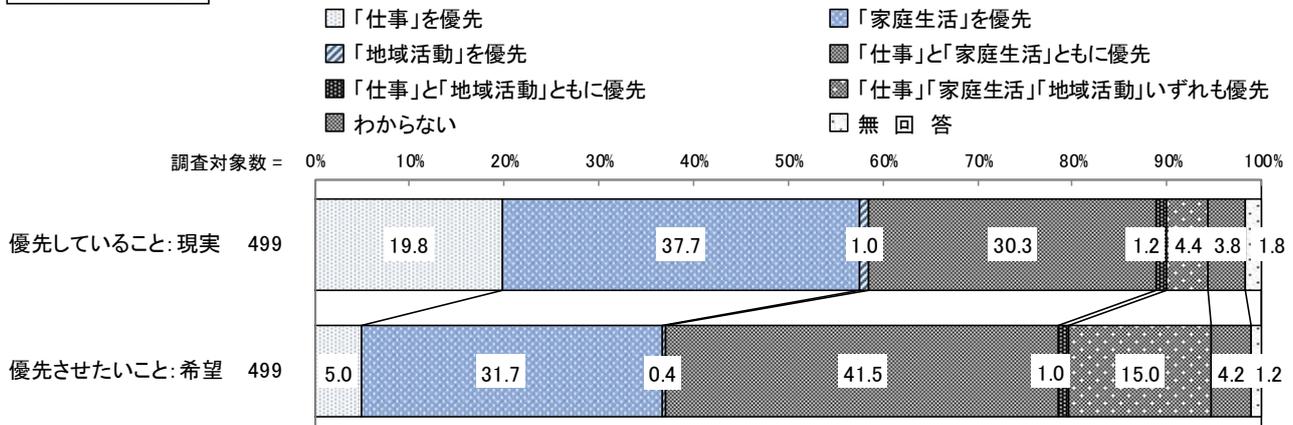
- 生活の中での仕事、家庭生活、地域活動の優先度について、現実では、男性は『「仕事」を優先』、女性は『「家庭生活」を優先』が最も多くなっています。希望では、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」ともに優先』が最も多くなっています。このことから、現実と希望に差があることがわかります。（図表18）

【図表18 男女別でみた生活の中での仕事、家庭生活、地域活動の優先度の現実と希望】

図表18-1 男性



図表18-2 女性

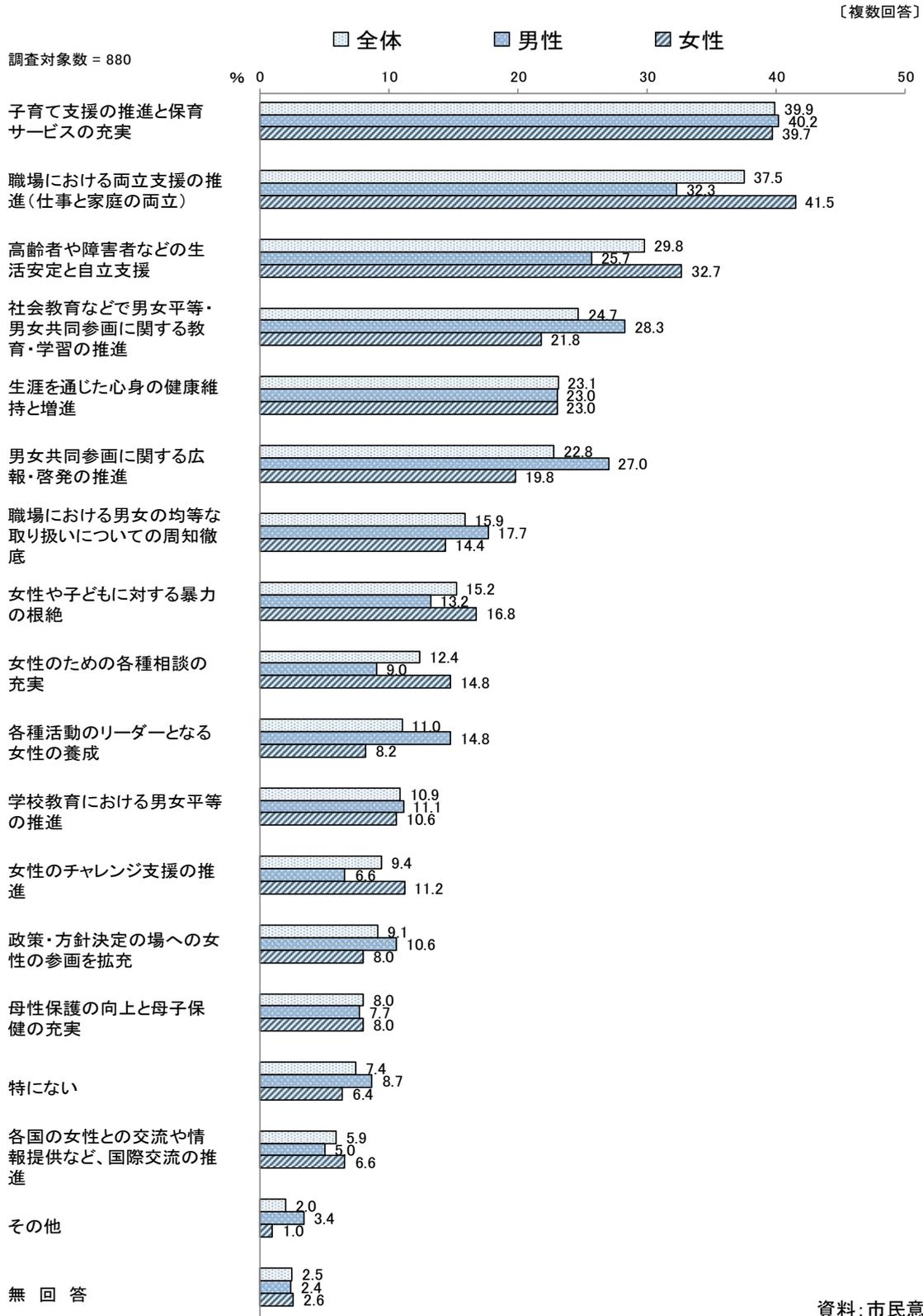


資料: 市民意識調査

子育て支援と仕事と家庭の両立支援の必要性が高くなっています

- 男女共同参画社会の形成に向けては、「子育て支援の推進と保育サービスの充実」と「職場における両立支援の推進（仕事と家庭の両立）」の回答が多くなっています。「職場における両立支援の推進（仕事と家庭の両立）」は、女性で41.5%と特に多くなっています。（図表19）

【図表19 男女共同参画社会のために力を入れるべきこと】

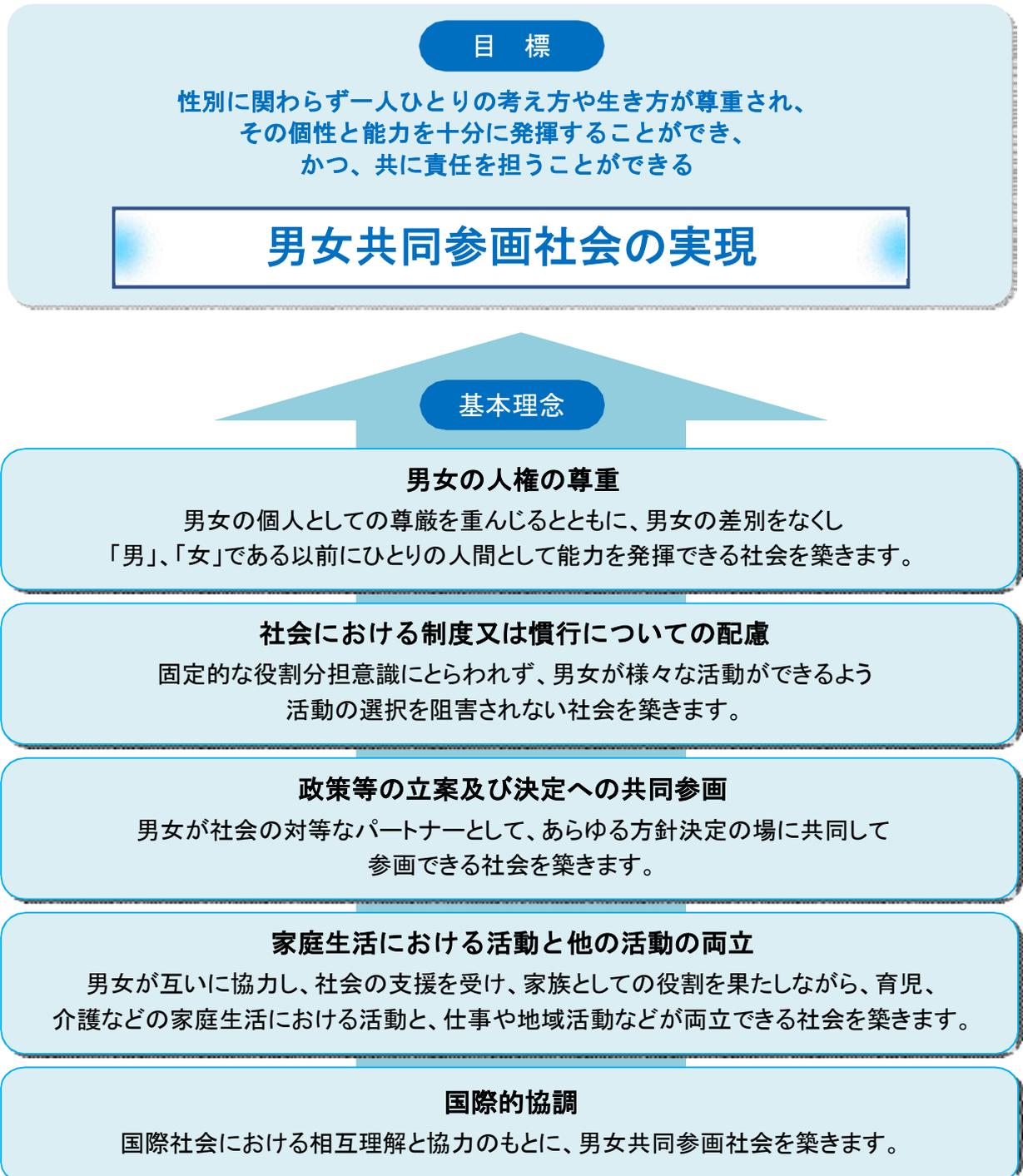


資料：市民意識調査

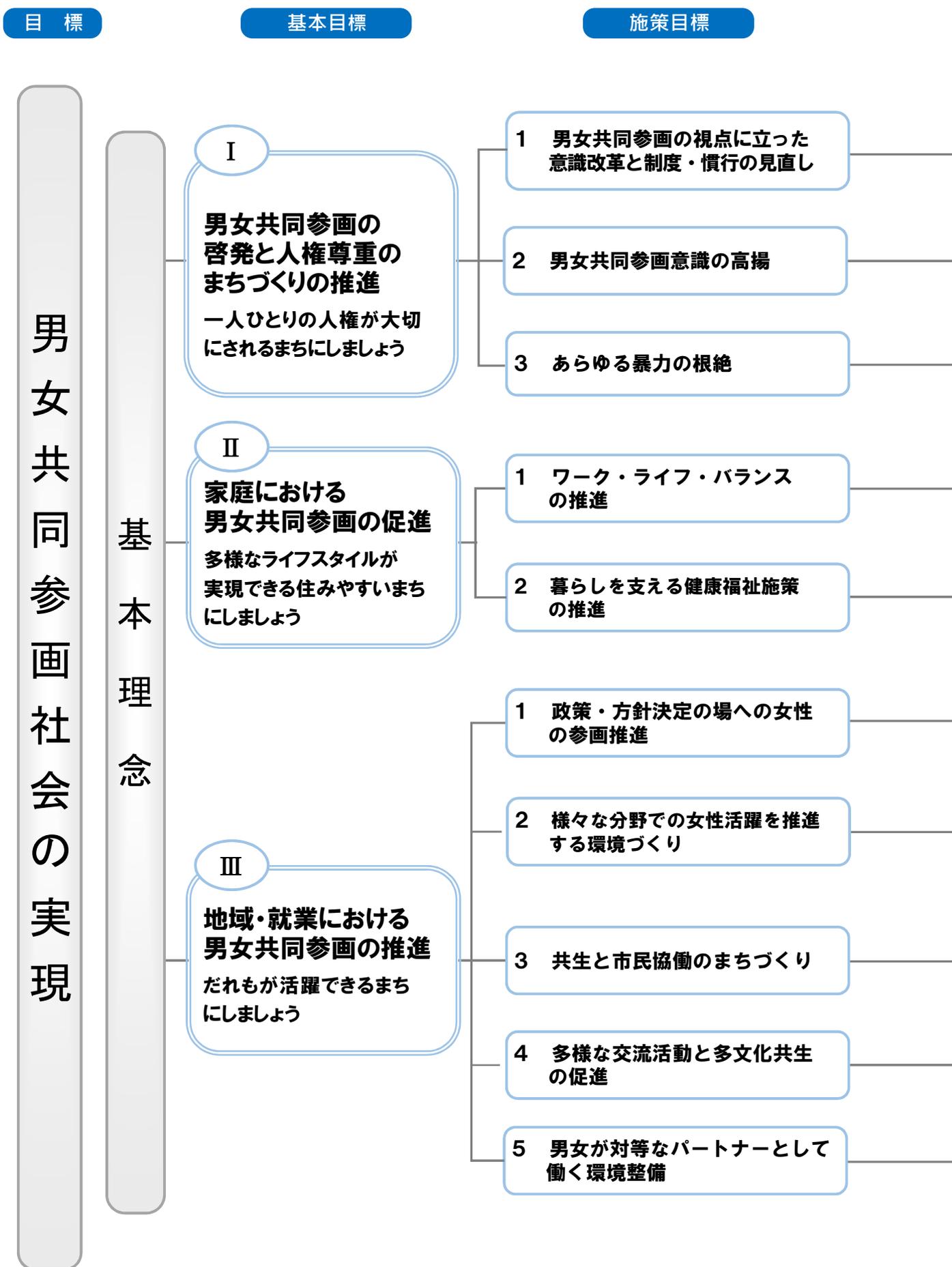
3 計画の目指す方向

本計画は、基本法及び県条例を踏まえ、また、渋川市男女共同参画計画を継承し、次の5つの「基本理念」を定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 目標・基本理念



(2) 施策の体系



施 策

★印のついた施策は重点的に取り組む施策を示しています。

- (1) 家庭・地域・職場へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり
- (2) 意識改革のための広報、啓発活動の推進 ★
- (3) 市職員研修の充実・強化

- (1) 学校等における男女共同参画意識・人権教育の推進
- (2) 家庭における男女共同参画意識啓発の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
- (4) 多様な性への理解の促進 ★

- (1) あらゆる暴力・虐待等の予防と根絶のための啓発 ★
- (2) 支援体制の整備・充実 ★
- (3) メディアにおける性・暴力表現への対応

渋川市DV
防止基本計画

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進 ★
- (2) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

- (1) 子育てに関わる多様なサービスの提供と支援
- (2) 介護に関わる多様なサービスの提供と支援
- (3) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

- (1) 各種審議会等への女性の参画推進 ★
- (2) 女性の市政参画の推進

渋川市女性活躍
推進計画

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進 ★
- (2) 防災における女性参画の推進 ★
- (3) 女性の人材育成と登用の促進

渋川市女性活躍
推進計画

- (1) 高齢者・障害者の社会参画の促進
- (2) ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実
- (3) ボランティア・NPO等の活動支援
- (4) 在住外国人への支援

- (1) 地域間交流・国際交流などの活動支援
- (2) 多文化共生と国際理解の促進

- (1) 働きやすい職場環境の促進 ★
- (2) 就業支援と働く力の育成支援 ★
- (3) 農業・商工業等自営業者、従事者の働き方の見直し

渋川市女性活躍
推進計画

(3) 重点課題

課題

1

男女共同参画に関する正しい理解の普及・深化

男女共同参画の基本的な事項についての認知度は高くなってきましたが、性別や年齢により差がみられます。意識は深まりつつありますが、実際の生活や場面では様々な課題があることが考えられることから、男女共同参画社会の姿を市民に身近なものとして普及するとともに、性別役割分担意識の解消に向け、啓発・学習を継続して進めていくことが求められます。

課題

2

あらゆる暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力をはじめ、男女間の暴力などあらゆる暴力的行為は、重大な人権侵害であり、許されるものではありません。市民意識調査で暴力を受けたことがある割合が微増しており、DV相談等の件数も増えていることから、あらゆる暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行い、安心して安全な地域づくりに取り組んでいく必要があります。庁内体制の強化を図り、暴力被害に遭った市民の総合的、計画的な支援体制の充実が求められます。

課題

3

あらゆる場面での女性の活躍推進

審議会等女性委員比率 35%の目標達成（平成 37 年度）を目指し、防災活動や地域活動、社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、先進事例の研究も含め、女性の登用を促進するための施策を強化していく必要があります。

課題

4

ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が希望するワーク・ライフ・バランスで、生涯を通じて充実した生活を送れるように、実現できる環境をつくることが重要な課題です。子育てにやさしいまちづくりを進める中で、ワーク・ライフ・バランスの推進と本市の産業構造を踏まえて、働き方改革に取り組む必要があります。市民や事業者への仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発をはじめ、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備、子育てや介護の支援体制の充実、再就職・起業等へのチャレンジ支援等の総合的な推進が求められます。

課題

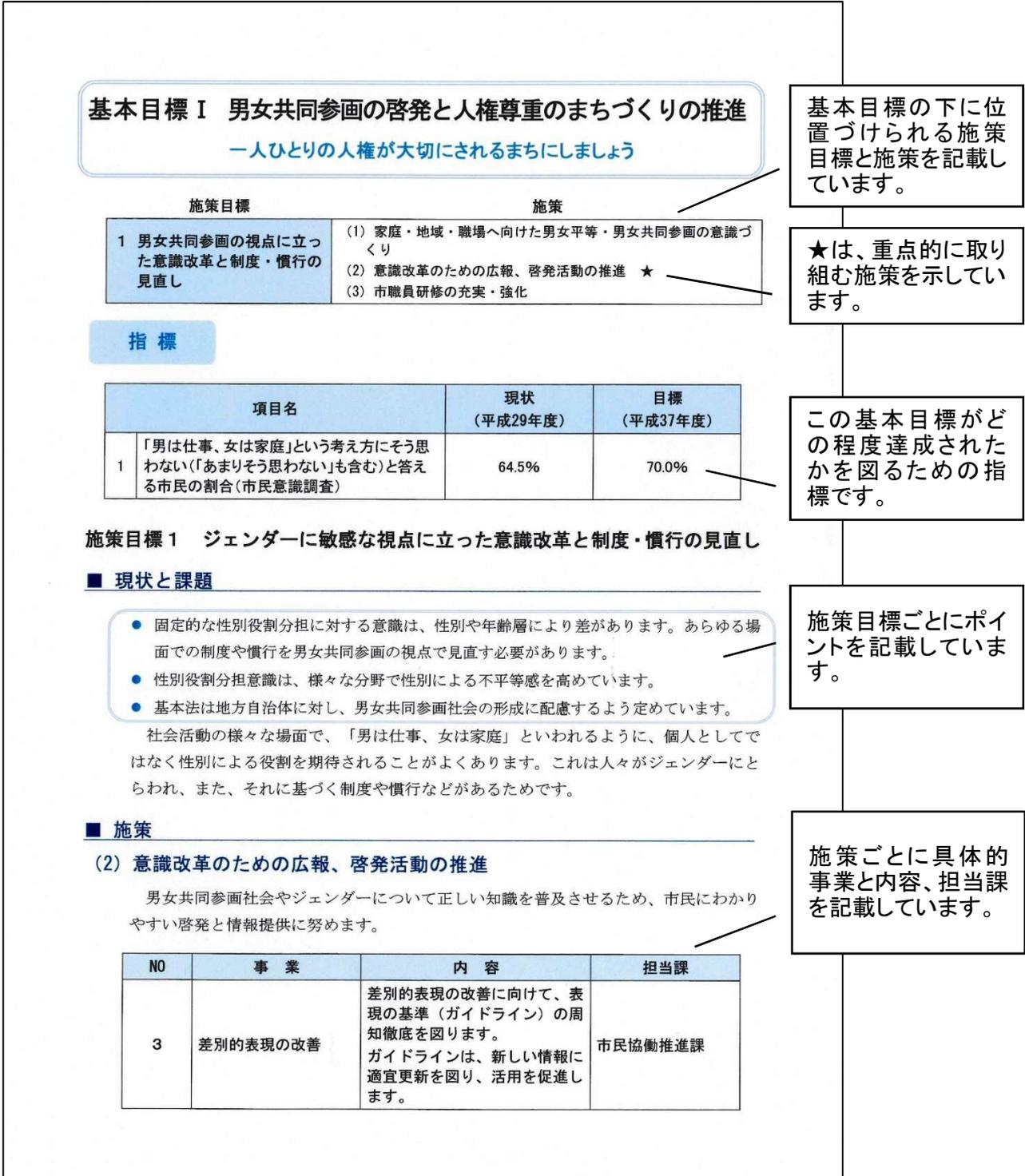
5

地域生活・市民を取り巻く状況の変化に応じた男女共同参画の推進

本市においても、少子高齢化が進み、就業者数も減少しています。市民を取り巻く状況やライフスタイルの変化により、地域の課題も多様化しています。刻々と変化する地域の課題解決のためには、状況変化に応じた男女共同参画を推進する必要があります。

4 施策の展開

施策の展開の見方



施策の展開

基本目標 I 男女共同参画の啓発と人権尊重のまちづくりの推進

一人ひとりの人権が大切にされるまちにしましょう

施策目標	施策
1 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	(1) 家庭・地域・職場へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり (2) 意識改革のための広報、啓発活動の推進 ★ (3) 市職員研修の充実・強化
2 男女共同参画意識の高揚	(1) 学校等における男女共同参画意識・人権教育の推進 (2) 家庭における男女共同参画意識啓発の推進 (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 (4) 多様な性への理解の促進 ★
3 あらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力・虐待等の予防と根絶のための啓発 ★ (2) 支援体制の整備・充実 ★ (3) メディアにおける性・暴力表現への対応

渋川市DV
防止基本計画

指標

項目名		現状 (平成29年度)	目標 (平成37年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方にそう思わない(「あまりそう思わない」も含む)と答える市民の割合(市民意識調査)	64.5%	70.0%
2	社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	10.9%	15.0%
3	男女共同参画関連の出前講座開催回数	1回	3回

施策目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

■ 現状と課題

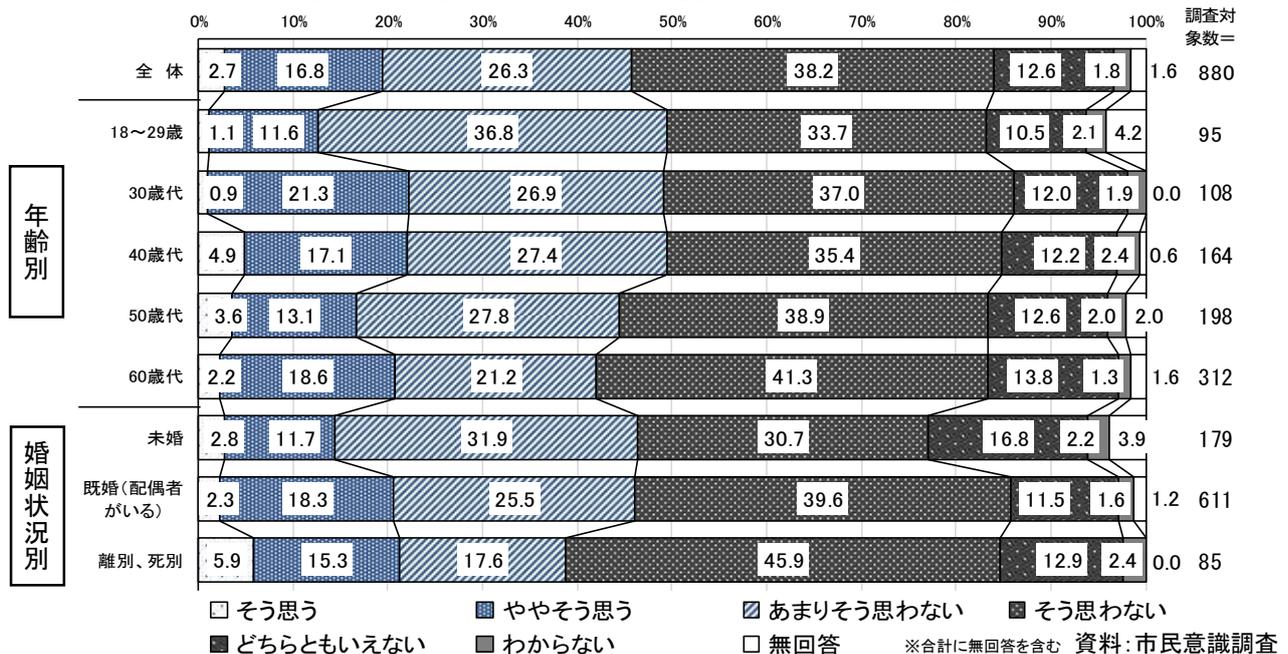
- 固定的な性別役割分担に対する意識は、性別や年齢層により差があります。あらゆる場面での制度や慣行を男女共同参画の視点で見直す必要があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野で性別による不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会の形成に配慮するよう定めています。

社会活動の様々な場面で、「男は仕事、女は家庭」といわれるように、個人としてではなく性別による役割を期待されることがよくあります。これは人々がジェンダー※1（社会的性別）にとらわれ、また、それに基づく制度や慣行などがあるためです。

本市では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、反対（64.5%）が賛成（19.5%）を大きく上回っています。しかし、年齢別にみると賛成とする回答が30歳代では22.2%、40歳代では22.0%と、固定的性別役割分担意識が見受けられます。（図表20）また、本市においても社会通念、慣習・しきたりなどについては「平等」の割合が低いことから、家庭、地域、学校、職場、本市の施策などあらゆる場面での制度や慣行を男女共同参画の視点で見直す必要があります。（P12 図表13）

なお、基本法第4条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第15条では、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施にあたって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、本市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

【図表20 「男は仕事、女は家庭」という考えについて】



※1 ジェンダー：生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念、社会的性別のことです。

■ 施策

(1) 家庭・地域・職場へ向けた男女平等・男女共同参画の意識づくり

様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点を反映するように努めます。

NO	事業	内容	担当課
1	市民意識調査の実施	時勢に応じた内容を取り入れた調査を行い、市民意識の状況を把握するとともに、施策の成果を検証する基礎資料とし、次期計画への反映を図ります。	市民協働推進課
2	市職員意識調査の実施	市職員の意識調査を行い、男女共同参画意識の状況を把握し、調査結果を周知します。	市民協働推進課 職員課

(2) 意識改革のための広報、啓発活動の推進

男女共同参画社会やジェンダーについて正しい知識を普及させるため、市民にわかりやすい啓発と情報提供に努めます。

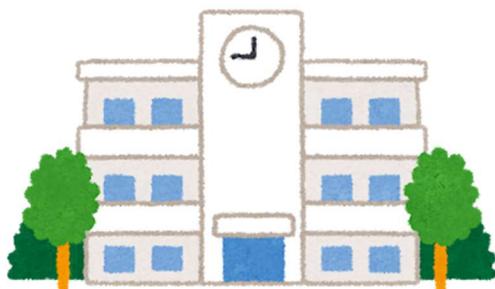
NO	事業	内容	担当課
3	差別的表現※1の改善	差別的表現の改善に向けて、表現の基準（ガイドライン）の周知徹底を図ります。 ガイドラインは、新しい情報に適宜更新を図り、活用を促進します。	市民協働推進課
4	市民への周知・啓発	男女共同参画に関する正しい知識を普及させるため、広報紙や情報紙、市ホームページを活用し、情報発信を行います。	

※1 差別的表現: 男女のいずれかに偏った表現、性別によるイメージを固定化した表現、男女が対等な関係になっていない表現、男女で異なった表現のことです。

(3) 市職員研修の充実・強化

全ての市職員が男女共同参画の視点で業務にあたることができるよう、市職員の意識を高めめます。

NO	事業	内容	担当課
5	市職員研修の実施	人権尊重、ハラスメント※1、LGBT※2、女性活躍推進※3・次世代育成支援※4など男女共同参画を意識した研修を実施し、市職員の意識向上を図ります。	職員課 市民協働推進課
6	保育士研修の実施	性別に関わらず、一人ひとりの個性を尊重し、能力や素質を認め合える子どもを育てる保育士の育成を図ります。	こども課
7	教職員研修の実施	教職員の人権意識を高めるための研修の充実に努めます。	学校教育課



- ※1 ハラスメント:他者に対する発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。
- ※2 LGBT:Lはレズビアン(Lesbian:女性同性愛者)、Gはゲイ(Gay:男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル(Bisexual:両性愛者)、Tはトランスジェンダー(Transgender:身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人)の頭文字を取って組み合わせた言葉であり、多様な性を表す言葉の一つとして使われます。
- ※3 女性活躍推進:女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境の整備を進めることです。
- ※4 次世代育成支援:行政・企業・地域が一体となり、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることです。

施策目標2 男女共同参画意識の高揚

■ 現状と課題

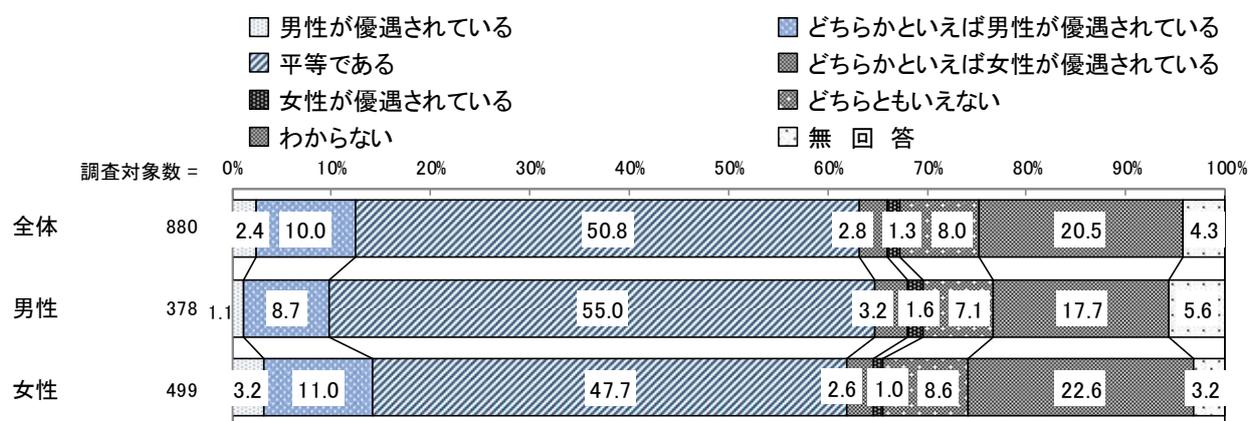
- 学校生活は比較的男女平等が進んでいますが、気付かない不平等の影響が懸念されます。
- 男女共同参画の基本的知識は深まってきてはいますが、十分に伝わっているとはいいがたく、学習の場を確保していく必要があります。
- L G B Tなどの多様な性への理解が低い状況から、性の多様性について効果的な啓発を調査検討し、性のあり方が尊重されるよう意識の醸成を図る必要があります。

学校教育の場においては、「平等」と回答する市民の割合は5割を超えています。この結果は、他の分野に比べると高い割合ではありますが、学校生活の中で無意識・無自覚に教師から児童・生徒に伝えられる知識や文化、規範（「隠れたカリキュラム」）があるとされています。（図表21）

一方、男女共同参画に関する用語は市民への認知度が低いものが多く、「男女共同参画社会」、「ジェンダー（社会的性別）」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」、「L G B T、性的マイノリティ※1」の認知度をみると、『言葉も内容も知っている』がいずれも3割に達していない状況です。市民の学習機会としては生涯学習がありますが、行政が役割を担う社会教育において、男女共同参画に関する学習機会が少ない現状です。（図表22）

L G B Tなどの当事者は、S O G I ※2（性的指向及び性自認）を理由とする差別や偏見等の周囲の無理解によって生きづらさを抱えています。多様な性への理解が低い状況から、性の多様性について効果的な啓発を調査検討し、性のあり方が尊重されるよう意識の醸成を図る必要があります。

【図表21 学校教育の場における男女の地位】

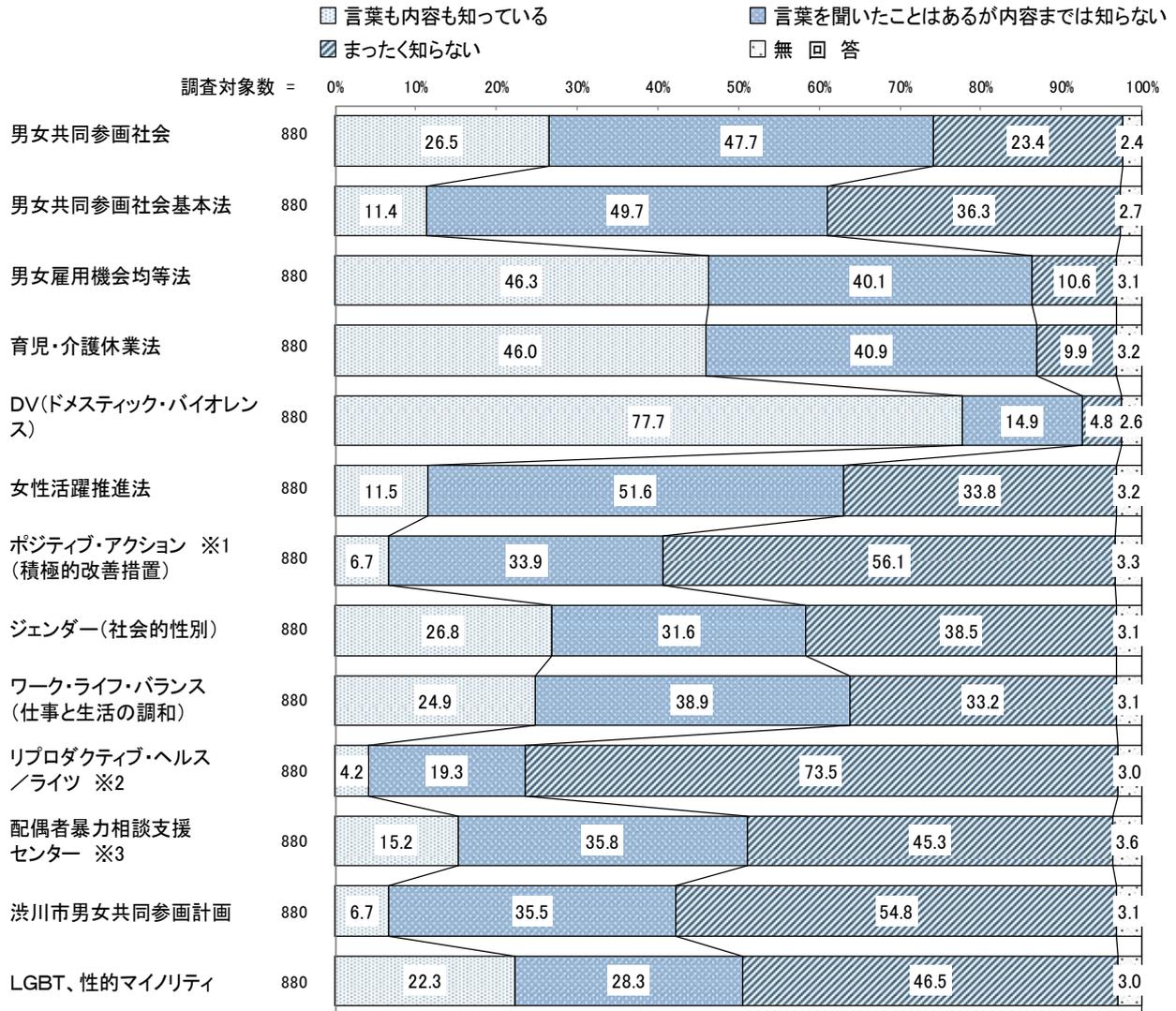


資料：市民意識調査

※1 性的マイノリティ：LGBTなども含む性的少数者（セクシュアルマイノリティ）のことです。性のあり方が非典型的・少数派である人を示す言葉です。

※2 SOGI：好きになる性「性的指向（Sexual Orientation）」と、心の性「性自認（Gender Identity）」の頭文字を取って組み合わせた言葉です。

【図表22 男女共同参画に関する用語の認知度】



資料：市民意識調査

※1 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれかに、参画機会を積極的に提供するものです。

※2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：子どもの数、出産間隔、出産時期などを、その人が責任をもって自由に決定でき、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また、思春期や更年期における健康上の問題等を含めて、生涯を通じての性と生殖に関する健康と権利のことです。

※3 配偶者暴力相談支援センター：DVに関する相談、被害者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行います。

■ 施策

(1) 学校等における男女共同参画意識・人権教育の推進

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女平等の精神を高める学習と、個性や能力を重視した教育を推進します。

NO	事業	内容	担当課
8	人権意識を高める人権教育、道徳教育の推進	人権意識を高めるための教科、道徳、特別活動の指導を実施します。	学校教育課
9	男女混合名簿の推進	男女混合名簿の意義を踏まえ、各校の実情や実際の場面に応じて積極的に活用できるようにします。	

(2) 家庭における男女共同参画意識啓発の推進

家庭でのしつけや生活習慣の形成過程で男女共同参画意識が培われるように、家庭教育、子育て支援の推進を図ります。

NO	事業	内容	担当課
10	子育てひろばの開催	保護者の性別役割分担意識の改革を図り、パートナー同士が協力して子育てできるよう推進します。	こども課 市民協働推進課
11	幼稚園・保育所保護者向け子育て学習会の開催	幼稚園・保育所の保護者を対象に、男女共同参画を意識した学習会が開催されるように支援します。	こども課
12	人権教育の充実	児童・生徒の保護者に対し人権教育の啓発を行うとともに、人権教育に視点を当てた授業研究会を実施し、指導の向上を図ります。	学校教育課
13	家庭教育学級の開催	家庭教育支援の重要性に鑑み、多様性の理解、健全な子育て、男性の子育て参画等、男女共同参画の視点を意識したセミナーを開催します。	各公民館

(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
14	男女共生講座の開催	市民を対象とし、男女共同参画に関わる様々なテーマで講座やセミナーを実施します。	市民協働推進課
15	男性向け講座の開催	男性を対象に、育児や介護など男女共同参画に関わる様々なテーマで講座やセミナーを実施します。	
16	人権教育講座の開催	市民を対象とした人権教育啓発活動の充実を図ります。	生涯学習課 各公民館
17	関連図書収集・読書推進	男女共同参画に関する図書や資料を収集するとともに、特設展示を設置し、市民の関心を高めます。	渋川市立図書館

(4) 多様な性への理解の促進

LGBTなどの多様な性への理解を深めるための啓発に努めます。

NO	事業	内容	担当課
18	LGBTなど多様な性に関する理解を深めるための啓発	市民向けの講演会や広報紙、児童・生徒向けのパンフレット配布、市職員研修などにより、性の多様性についての理解を深める啓発に努めます。	市民協働推進課 生涯学習課



施策目標3 あらゆる暴力の根絶

■ 現状と課題

- 男女間の暴力被害は深刻な問題となっています。
- 暴力の被害を受けても、第三者に相談しない（できない）被害者は女性が多いものの、男性の被害者で相談しない人もみられます。
- 『男女間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である』という認識を浸透させる必要があります。
- 女性の人権を侵害している性的な表現が依然として見受けられ、問題意識をもって啓発する必要があります。

平成13年にDV防止法が成立し、平成16年には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれた改正がされ、その後、平成19年には配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とするなどを定めた一部改正が行われました。そして、平成25年には、DV防止法の一部を改正する法律が制定され、平成26年1月3日に施行されました。この改正は、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。平成26年4月には、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律附則第12条による改正がありました。

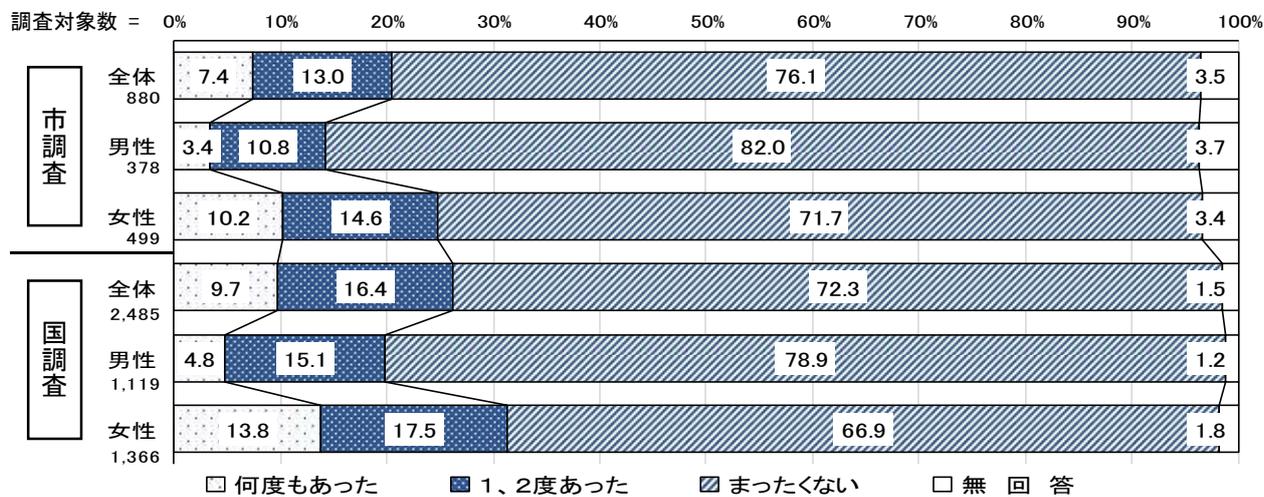
内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成29年度調査）では、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかをひとつでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性で13.8%、男性で4.8%となっています。

市民意識調査によると、恋人や配偶者からの身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けた経験のある女性の割合は、「1、2度あった」が14.6%、「何度もあった」が10.2%となっており、女性の暴力被害は深刻な問題となっています。また、このような暴力被害に遭った女性の相談先は、家族や友人が多数となっており、公的機関を利用する人はわずかです。被害に遭っても「相談しなかった（できなかった）」（20.2%）、「相談しようと思わなかった」（11.3%）とする女性も少なくありません。その理由は、「相談しても無駄だと思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていくことができると思ったから」、「自分に悪いところがあると思ったから」が主にあげられています。このほか「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」、「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」、「他人を巻き込みたくなかったから」がそれぞれ10%台となっています。（図表23～25）

これは『男女間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である』という社会的な認識が浸透していないことにも起因していると思われるため、そのような認識を浸透させる必要があります。

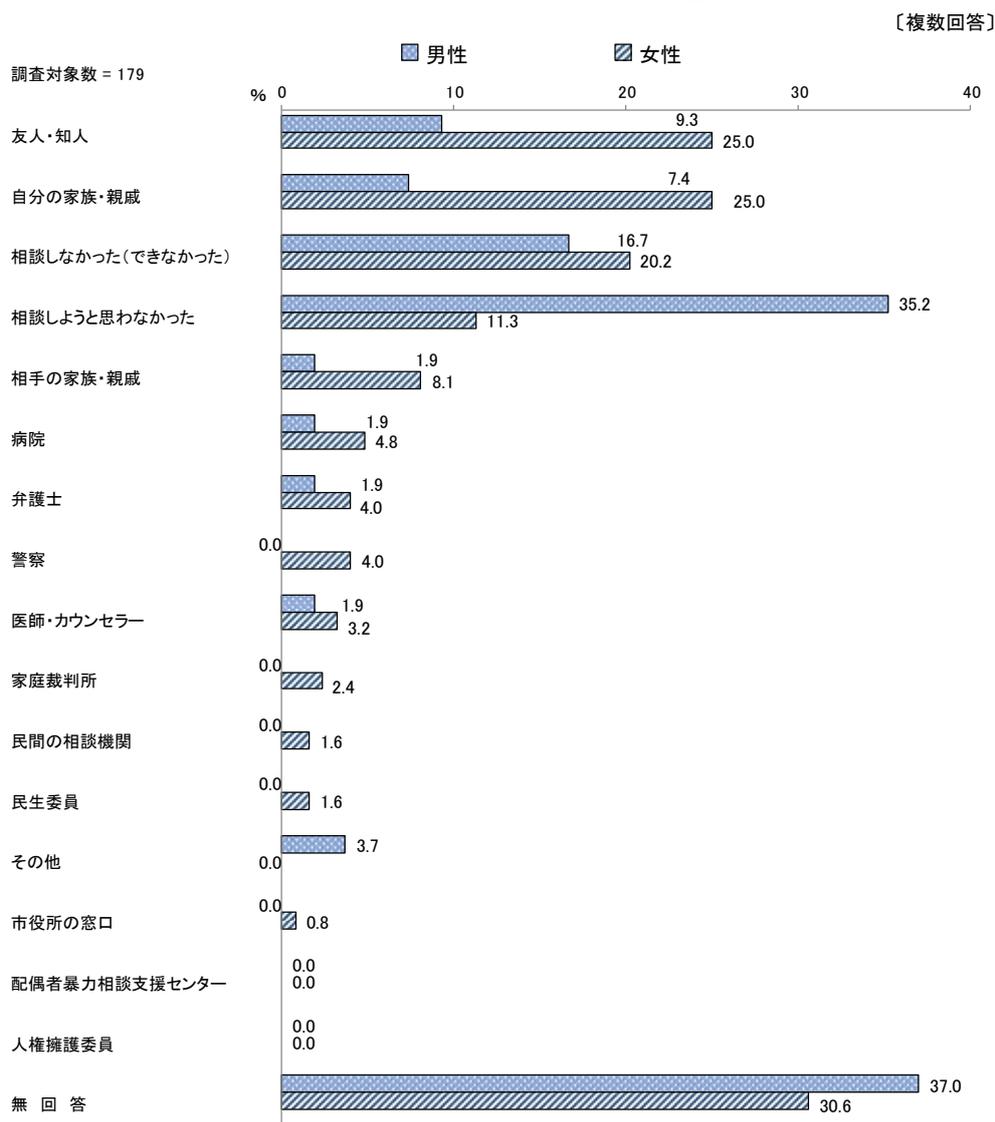
また、情報化が進展し、メディアによる情報が社会に与える影響は増大しており、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調する表現が少なからず見受けられることから、表現問題に関する啓発が課題となっています。

【図表23 配偶者や恋人から暴力を受けた経験】



資料: 市民意識調査、内閣府(男女共同参画局)

【図表 24 暴力を受けたときの相談先】

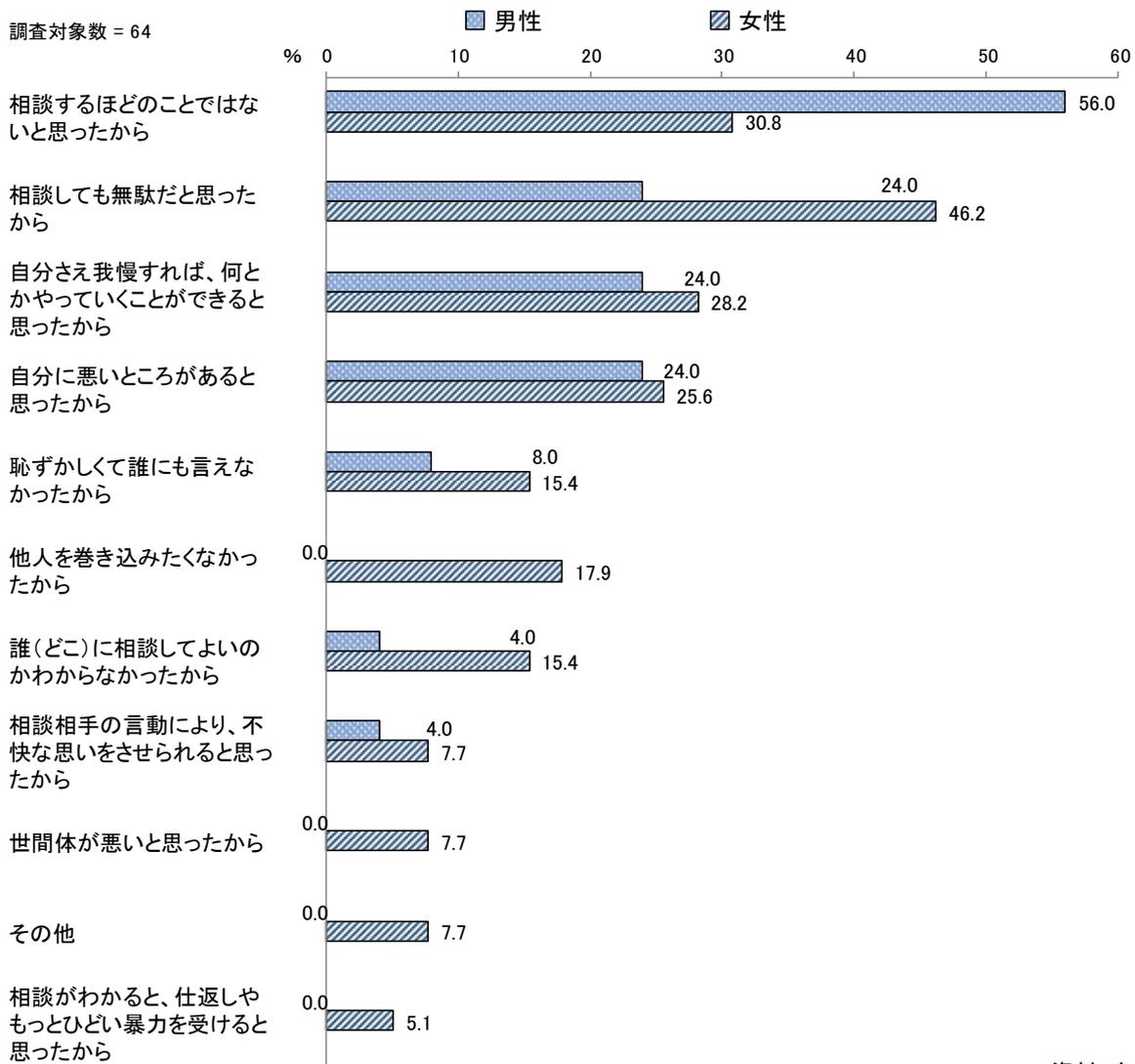


資料: 市民意識調査

【図表25 相談しなかった理由】

〔複数回答〕

調査対象数 = 64



資料：市民意識調査



■ 施策

(1) あらゆる暴力・虐待等の予防と根絶のための啓発

DV防止に関する情報提供と、DV防止講座などにより、女性に対する暴力の予防と根絶に向けた啓発に努めます。

NO	事業	内容	担当課
19	DV防止講座の実施	中学生向けデートDV※1 防止講座など若年層へのDV防止を啓発します。	市民協働推進課
20	DV防止への周知・啓発	市広報や情報紙、市ホームページを活用し、DV防止に関する情報を発信します。	

(2) 支援体制の整備・充実

相談窓口の周知を図るとともに、暴力に遭った市民が相談しやすい体制をつくります。また、本市の実情に合わせ、DV防止、被害者の保護から自立支援に至るまでの施策を総合的に講じるため、関係機関と連携のとれた支援体制の充実を図ります。

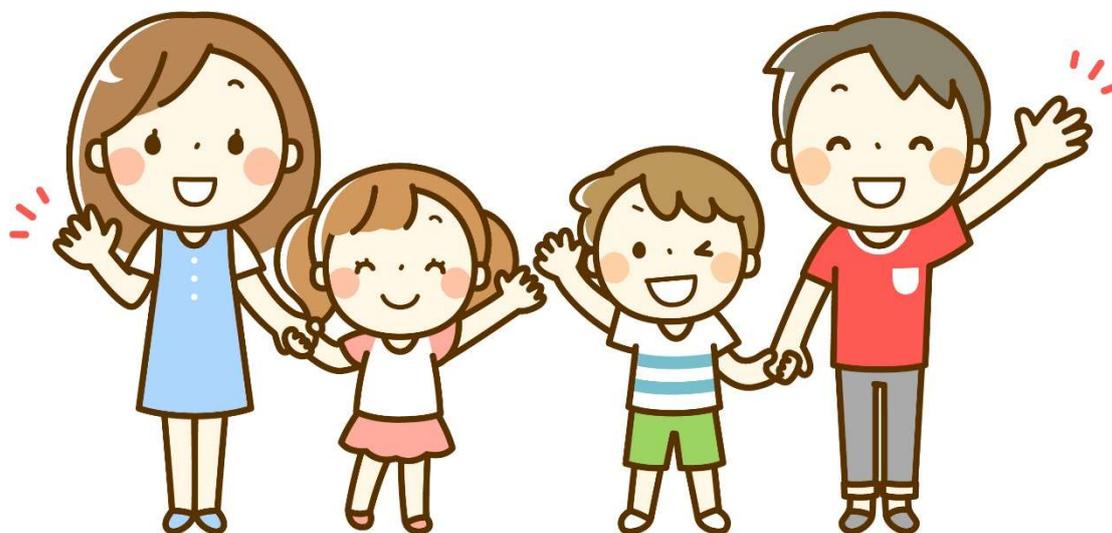
NO	事業	内容	担当課
21	職場におけるハラスメント防止環境の整備の充実	職場におけるハラスメントに対する相談体制を整備し、健全に働くことのできる環境づくりを進めます。	職員課 市民協働推進課
22	DV防止対策の推進	DV防止基本計画に基づき、あらゆる暴力・虐待等についての正しい認識を深められるように啓発します。支援が必要な場合は迅速に連携を図りながら対応できる体制の充実を図ります。	市民協働推進課 こども課
23	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止にとどまらず、支援を要する全ての子どもを視野に入れ、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども課
24	家庭児童相談員による相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保を最優先に適切な対応に努めます。	

※1 デートDV: 中学生・高校生を含む10代、20代の若年層での、恋人、交際相手による心と体への暴力のことです。

(3) メディアにおける性・暴力表現への対応

メディア等による女性の人権侵害を防ぐため、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や女性の性的側面のみを強調する表現の問題について啓発するとともに、青少年の健全育成に向け、地域の環境浄化活動を推進します。

NO	事業	内容	担当課
25	市刊行物における表現への配慮	市刊行物での言葉・イラスト・写真などの表現について男女共同参画への視点が配慮できるよう啓発します。	市民協働推進課
26	青少年の健全育成（地域環境調査・街頭補導巡視の実施）	子どもたちを取り巻く状況をとらえながら、地域の健全な環境を守ります。	生涯学習課



基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進

多様なライフスタイルが実現できる住みやすいまちにしましょう

施策目標	施策
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 ★ (2) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進
2 暮らしを支える健康福祉施策の推進	(1) 子育てに関わる多様なサービスの提供と支援 (2) 介護に関わる多様なサービスの提供と支援 (3) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

指標

項目名		現状 (平成29年度)	目標 (平成37年度)
4	家庭生活において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	27.5%	35.0%
5	ファミリー・サポート・センター会員数	1,165人	1,200人
6	ファミリー・サポート・センター利用件数	383件	510件
7	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診受診率	乳がん:16.9% 子宮頸がん:12.0% 前立腺がん:12.9%	乳がん:50.0% 子宮頸がん:50.0% 前立腺がん:50.0%
8	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の周知度(市民意識調査)	4.2%	15.0%

施策目標 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 現状と課題

- 家庭の仕事分担のほとんどを女性が担うことが多いことが現実です。共働き世帯が増えており、女性の負担が大きくなっています。女性はパートナー（配偶者）に仕事と家事・育児など家庭生活の両立を望んでいますが、現実では男性は仕事などが優先されている状況がうかがえます。
- 男女が共に社会の活動を担うとともに、家庭生活を共有し、家族としての責任を互いに果たすことができるように、男性が家庭の仕事の分担も担える環境づくりが必要になります。

男女が共に社会の活動を担っていくためには、家庭生活を共有し、家族としての責任を果たすことも重要です。しかしながら、市民意識調査によると、生活の中での優先度における現実と希望についての女性の回答は、現実では『「仕事」と「家庭生活」ともに優先』と『「家庭生活」を優先』が3割台となっていますが、希望では『「仕事」と「家庭生活」ともに優先』が圧倒的多数です。男性は、希望では女性と同様に『「仕事」と「家庭生活」ともに優先』と答えているものの、現実には『「仕事」を優先』となっています。（P17 図表18）

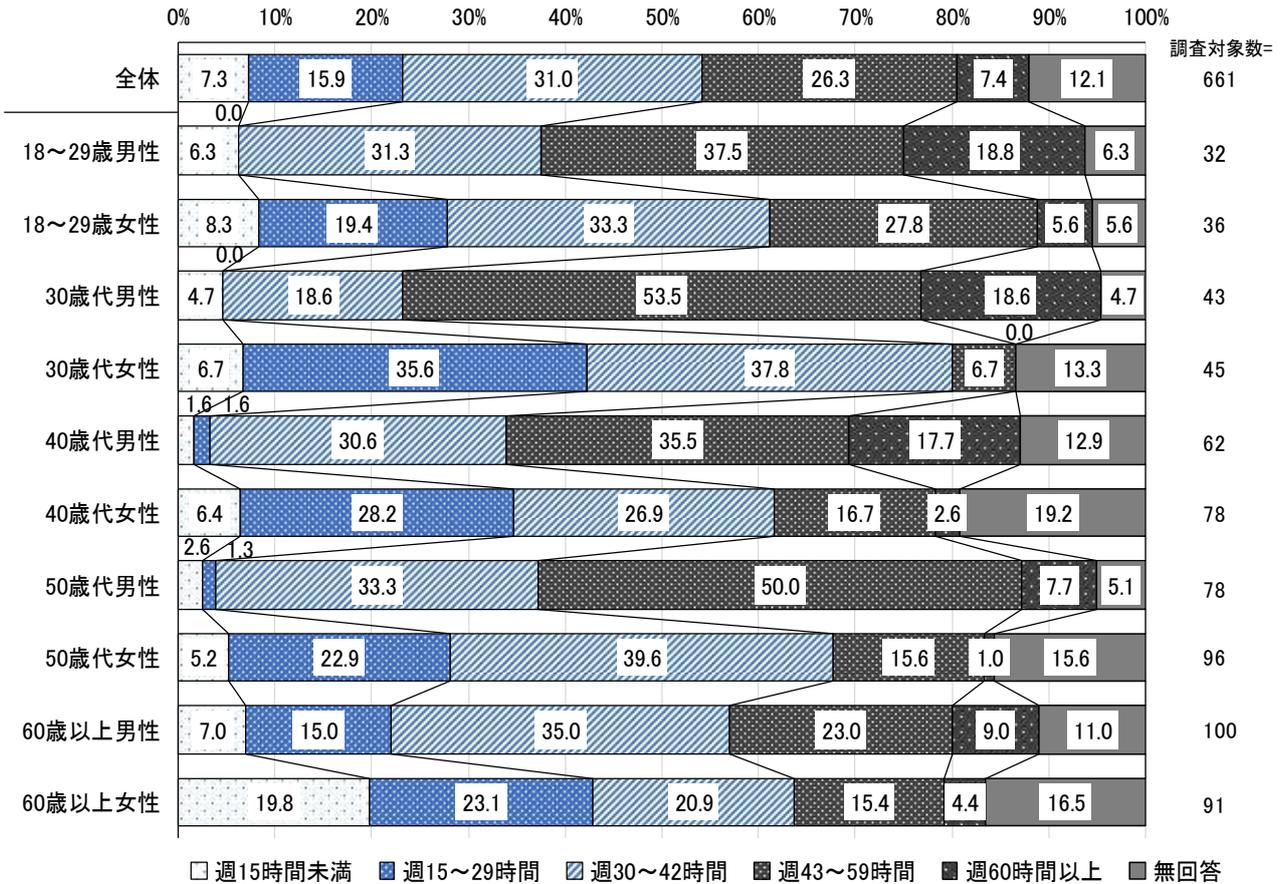
また、家庭生活における役割分担は、家事（炊事・洗濯・掃除）、育児、看護・介護は「妻」の役割分担が大きくなっています。（P13 図表14）

一方で、男性の長時間労働「週60時間以上」は、18～29歳・30～40歳代で18%前後と顕著です。「週43～59時間」をみても、男性の30歳代・50歳代で50%以上、18～29歳・40歳代で36%前後となっています。このことから、長時間労働が、男女で家庭生活の責任を担うことを難しくしていると考えられます。男女が共に社会の活動を担うとともに、家庭生活を共有し、家族としての責任を互いに果たすことができるように、男性が家庭の仕事の分担を積極的に担える環境づくりが必要になります。（図表26）

なお、事業所での有給休暇の取得促進のための取組については、「計画的に休暇取得させる仕組」と「有給休暇の残日数の通知」がともに30.8%と最も多く、次いで「上司からの声かけの推進」が23.1%、「時間単位などの柔軟な有給休暇取得制度」が19.2%となっています。一方、「特に取り組んでいない」と回答した事業所も30.8%と多くなっています。（図表27）

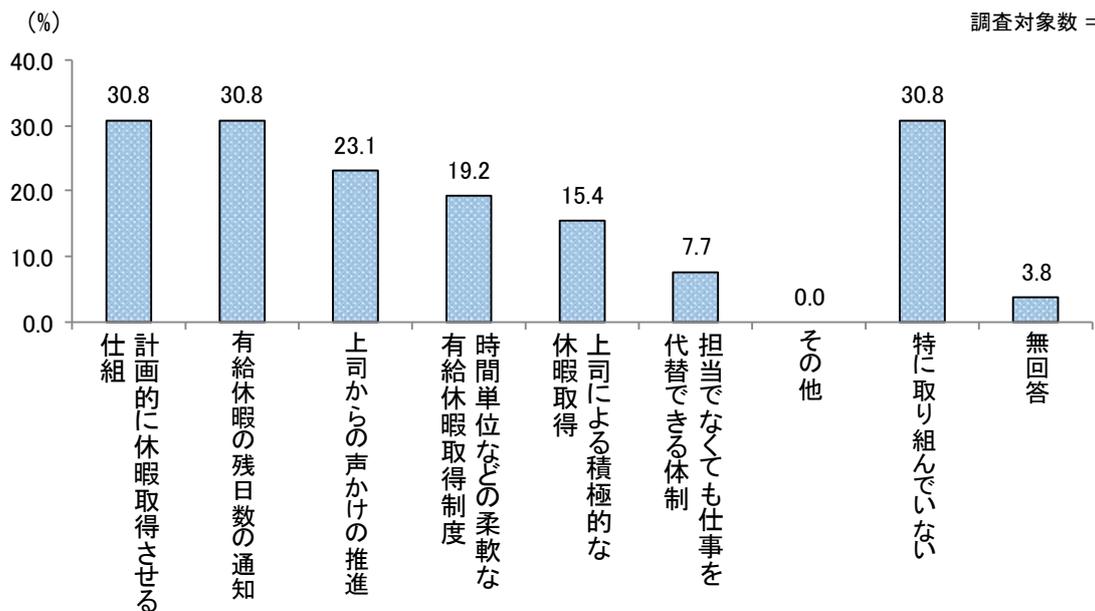
加えて、男性従業員の育児や介護への関わりについては、「男性の育児・介護への関わりを奨励している」が34.6%と最も多く、次いで「男性の育児・介護への関わりは、企業に良い影響があると考えている」が23.1%となっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進が事業所にとっても意味があり、今後も事業所で推進されるようにさらに啓発することが必要です。（P40 図表28）

【図表26 週当たりの平均的な就業時間】



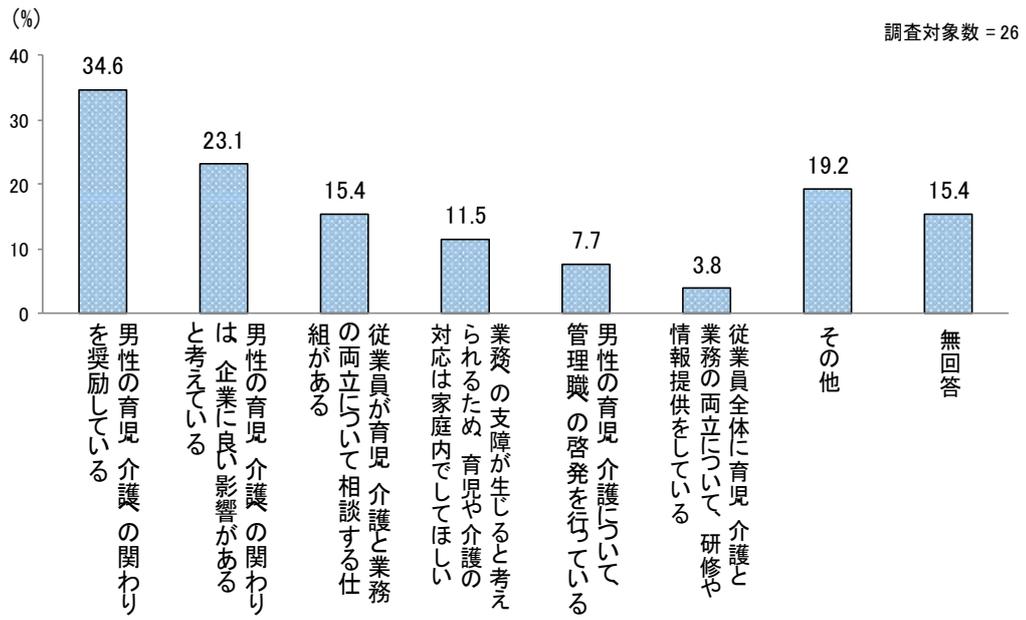
資料：市民意識調査

【図表27 有給休暇の取得促進のための取組(事業所回答)】



資料：事業所実態調査

【図表28 男性従業員の育児や介護への関わりについて(事業所回答)】



資料:事業所実態調査



■ 施策

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようにワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めます。

NO	事業	内容	担当課
27	仕事と子育て両立のためのワーク・ライフ・バランス推進	ワーク・ライフ・バランスについての考え方を周知し、市の取組について情報提供します。	こども課 市民協働推進課
28	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に関する情報提供	育児・介護休業等の取得促進に企業が取り組むよう、普及啓発を図ります。	商工振興課 市民協働推進課

(2) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

男性が家事、育児や介護など家庭における役割を認識し、男女で家庭責任を担えるよう実践的な講座も含めた啓発を行います。

NO	事業	内容	担当課
29	家族介護教室の開催	介護の知識や技術の習得のための講演会や交流会を行い、男女が協力し合って介護を担えるように支援します。	地域包括支援センター
30	両親学級の開催	初妊婦とパートナーを対象に、協力・安心して子育てができるよう育児の心構えや準備などを伝えていきます。	健康管理課

施策目標2 暮らしを支える健康福祉施策の推進

■ 現状と課題

- 核家族化の進展などにより、子育てをする親の負担が重くなっています。看護や介護も、担い手は女性が中心です。
- 女性の社会進出が進み、生き方が多様化している中、男女が互いの能力を發揮できるよう、子育てや介護においても多様なサービスの提供や支援が求められています。
- 男女が共に互いの能力を發揮できるよう、社会全体へ男女共同参画に関する知識を浸透させていくとともに、家族・地域・社会で支え合う環境づくりが必要です。

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化などから、子育ての時間的、体力的負担や、精神的不安に悩む母親が増えており、子育ての情報を得たり、相談することができる、あるいは気軽に子どもを預けることができるよう、社会での支援が求められています。

市民意識調査においても、男女共同参画社会を形成するための施策でこれから必要だと思ふこととして、「子育て支援の推進と保育サービスの充実」が最上位にあげられており、続いて「職場における両立支援の推進（仕事と家庭の両立）」があげられています。少子高齢化が進む中、介護への不安や負担増に対し、高齢者や障害者が安定し自立した生活ができるよう、社会の支援体制の整備が望まれています。（図表29）

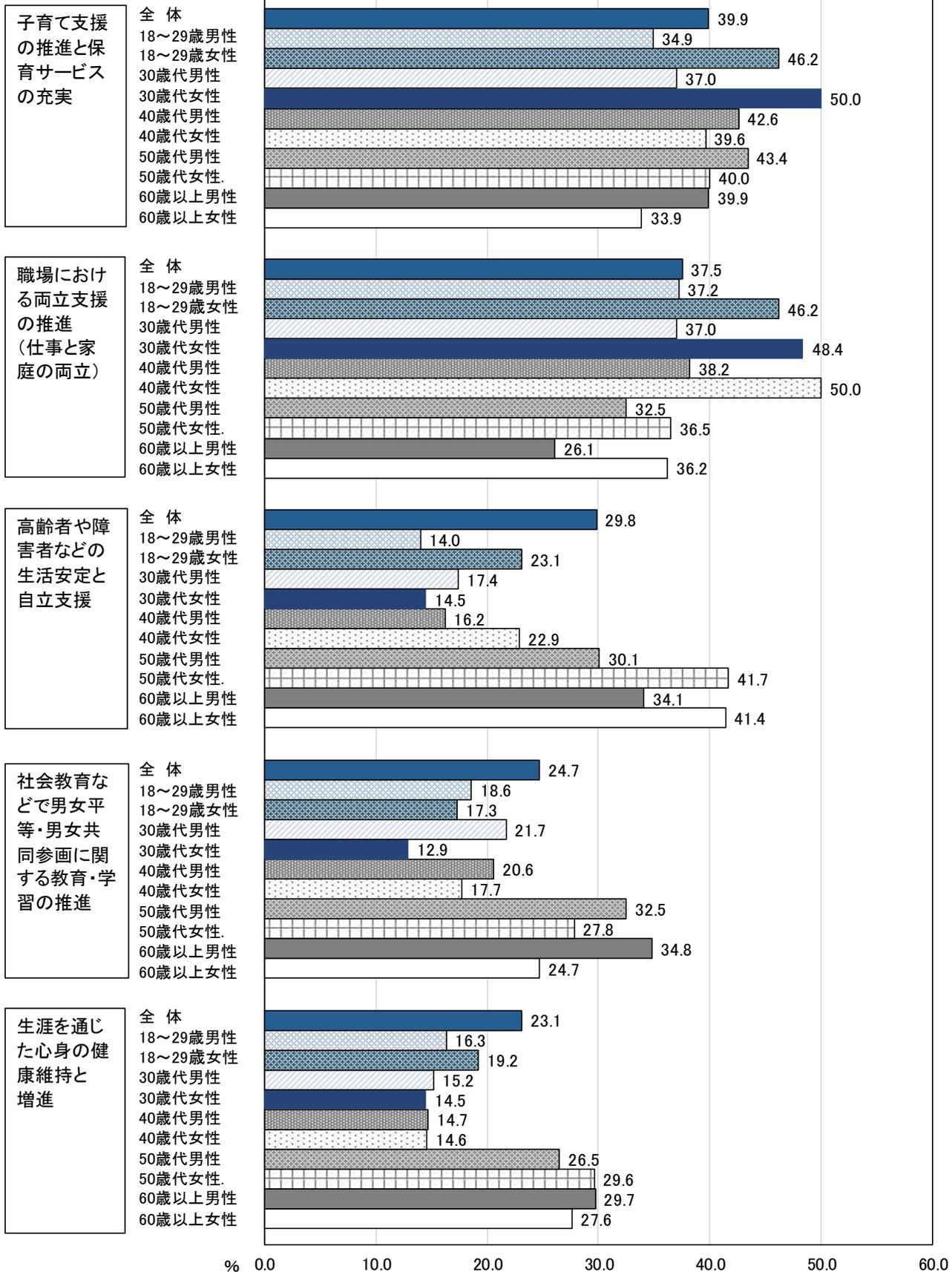
また、事業所での男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべきことについては、「子育てや介護をしながら仕事を続けられるような支援」が50.0%と最も多く、次いで「子育てや介護で仕事を辞めた人の再就職支援」が34.6%、「市の政策決定の場への女性の積極的な登用」が30.8%、「民間企業・団体等の女性の管理職登用の支援」、「女性が少ない分野（研究者等）への女性の進出支援」がともに23.1%、「地域活動における男女共同参画の推進」が19.2%となっています。（P44 図表30）

男女が共に互いの能力を發揮できるよう、社会全体へ男女共同参画に関する意識を浸透させていくとともに、家族・地域・社会で支え合う環境づくりが必要です。

【図表29 男女共同参画社会を目指すための本市の施策(これから必要だと思うこと)(上位5位)】

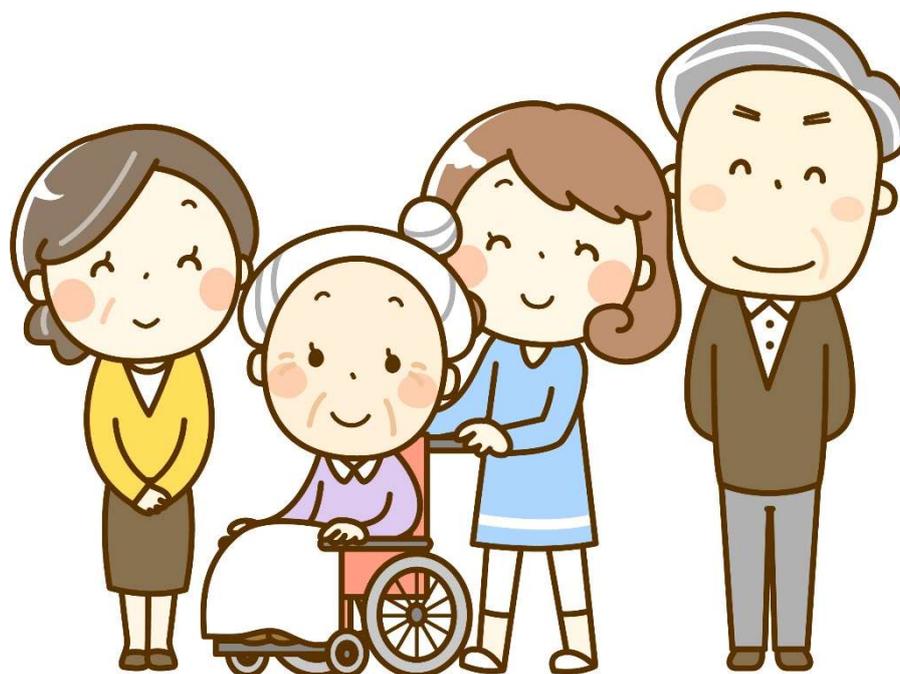
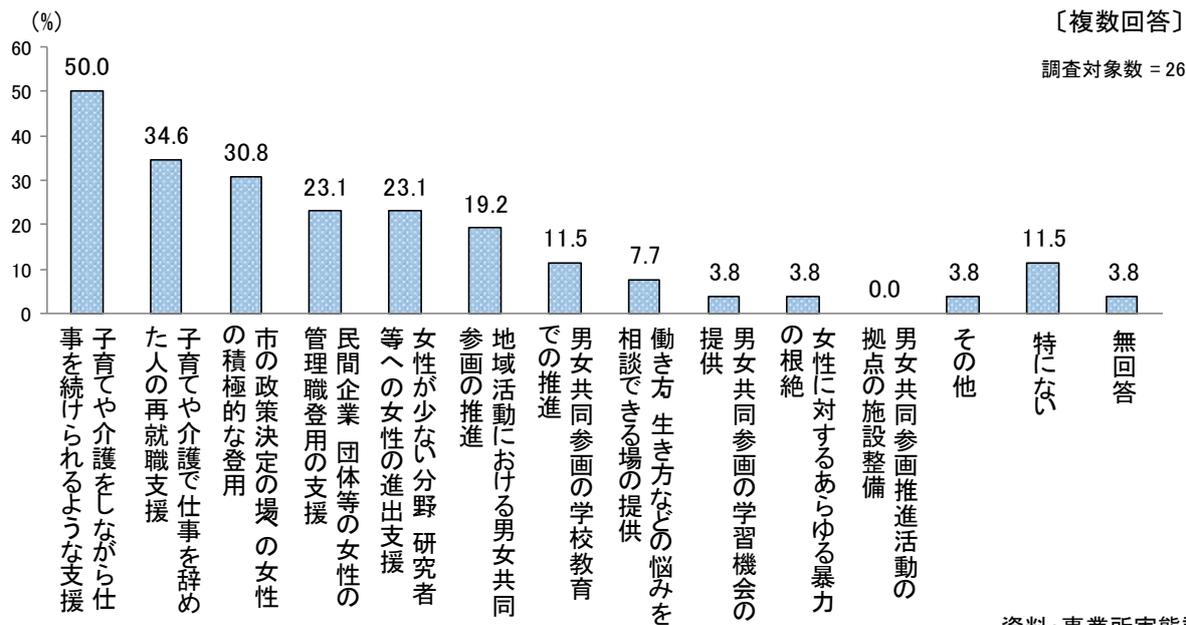
調査対象数 = 880

[複数回答]



資料: 市民意識調査

【図表30 男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべきこと(事業所回答)】



■ 施策

(1) 子育てに関わる多様なサービスの提供と支援

子どもの健やかな成長に向けて安心して子育てができる環境を目指し、子育て支援を推進します。

NO	事業	内容	担当課
31	産前・産後サポートの実施	産前産後期の母親の精神的、肉体的負担を軽減するため、育児や家事などを代行する支援ヘルパーを派遣します。	こども課
32	延長保育の実施	多様化する保護者の就労形態に対応するため、延長保育を実施します。	
33	一時預かり保育の実施	保護者の就労や急病、育児疲れなどで育児が困難となり、保育が必要となる場合において、保育所での一時的な保育を行います。	
34	保育体制の充実促進	国基準に対しさらに改善し、保育体制の充実を図ります。	
35	障害児保育の充実促進	保育所における障害児の受け入れを促進します。	
36	病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育の受け入れを拡充し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	
37	ファミリー・サポート・センター※1 運営の充実	保育所、放課後児童クラブなどの送迎や一時保育に対し、地域の会員で支援を行い、仕事と子育ての両立ができる環境を充実させます。	
38	放課後児童クラブ運営の充実	放課後児童クラブにおいて適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立の支援を行います。	
39	地域子育て支援センターの充実	家庭での育児不安等に対する相談指導や子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	
40	子育て支援の情報提供	市の子育て施策等についてきめ細かく、子育て家庭に情報が届くように、情報提供方法などの充実を図ります。	

※1 ファミリー・サポート・センター：子育て世帯と子どもの預かりを支援する者などが相互援助活動を行う会員組織のことです。

NO	事業	内容	担当課
41	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育や発達、健康の保持・増進のため、乳幼児とその親を対象に保健指導や歯科保健指導等を行い、保育者への育児支援を行います。	健康管理課
42	青少年や親の悩み電話（面接）相談の実施	悩みのある子どもやその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。	生涯学習課

(2) 介護に関わる多様なサービスの提供と支援

ひとり暮らしや要介護となっても、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアをさらに推進します。

また、障害のある人の生活支援と介助する家族への支援を充実します。

NO	事業	内容	担当課
43	障害者の訪問入浴サービスの充実	障害のある人の生活を支援する各種福祉サービスを提供し、介護者の負担を軽減し、障害のある人の心身の健康を保つ支援の充実を図ります。	社会福祉課
44	障害者等日中一時支援の充実		
45	障害者相談支援の充実		
46	在宅介護支援の充実	相談窓口等で周知を図りながらサービスが必要な人が利用できるように推進します。介護医療の連携等の在宅介護の支援ネットワークにより、在宅での生活を支援します。	高齢福祉課 地域包括支援センター
47	高齢者に対する包括的支援の充実	高齢者の心身の健康保持と住み慣れた地域で生活を継続できるよう、専門職員が総合的なマネジメントを行うとともに、高齢者等あんしん見守りネットワーク事業を進め、安心して暮らせる地域づくりを目指します。	地域包括支援センター

(3) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

生活習慣病の発症予防・重症化予防をはじめ、心の健康づくりなど、市民の生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

NO	事業	内容	担当課
48	生涯を通じたスポーツの普及	高齢者がいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、新たな種目などを取り入れながら教室や大会への参加を促進します。	スポーツ課
49	市民の健康づくりの推進（しづかわスポーツクラブ）	しづかわスポーツクラブを拠点に、子どもや女性が参加しやすいスポーツ教室の実施等を推進し、市民の健康づくりを支援します。	スポーツ課
50	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の周知・理解促進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）への理解を深めるため、広報や講座などの機会を活用して周知を図ります。	市民協働推進課
51	健診・各種がん検診等の推進	生活習慣病をはじめ女性に特有ながん（子宮がん、乳がん等）や骨粗しょう症を予防するため、各種検診の重要性を広く周知しながら、受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。	健康管理課
52	妊婦健康診査への助成	妊婦の健康の保持増進と経済的負担の軽減を図り、安全・安心な妊娠・出産ができる体制を確保します。	
53	妊産婦・新生児訪問指導の実施	ハイリスク妊婦※1、産婦・新生児に対し、訪問指導を実施し、相談体制を充実します。	
54	不妊治療対策事業への助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要した医療費の一部を助成し、治療を受ける夫婦を支援します。	
55	心と体の健康相談の実施	ライフステージに合った心と体の相談ができるように努めます。関係機関と連携し、思春期の健康問題に取り組んでいきます。	
56	食生活改善推進員の育成	自分と家族の健康のため、そして地域の健康づくりのため活動していく食生活改善推進員の養成講座を開催します。	
57	性に関する指導の充実	児童生徒の発達の段階を考慮したきめ細かな指導を実施するとともに、エイズ教育や正しい性に関する教育を推進します。	

※1 ハイリスク妊婦：妊娠届出時や医療機関等からの情報提供などにより、出産、産前産後及び子どもの養育上支援が必要と判断された妊婦のことです。

基本目標Ⅲ 地域・就業における男女共同参画の推進

だれもが活躍できるまちにしましょう

施策目標	施策	
1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 各種審議会等への女性の参画推進 ★ (2) 女性の市政参画の推進	渋川市女性活躍推進計画
2 様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり	(1) 地域活動における男女共同参画の促進 ★ (2) 防災における女性参画の推進 ★ (3) 女性の人材育成と登用の促進	渋川市女性活躍推進計画
3 共生と市民協働のまちづくり	(1) 高齢者・障害者の社会参画の促進 (2) ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実 (3) ボランティア・NPO等の活動支援 (4) 在住外国人への支援	
4 多様な交流活動と多文化共生の促進	(1) 地域間交流・国際交流などの活動支援 (2) 多文化共生と国際理解の促進	
5 男女が対等なパートナーとして働く環境整備	(1) 働きやすい職場環境の促進 ★ (2) 就業支援と働く力の育成支援 ★ (3) 農業・商工業等自営業者、従事者の働き方の見直し	渋川市女性活躍推進計画

指標

項目名		現状 (平成29年度)	目標 (平成37年度)
9	審議会等委員への女性の登用率	23.0%	35.0%
10	認定エコリーダー※1の女性比率	26.7%	
11	防災会議における女性委員登用率	8.9%	
12	安全で安心なまちづくり協議会女性登用率	23.8%	
13	農業委員の女性登用率	0%	
14	女性委員のいない審議会等の数	7	0
15	農村生活アドバイザー※2の数	9人	10人以上
16	シルバー人材センター会員登録者数	565人	635人
17	国際交流事業への参加者数	557人	650人
18	職場において男女平等と感じている市民の割合(市民意識調査)	26.0%	35.0%
19	市職員の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	17.1%	25.0%
20	働く女性のためのセミナー等の開催	1回	2回



※1 認定エコリーダー:本市が地域における環境保全の先導役として認定した方のことです。

※2 農村生活アドバイザー:農業振興や地域社会づくり等に積極的に参画している女性を、群馬県が「農村生活アドバイザー」として認定しています。

施策目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

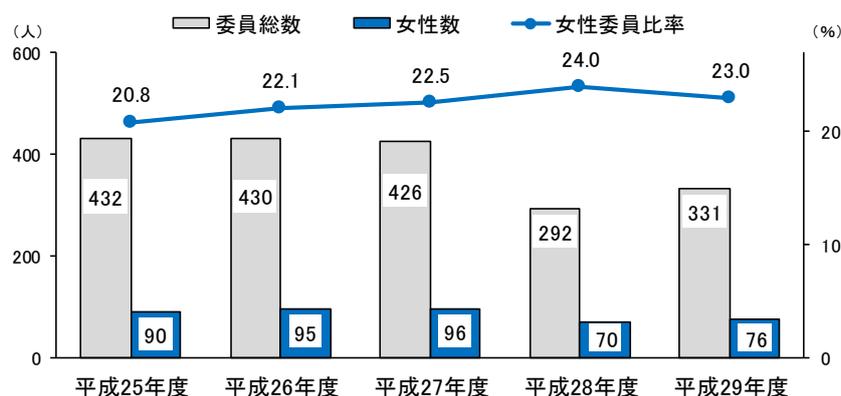
■ 現状と課題

- 意思を反映する政策や方針決定の場に男女が共に参画することが必要になります。
- 本市の審議会等の女性委員比率は近年あまり変化がみられず、国・群馬県より低い状況であり、継続して市全体で女性委員比率の向上に取り組んでいく必要があります。

市民意識調査では、職場や政治の場において5割以上の市民が「男性優遇」と回答しており、職場や政治の場における女性の発言権の低さがうかがわれます。男女が共に社会を形成していくためには、意思を反映する政策や方針決定の場に共に参画することが重要です。（P12 図表11）

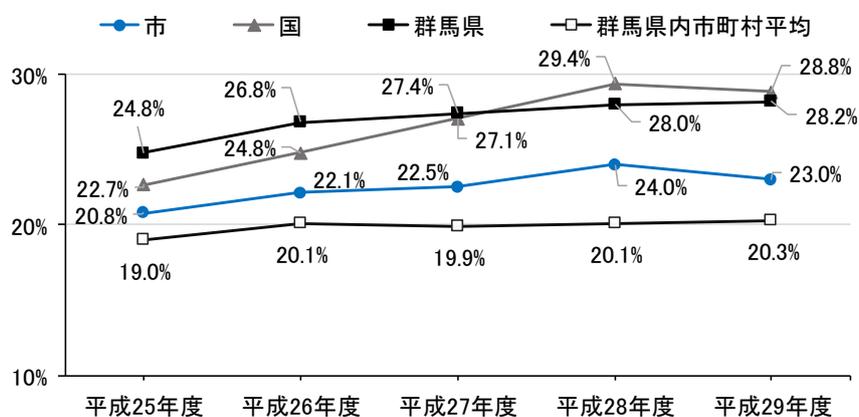
本市の法令・条例に基づく審議会等の女性委員数は平成25年度よりは上昇しており、平成29年度が76人で、女性委員比率は23.0%となっています。組織の代表者という慣例や選出団体の固定化にとらわれず、女性委員の増加に向けて取り組む必要があります。（図表31・32）

【図表31 本市の審議会女性委員比率の推移】



資料：渋川市(市民協働推進課)

【図表32 審議会等における女性委員の比率(国・群馬県と比較)】



資料：内閣府(男女共同参画局)

■ 施策

(1) 各種審議会等への女性の参画推進

平成37年度までに審議会等への女性委員登用比率を35%とする目標を着実に達成するための取組を強化します。

NO	事業	内容	担当課
58	各審議会等委員への女性登用率の把握・公表の実施	審議会等委員への女性登用推進要綱に基づき、女性委員の積極的登用を推進します。 審議会等への女性登用率や団体構成員等の統計データを収集、周知を図り、職員への意識づけに努めます。	市民協働推進課

(2) 女性の市政参画の推進

女性の市政への参画を推進し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘と活動支援に取り組みます。

NO	事業	内容	担当課
59	対話集会の開催	幅広い年代、様々な団体から、意見・要望を聴取し、また、市政に対する理解を深めてもらうため、市長との懇談を行います。	新政策課
60	女性人材リストの作成	市の審議会・委員会など市政に関わる組織の人選に役立て、様々な事業で女性の意見を反映させるため、女性人材リストを作成し、女性登用の促進を図ります。	市民協働推進課
61	市民団体等との連携による男女共同参画の推進	各種団体等の協力、連携を図りながら、各種事業を実施し、多くの市民の参加を促進します。	市民協働推進課

施策目標2 様々な分野での女性活躍を推進する環境づくり

■ 現状と課題

- 団体の代表者は男性が選ばれるという慣習があったり、参加している地域活動も男女の違いが見受けられたり、女性の町内会等への参加意向が低くなっています。
- 企業や団体においても意思決定の場にいる女性は少ない状況です。
- 地域課題の解決や地域防災対策において、男女が協力して取り組んでいくことが求められます。
- 職場における男女平等感を上げていくための取組、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境整備が求められます。

社会の成熟化などに伴い、地域住民によるボランティア活動、NPOによる活動等、地域住民が社会の形成に主体的に参画し、互いに協力し合う活動が活発になっています。

市民意識調査によると、地域活動への男性の参加は「町内会・自治会、コミュニティ活動」が41.8%、「子ども会、PTAなどの青少年育成活動」が15.6%、「環境に関わる活動」が10.6%となっています。女性の参加は、「町内会・自治会、コミュニティ活動」が24.2%、「子ども会、PTAなどの青少年育成活動」が21.2%、「環境に関わる活動」が3.6%となっています。男女の参加状況は、活動の場によって異なります。（P15 図表16-1）

加えて、地域活動の場では、「行事などの企画は主に男性がしている」、「代表者は男性から選ばれる慣例がある」、「お茶くみや食事の準備などは女性が担当することになっている」と感じており、『意思決定の場は男性、実質的活動は女性』という状況がうかがえます。（P15 図表16-2）

地域活動への参加意向は、女性は「趣味・教養講座への参加」は39.3%、「スポーツ・レクリエーション活動」は23.6%となっています。一方、男性は「町内会・自治会・コミュニティ活動」は27.0%、「スポーツ・レクリエーション活動」は26.2%、「趣味・教養講座への参加」は23.0%と続いています。（図表33）「自助、互助、共助、公助」による支え合い・助け合いは、地域の中で男女共同参画の視点で進めることに重要な意味があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、近年の自然災害の対策においては、男女共同参画の視点から多くの課題が浮き彫りとなり、男女共同参画の視点に立った地域防災活動の推進が課題となっています。

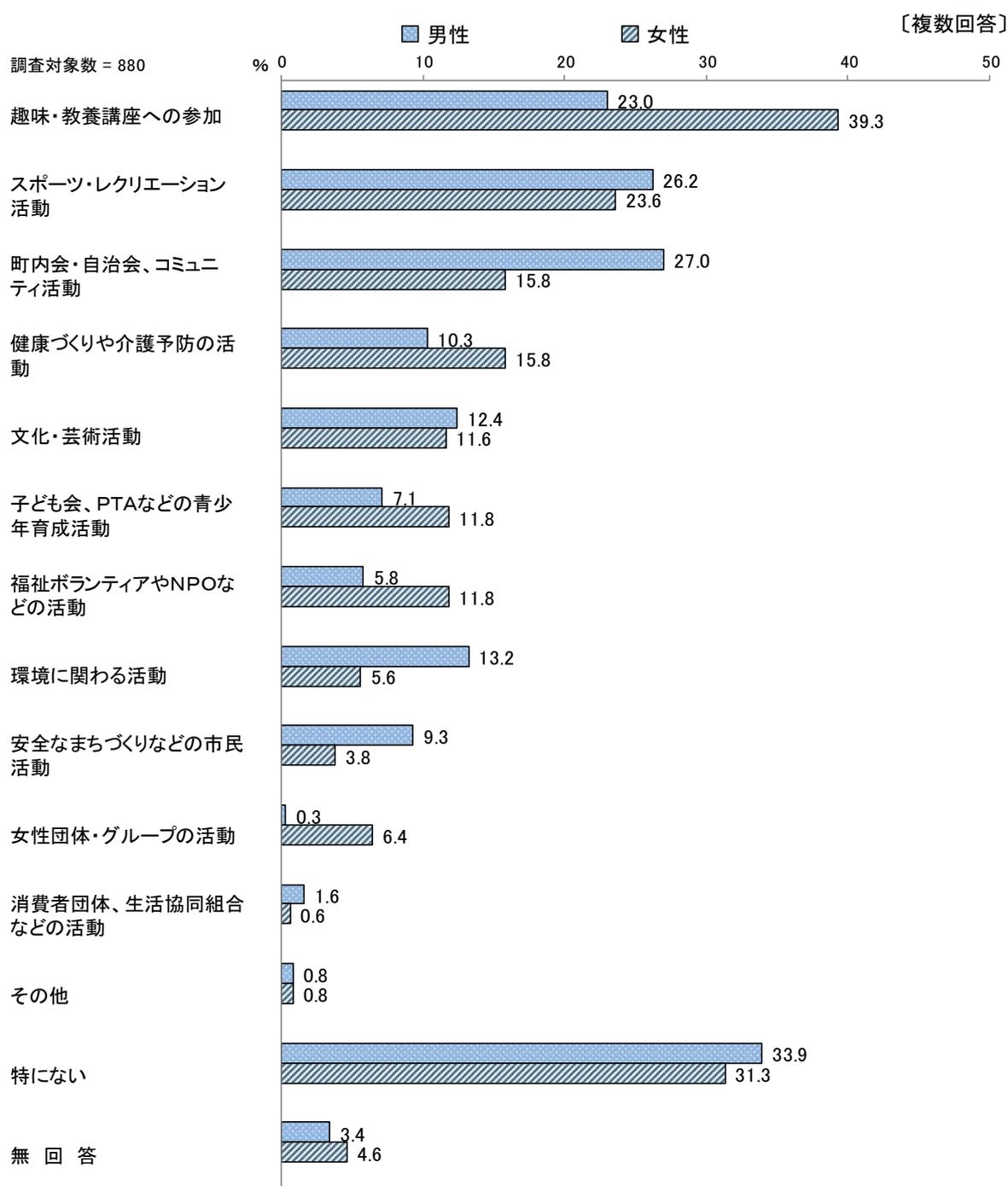
女性の人材育成と登用において、市職員の状況では、全体の30%強が女性職員であり、女性管理職率は25%前後となっていますが、一般行政職の女性管理職率は20%を下回っています。（P54 図表34）

また、事業所での管理職の登用方針は「男女の区別なく登用」が65.4%と最も多くなっていますが、現状の女性管理職の割合は「0%」が61.5%と最も多くなっています。（P54 図表35・36）そして、女性を管理職に登用するために必要だと思ふ取組としては、

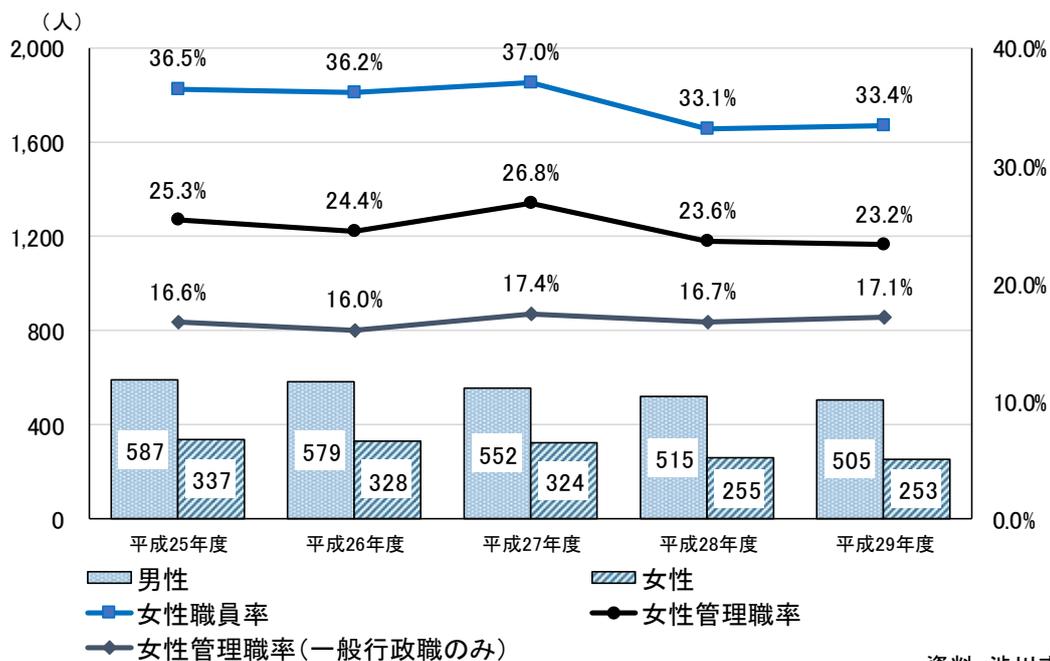
「継続的な人材育成」が61.6%、「仕事に対する女性自身の意識改革」が53.8%、「模範となる女性管理職の育成」が46.1%、「様々な職種や職域への女性の登用」が46.0%と回答されています。企業や団体においても管理職の女性が増えていない状況から、市内事業者等への働きかけも必要です。（P55 図表37）

このようなことから、引き続き、職場における男女平等感を広げていくための取組、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境整備が求められます。

【図表33 地域活動への参加意向】

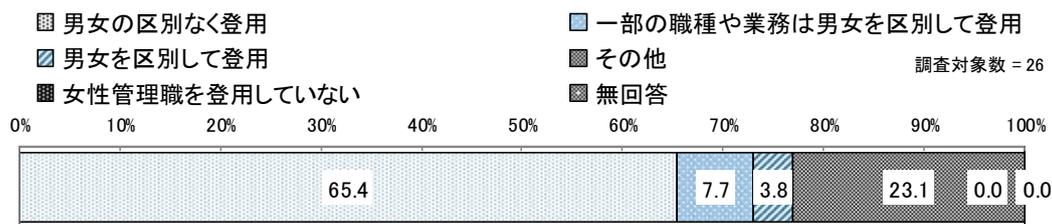


【図表34 市職員の状況】



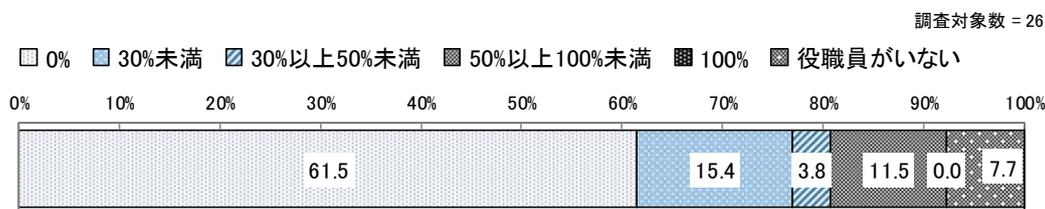
資料: 渋川市(職員課)

【図表35 管理職の登用方針(事業所回答)】



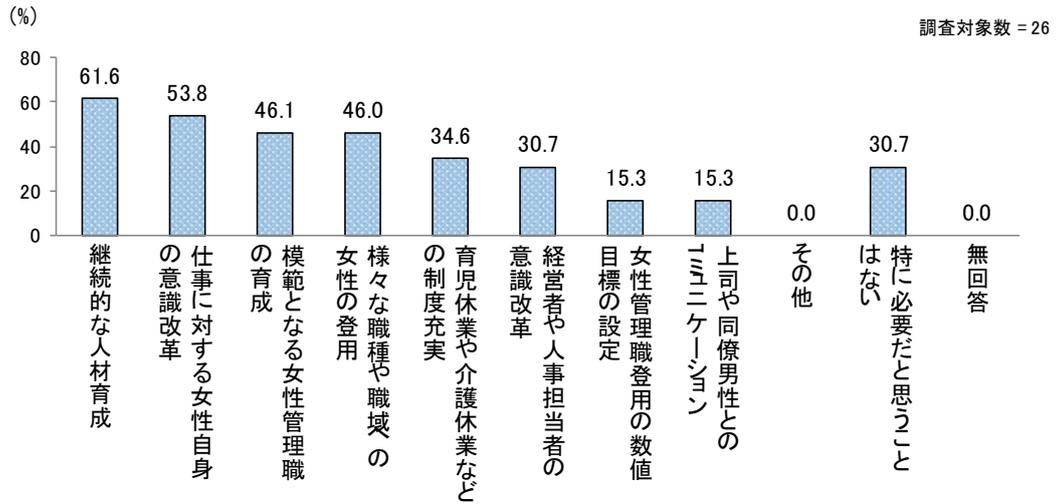
資料: 事業所実態調査

【図表36 女性管理職の占める割合(事業所回答)】



資料: 事業所実態調査

【図表37 女性を管理職に登用するために必要だと思う取組(事業所回答)】



※必要度の高い上位4項目の合算。 資料:事業所実態調査



■ 施策

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

性別や年齢に関わらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援するとともに、地域活動における男女共同参画の推進の重要性についてさらに周知し、参画を促進します。

NO	事業	内容	担当課
62	市民環境大学 エコ・リーダーズセミナーの実施	地域における環境保全活動の先導的役割を担うエコ・リーダーを育成し、環境分野における女性の積極的な参画を推進します。	環境課
63	環境保全活動団体との連携	地域の環境保全活動団体における女性の積極的な活動が推進されるよう連携を図ります。	環境課
64	自治会等地域活動への男女共同参画推進	自治会役員等への女性の積極的な参画について啓発します。	市民協働推進課
65	出前講座の実施	地域活動を活性化するための男女共同参画の必要性について啓発を行います。	生涯学習課 市民協働推進課

(2) 防災における女性参画の推進

安心して暮らせる地域づくりに向け、男女共同参画の視点を積極的に取り入れた防災や地域防犯に取り組みます。

NO	事業	内容	担当課
66	防災会議への女性の参画推進	防災・災害復興分野への男女共同参画の視点を反映させるため、市防災会議における女性委員の登用を推進します。	防災安全課
67	自主防災組織への女性の参画推進	防災意識の高揚のため、自主防災リーダーの育成と自主防災組織及びその活動への女性の参画の必要性を啓発します。	防災安全課
68	安全安心まちづくり推進(地域防犯)	協議会における女性委員の登用や地域の防犯パトロールにおいて男女共同参画の視点を反映し、安全で安心なまちづくりを推進します。	市民協働推進課
69	学校での避難訓練の実施	緊急時マニュアルに沿った避難訓練を今後も実施し、児童生徒・教職員の意識の啓発に努めます。	学校教育課

(3) 女性の人材育成と登用の促進

市民に対し、出前講座やセミナーなどを実施して女性の人材育成や、企業における女性登用の必要性について啓発を行います。

また、市職員の女性の採用や管理職登用による人材育成を図ります。

NO	事業	内容	担当課
70	女性活躍推進特定事業主行動計画※1の推進・実施	特定事業主行動計画に基づき、女性職員の管理職への積極的登用や男女間の差のない公正な職員採用試験を実施します。	職員課
71	女性管理職登用の推進・啓発	性別にとらわれない人選を呼びかけるとともに、女性管理職登用の啓発に努めます。	市民協働推進課
72	女性人材育成講座の開催	女性自身が積極的に参画していくことを目指した人材育成講座を開催します。	



※1 女性活躍推進特定事業主行動計画: 女性活躍推進法第15条に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事業主が女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善を行う行動計画です。

施策目標3 共生と市民協働のまちづくり

■ 現状と課題

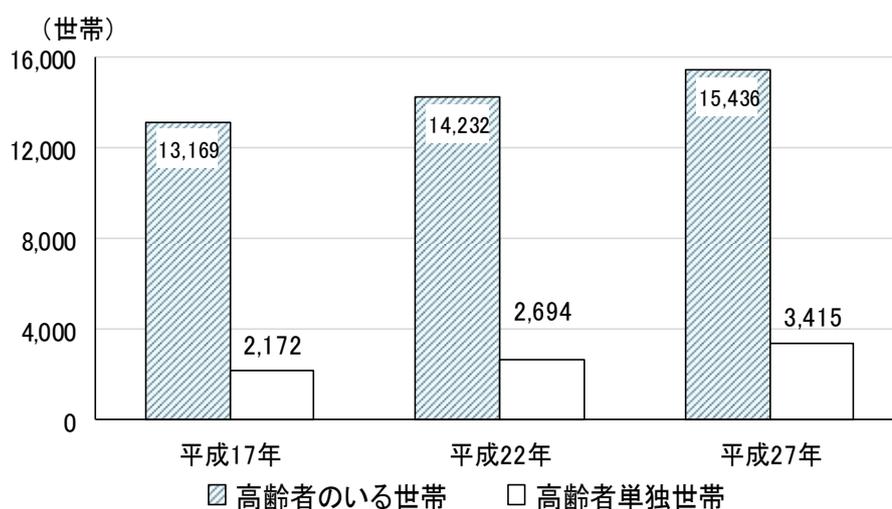
- 高齢者や障害のある人が社会の一員として参加できるまちづくりが求められています。また、地域の力として、地域住民の支え合いへの期待が大きくなっています。
- ひとり親家庭では、自立に向け行政や地域での支援も必要とされています。
- 在住外国人を地域の一員として異なる文化や風習を理解し合い、共生できる地域を目指していきます。

少子高齢化の進行に伴い、本市においても高齢者のひとり暮らしや要支援・要介護認定者数は増加しており、障害のある人も4,600人台を推移しています。このため、高齢者や障害者の自立を支援する公的なサービスを充実させるとともに、地域社会の一員として参画できるよう推進が図られているところです。また、一人ひとりが地域で安全安心に暮らしていくためには、地域住民の支え合いも大切です。（図表38～40）

さらに、家族形態の多様化により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では経済的負担や家事負担、仕事への悩みがあるといわれており、行政や地域での支援が必要とされています。

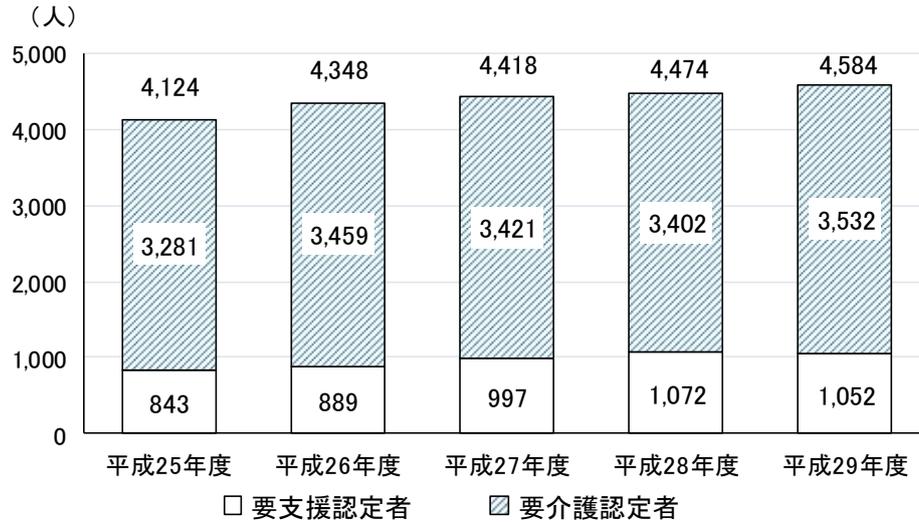
また、本市の在住外国人数は微増しており、平成30年9月末現在では680人で、その内男性が252人、女性が428人です。地域に暮らす人々がお互いの文化の違いを認め合い、国籍や民族等の違いによらず男女が対等な関係を築いていくことも大切です。（図表41）

【図表38 本市の高齢者のいる世帯数・高齢者単独世帯数の推移】



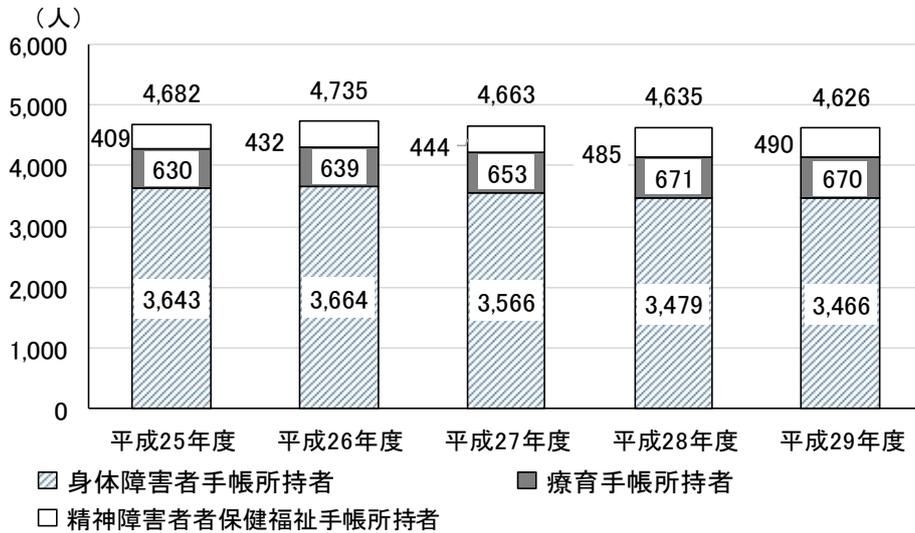
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【図表39 本市の要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推移】



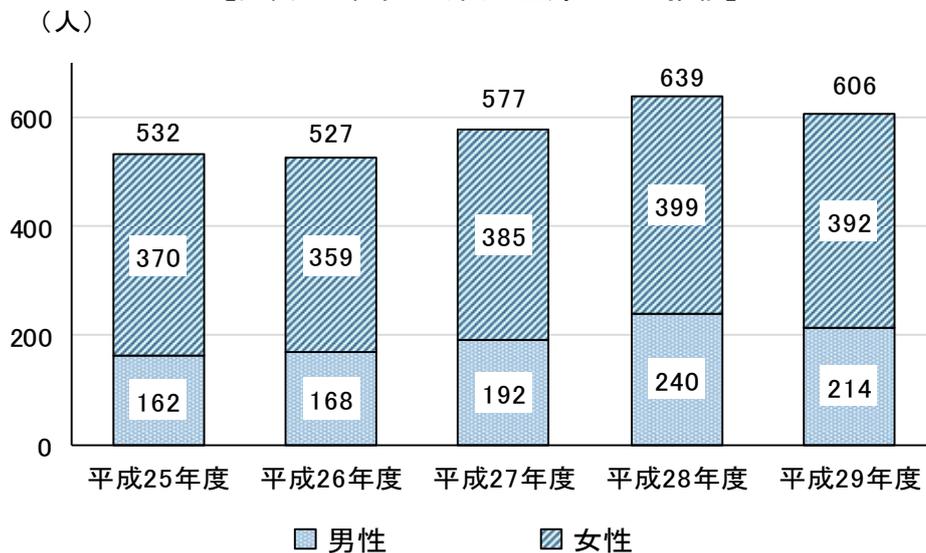
資料:介護保険事業状況報告(各年度9月末現在)

【図表40 本市の障害者手帳所持者数の推移】



資料:福祉行政報告例(各年度末現在)

【図表41 本市の外国人登録人口の推移】



資料:渋川市(市民課)(各年度9月末現在)

■ 施策

(1) 高齢者・障害者の社会参画の促進

ノーマライゼーション※1の理念のもと、高齢者も障害のある人も個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進を図ります。

NO	事業	内容	担当課
73	障害者等地域活動支援センターの運営	障害のある人の就労機会の拡充と社会との交流の促進、自立した社会生活を営むための支援を行います。	社会福祉課
74	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業機会として活動を支援します。	高齢福祉課
75	老人クラブ活動への支援	会員確保に向けた普及活動や女性役員登用の増加など、老人クラブ活動を支援します。	

(2) ひとり親家庭などの自立のための相談・支援体制の充実

ひとり親家庭は仕事と家事・育児・介護などの負担が大きくなるが多いため、それぞれの家庭状況に応じた自立支援に努めます。

NO	事業	内容	担当課
76	ひとり親家庭等医療助成	ひとり親家庭の子どもの健康管理にかかる経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	保険年金課
77	母子家庭自立支援給付金の支給	資格取得のための受講費用の一部を補助し、就労支援、経済的自立を促進します。	こども課
78	児童扶養手当の支給	子どもの心身の健やかな成長を図るため、ひとり親世帯等の生活の安定と自立を支援します。	

※1 ノーマライゼーション：高齢者や障害者などの社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方のことです。

(3) ボランティア・NPO等の活動支援

市民・地域と市の協働を進めるため、ボランティアの育成に取り組むとともに、地域活動団体への支援を充実させていきます。また、多様なボランティア団体の活動を支援します。

NO	事業	内容	担当課
79	NPO・ボランティア団体等への支援	NPO法人や任意団体に向け、支援センターへの利用登録を促進し、団体間の交流や協働を図ります。	市民協働推進課
80	ボランティアの育成と活動支援	地域福祉の向上のため、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの育成、活動支援を行います。	社会福祉課

(4) 在住外国人への支援

在住外国人が円滑に市民生活を送れるよう支援します。

NO	事業	内容	担当課
81	在住外国人に対する支援	在住外国人の暮らし全般に関わる情報提供や相談窓口などを充実します。	新政策課



施策目標 4 多様な交流活動と多文化共生の促進

■ 現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するための取組は、国際社会との深い関わりの中で進められています。世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。
- 温泉などの観光地を抱える本市では外国人観光客が増えており、外国人観光客に対するホスピタリティー※1の意識の醸成に取り組むとともに、多文化への理解促進が必要です。

わが国の男女共同参画施策の取組は、世界の動きの中で進められてきた経緯があり、国際社会と深い関わりがあります。世界において戦況下にある国や地域では、女性は、社会的地位の低さと女性であるということにより、暴力被害を受けるなど人権侵害の影響を被っています。加えて、世界の難民・避難民の約80%は女性と子どもといわれており、財産や様々な権利のはく奪とともに、暴力と不安定な生活に脅かされています。世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会のはく奪、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状に、市民一人ひとりが関心をもち、地域だけでなく世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。

また、近年、世界的に交通機関や情報通信基盤の整備が進み、様々な分野でグローバル化が加速し、海や国境を越えた交流の機会が身近なものになっており、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えていきます。本市においても、伊香保温泉といった国内有数の観光資源を擁しており、外国人観光客に対するホスピタリティーの意識の醸成に取り組むとともに、多文化への理解促進が必要です。



※1 ホスピタリティー:観光や外食等の接客業等での「おもてなし」のことです。

■ 施策

(1) 地域間交流・国際交流などの活動支援

子どもの頃から他国の文化に触れ、国際的視野をもった人材を育成するとともに、世界における女性の現状や多文化共生のための学習機会を提供します。

NO	事業	内容	担当課
82	世界の男女共同参画社会に関する情報収集と提供	諸外国の男女共同参画に関する情報を収集し、必要に応じて情報提供を行います。	市民協働推進課
83	中学生海外派遣の実施	中学生の海外派遣、姉妹都市交流やホームステイの受け入れを通し、国際的視野をもった人材の育成に努めます。	学校教育課 新政策課
84	国際理解教育（ALT活用）の推進	英語教育の動向をとらえ、小学校からの英語教育の充実を図り、子どもたちの国際理解を推進するために、情報を収集し、外国語学習活動の充実を図ります。	学校教育課
85	成人学級の開催	多様な視点で異文化について学ぶ講座を実施し、国際理解の深化を支援します。	各公民館

(2) 多文化共生と国際理解の促進

在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしていくなため、市民レベルでの国際交流を推進します。

NO	事業	内容	担当課
86	国際交流協会（市民活動）支援	国際交流協会を中心とした市民活動を支援し、多くの人に参加しやすい交流事業の展開を図ります。	新政策課
87	友好都市・姉妹都市交流の推進	文化、教育、産業など様々な分野での交流を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。	
88	公共施設案内標識の外国語と併記表示の推進	在住外国人の暮らしやすいまちづくりのため、公共施設案内標識の外国語併記表示を推進します。	

施策目標5 男女が対等なパートナーとして働く環境整備

■ 現状と課題

- 本市の女性の労働力率は、国を上回って上昇傾向となっている一方で、市民意識調査では、職場は「男性優遇」と感じている人が5割強います。今後はさらに、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境整備が求められます。
- 農業・商工業等で自営または従事者として働く人の中で女性が活躍しており、労働条件など就労状況の向上に継続して取り組んでいくことが課題です。
- 男女が共に働きやすい職場づくりに向けては、子育て支援の充実をはじめとして、仕事と家庭との両立支援に関する回答が多くみられることから、事業所や地域に働きかけていく必要があります。

本市の女性の年齢別労働力率は上昇傾向となっており、平成27年では25～29歳で82.8%であった労働力率は30～34歳では73.4%となり、結婚・子育て期に労働力率が低下するM字カーブ※1は、緩やかになっています。しかし、市民意識調査では、職場における男女の地位については、「男性優遇」と感じている人が53.1%となっており、項目や回答者の性別によって「男性優遇」という回答がみられます。「昇給、昇格に男女差がある」、「育児休業を取得できない、取得しにくい」、「お茶くみや雑用は女性がする」などが職場の状況としてあげられています。（P6 図表3・4、P14 図表15）

また、わが国の農業就業人口の半数以上は女性が占め、農業や地域活動の活性化等に重要な役割を果たしています。本市でも、農業技術の進展による農作業負担の軽減、活動時間の確保や加工技術等の進展により、地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売などで女性の起業活動が活発化しています。しかし、本市における家族経営協定※2締結数は平成25年度以降微増していますが、農業に従事する女性の中で、経営の方針決定や資産購入ができる立場にある人は、まだ少数であると考えられます。（図表42）

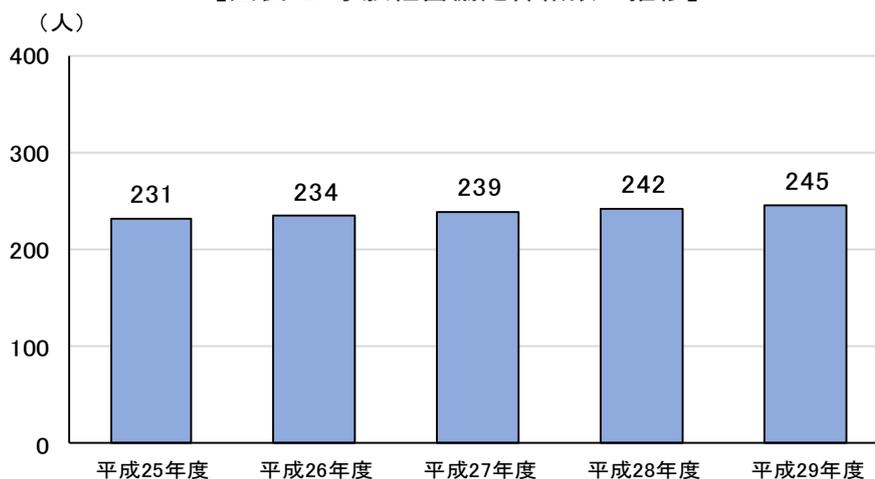
男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、市民意識調査では男女とも「育児・介護休業制度・労働時間の短縮等、就業環境を整える」ことを求める声が3割を超えています。実際に制度を利用できる男性は女性に比べて少なく、取得日数も少ない状況と考えられます。

また、男女共同参画社会を目指すために本市に求められている施策では、保育サービスの充実の回答が最も多く、働きやすい職場環境づくりに向けても「保育園、こども園、放課後児童クラブなどを充実させる」や「男性の家事・育児への参加を促進する」など仕事と家庭との両立支援に関する回答が多くみられます。あわせて、「女性が働くことに対する家庭や地域の理解を深める」ことも求められており、事業所・地域への働きかけも必要となっています。（図表43）

※1 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にみると、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるM形状になることです。

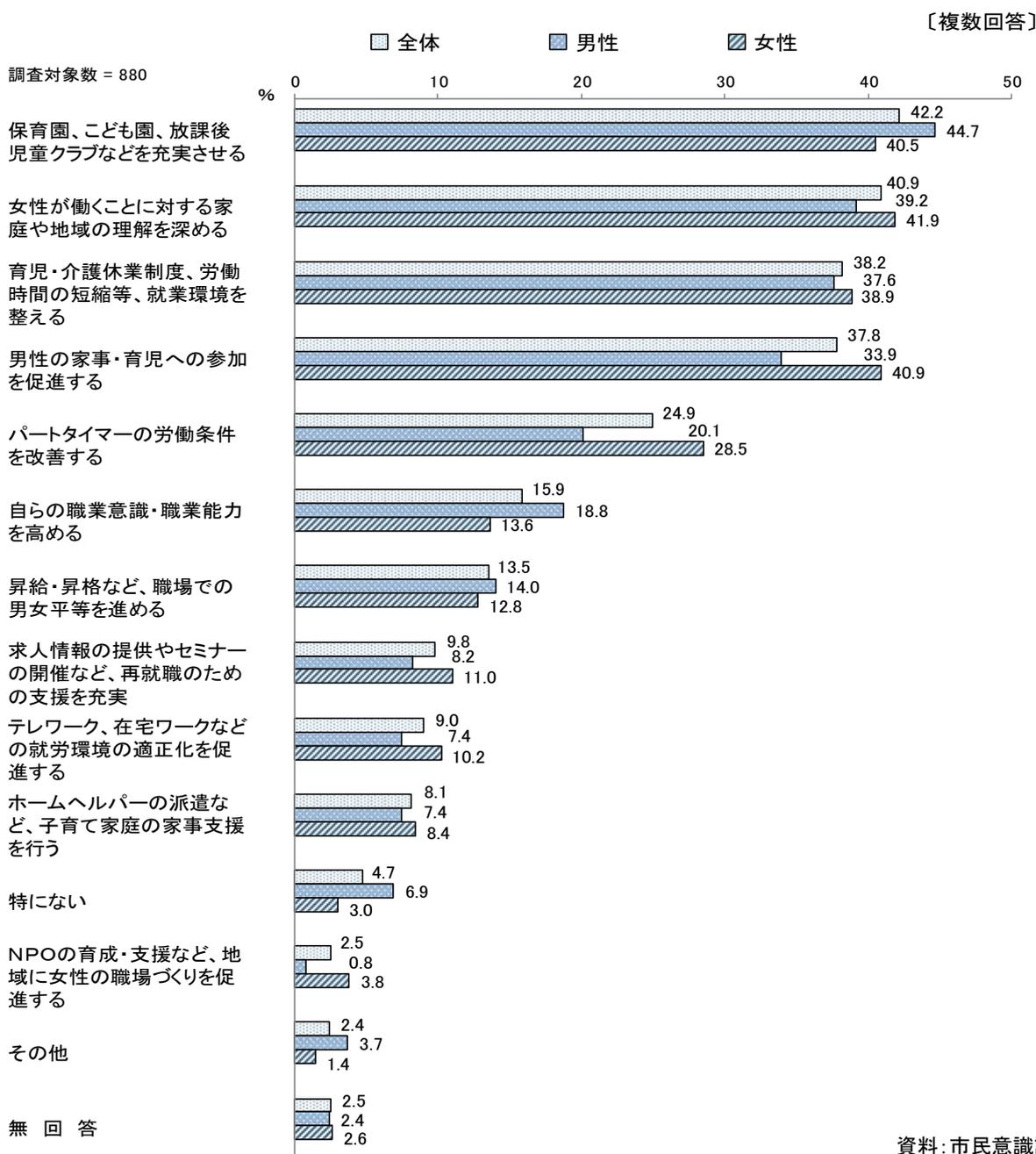
※2 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担等を話し合いに基づき、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めるものです。

【図表42 家族経営協定締結数の推移】



資料: 渋川市(農業委員会事務局)

【図表43 男女が共に働きやすい環境をつくるために必要なこと】



資料: 市民意識調査

■ 施策

(1) 働きやすい職場環境の促進

働きやすさは仕事を続ける上で重要な要素であり、働きやすい環境をつくっていくことも事業所として重要であることから、働く力を身に着けるための支援に努めるとともに、働く環境の充実を支援します。

NO	事業	内容	担当課
89	次世代育成支援特定事業 主行動計画の推進・実施	特定事業主行動計画に基づき、市職員の育児環境の整備、育児を行う市職員を支援します。	職員課
90	労働関係法や制度の普及 啓発	ハローワーク、商工会議所、商工会と連携し、情報発信を行います。	商工振興課
91	認定制度の普及の推進	ファミリー・フレンドリー企業※1、えるぼし※2などの認定制度の普及の拡大に向けて周知を図ります。 認定制度の周知と企業に対するインセンティブの付与に関して検討します。	商工振興課 契約検査課

(2) 就業支援と働く力の育成支援

再就職するためには様々な障害があること、いったん退職した女性には、再び職業をもつことへの“自信の回復”が必要であることが想定されるため、本市の状況に応じた女性のチャレンジ支援のあり方が求められます。

NO	事業	内容	担当課
92	働く女性への支援	就業者・再就職準備中の女性のキャリアアップやネットワークづくりなど、更なる活躍へつなげるための情報提供やセミナーを行います。	市民協働推進課
93	マザーズハローワーク※3 等の情報提供	ジョブカフェマザーズ※4やマザーズハローワーク（マザーズコーナー）について、情報収集・情報発信を行います。	市民協働推進課 商工振興課

※1 ファミリー・フレンドリー企業: 仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことです。

※2 えるぼし: 女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定した取組状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定した認定マークの愛称です。

※3 マザーズハローワーク: 仕事と子育ての両立を希望している方などの就職活動をサポートする場所です。

※4 ジョブカフェマザーズ: 子育て中の女性などの就職活動をサポートする場所です。

NO	事業	内容	担当課
94	女性の就労支援にかかる情報の提供	就職を希望する女性の就職活動を支援するため、ジョブカフェ※1の開催や就業に関する情報提供に努めます。	商工振興課 こども課 市民協働推進課
95	就職相談支援（ジョブサポート）の実施	就業援助相談について周知を図り、働く意欲のある人が就業につながるように支援します。	商工振興課

(3) 農業・商工業等自営業者、従事者の働き方の見直し

農業・商工業等自営業者等で活躍する女性が、対等なパートナーとして働くことができるように環境改善に取り組むとともに、学習機会等の提供を推進します。

NO	事業	内容	担当課
96	農家女性の経済的自立及び社会参画の推進	市農村女性会議における学習機会の提供により意識改革を図るとともに、主体的に活動している女性組織の拡大と支援を行います。	農林課
97	観光農業・特産品開発の推進	観光農業や特産品づくりなどで活躍する女性団体や高校などを支援し、観光農業への女性の参画を図ります。	観光課
98	家族経営協定の推進	家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、やりがいをもって働けるよう、家族経営協定を推進します。また、家族経営において共に役割を担っている場合、収入を得ることができる職業であることを意識するよう、職場環境の整備を推進します。	農業委員会事務局

※1 ジョブカフェ:若者が自分に合った仕事を見つけるための様々なサービスを受けられる場所です。

5 計画の推進

(1) 市、市民、地域活動団体・事業所の役割分担と連携

男女共同参画社会の実現には、市の取組に加え、市民や地域活動団体・事業所の理解や協力が不可欠です。そのため、本計画の推進にあたっては、市、市民、地域活動団体・事業所がそれぞれの役割を担い、連携と協働により計画を進めていきます。

■ 市の役割

- 男女共同参画の視点に立った各種施策の策定及び推進をします。
- 市民や地域活動団体・事業所と連携して協働で推進します。

市民や地域活動団体・事業所に、男女共同参画の基本理念の浸透を図るとともに、市民や地域活動団体・事業所の模範となるよう男女共同参画を積極的に推進します。

市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、また、多様な生き方・働き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った意識改革と環境づくりを推進します。

国・群馬県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとの協力関係を築いていきます。

■ 市民の役割

- 生活や地域の中で、一人ひとりが男女共同参画の推進に努めましょう。
- 市の取り組む施策に協力し、協働で推進しましょう。

家庭・地域・職場などあらゆる場で、一人ひとりが男女共同参画の視点を取り入れて行動し、男女共同参画のまちづくりの推進に努めましょう。

固定的性別役割分担意識を見直し、職場・家庭生活・地域活動などにおいて、一人ひとりの人権を尊重しあい、共に責任を担いましょう。

男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組を理解し、積極的に参画しましょう。

■ 地域活動団体・事業所の役割

- 事業活動や地域活動において、地域の一員として男女共同参画の推進に努めましょう。
- 市の取り組む施策に協力し、協働で推進しましょう。

事業活動や地域活動において、地域社会の一員として法令や法律に則り、積極的な男女共同参画の推進に努めましょう。

男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組を理解し、積極的に参画しましょう。

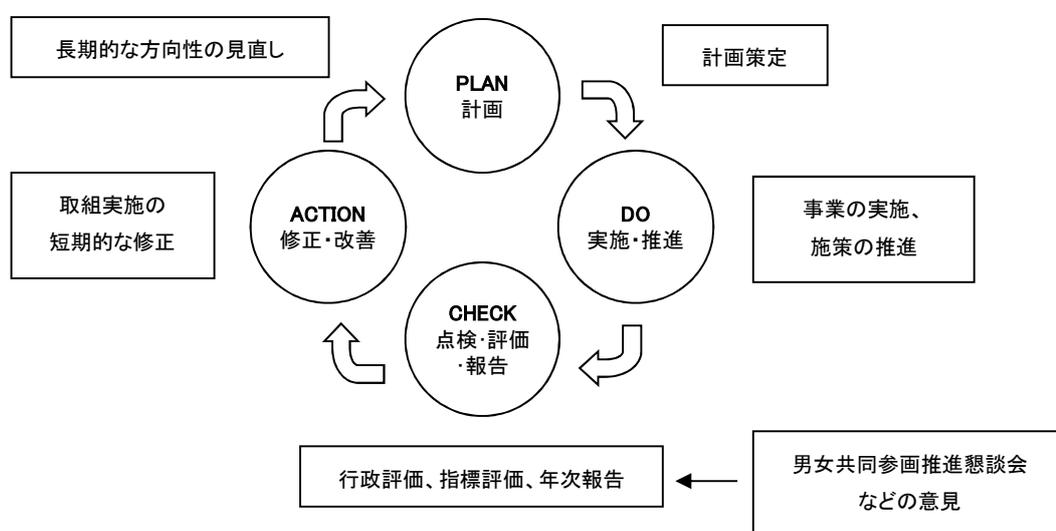
(2) 計画の進行管理の実施

毎年度、計画の実施状況に関する報告書を作成し、渋川市男女共同参画庁内推進会議、渋川市男女共同参画推進懇談会への報告を経て市民に公表します。

本計画では、施策の成果が把握できるよう数値目標値を設定し、男女共同参画の視点から点検・評価を行い、更なる施策の推進を図ります。

また、施策の点検と合わせて、経年的に数値目標を点検しながら、PLAN（計画）→DO（実施・推進）→CHECK（点検・評価・報告）→ACTION（修正・改善）のサイクルを確立し、より適切な進行管理に努めます。（図表44）

【図表44 PDCAサイクルのイメージ】



(3) 庁内の推進体制などの機能充実強化

市職員が男女共同参画の視点に立って事業にあたることができるよう、男女共同参画についての職員研修を行います。

また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき少子化対策及び人口減少対策、仕事と家庭の両立支援対策を推進するとともに、男女共同参画の目標達成に努めていきます。

なお、基本法第4条及び第15条には、自治体のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが規定され、市職員も施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮することが定められています。このため、本市においても男女共同参画の視点に立った市政を推進します。

本計画を効果的に推進し目標を達成するためには、庁内における推進体制の機能の充実を図り、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な働きかけを行い、実効性のある施策の展開に努めます。

(4) 市民参画の推進と市民等による評価の実施

策定にあたっては、市民意識調査及び事業所実態調査を実施し、市民の意識の把握と意見の反映に努めるとともに、市民意見公募を行いました。

また、渋川市男女共同参画推進懇談会において、計画の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見を収集・反映した点検・評価を実施します。



資料編

1 関係法令

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 昭和 54 年 12 月 18 日（国際連合第 34 回総会）

効力発生 昭和 56 年 9 月 3 日

昭和 60 年 7 月 25 日（日本における効力発生）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小

を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適

当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能として

の母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就

学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けられる権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖

機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働

働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力

発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、

国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年 六月二十三日 法律第 七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日 法律第 百二号
同 十一年 十二月二十二日 同 第 百六十号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合にお

ける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会と

なり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、

平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年 四月 十三日 法律第 三十一号)
改正 平成十六年 六月 二日 法律第 六十四号
同 十九年 七月 十一日 同 第 百十三号
同 二十五年 七月 三日 同 第 七十二号
同 二十六年 四月二十三日 同 第 二十八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら

行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭

和二十三年法律第三百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対す

る暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該

親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イ

からニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後にお

いて、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場

合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに

係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和四十七年法律第百十三号

施行日：平成二十九年一月一日

最終更新：平成二十九年六月二日公布（平成二十九年法律第四十五号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方

針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、

又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条の二 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が

妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項及び第十一条の二第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している

事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十一条第二項、第十一条の二第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の二第一項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第

四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六〇年六月一日法律第四五号)
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三年五月一五日法律第七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行

後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定(「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。)並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。) 平成十年四月一日

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされて

いないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、

平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年七月一日法律第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月一六日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月三十一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

- 2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。
- 3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定

めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四二号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月三十一日法律第一七号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の

分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年 九月 四日 法律第 六十四号)
改正 平成二十九年 三月三十一日 法律第 十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっ

ては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が

一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団

体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管

理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家

族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び

同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労

働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に關すること。
------------------	--

附 則（平成二九年三月三十一日法律第十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第

十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 策定体制

渋川市男女共同参画推進懇談会設置要綱

平成 18 年 2 月 20 日

告示第 79 号

(設置)

第 1 条 渋川市における男女共同参画社会を実現するため、広く市民の意見を取り入れながら具体的な施策を推進することを目的として、渋川市男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、取り組み状況についての問題点を点検するとともに男女共同参画社会の実現に関する諸問題の解決に向けて、協議する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 12 人以内とし、半数以上の女性をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 一般市民公募

3 一般市民公募をしたにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人員に達しなかった場合で、募集した人数を満たす必要がある場合は、再募集や関係団体からの推薦によるなど、他の方法で委員を選任し、又は決定することができる。

(1) 応募がなかった場合又は公募による委員として募集した人数に応募者数が達しなかった場合

(2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会は、委員の互選により会長 1 人、副会長 1 人を置く。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

渋川市男女共同参画推進懇談会 委員名簿

選出区分	氏名	任期
学識経験者	長安 めぐみ	H30年6月21日～H32年6月20日
関係団体	渋川市小中学校校長会	一倉 加寿江 H30年6月21日～H32年6月20日
		村山 聡 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川市女性団体連絡協議会	木村 しげ子 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川商工会議所	坂田 タエ子 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川北群馬人権擁護委員連絡会	浦澤 廣子 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川青年会議所	石田 真吾 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川市農村女性会議	鳥山 薫 H30年6月21日～H32年6月20日
	連合群馬北部地域協議会	塚越 博 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川市小中学校PTA連絡協議会	矢野 亜紀子 H30年6月21日～H32年6月20日
	渋川市自治会連合会	伊能 和夫 H30年6月21日～H32年6月20日
公募	関上 博	H30年6月21日～H32年6月20日

庁内推進会議及び計画策定委員会 委員名簿

会長	荒井 勉 (市民部長)	
副会長	田中 良 (市民部市民協働推進課長)	
委員	総務部	寺島 剛 (総務課長)
		狩野 綾矢 (秘書課統括主幹 (秘書係長))
	総合政策部	都丸 勝行 (行政改革推進課長)
		伊勢 久美子 (新政策課課長補佐)
	市民部	綿貫 正 (環境課長)
		卯野 文子 (赤城行政センター所長補佐)
	保健福祉部	齋藤 綾子 (地域包括支援センター所長)
		坂井 一典 (健康管理課課長補佐)
	農政部・農業委員会事務局	内山 勉 (農業委員会事務局長)
		小泉 彰晴 (農林課課長補佐)
	商工観光部	金井 裕昭 (観光課長)
		守谷 健一 (商工振興課まちなか再生室長)
	建設部	佐藤 晋司 (土木維持課長)
		外丸 正一 (建築住宅課課長補佐)
	水道部	木村 裕邦 (下水道課長)
		石坂 正和 (水道課所長補佐)
	教育部	島田 志野 (文化財保護課長)
		西脇 正悟 (教育総務課課長補佐)
	会計課・議会事務局・監査委員事務局	橋爪 豊 (監査委員事務局副事務局長)
		石山 薫 (議会事務局副事務局長補佐)

3 策定経過

期日	取組経過（概要）
平成 29 年 4 月 25 日	平成 29 年度第 1 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 1 回第 2 次渋川市男女共同参画計画策定委員会 男女共同参画の推進について、第 2 次渋川市男女共同参画計画策定方針（案）について
平成 29 年 5 月 22 日	部長会議 第 2 次渋川市男女共同参画計画策定について（報告）
平成 29 年 6 月 15 日	総務市民常任委員会協議会 第 2 次渋川市男女共同参画計画策定について（報告）
平成 29 年 8 月 8 日	平成 29 年度第 2 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 2 回第 2 次渋川市男女共同参画計画策定委員会 男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査（案）について
平成 29 年 8 月 25 日 ～9 月 11 日	市民意識調査及び事業所実態調査実施 市民意識調査 配布数：2,000 件 回答数 880 件（回答率 44.0%） 事業所実態調査 配布数：50 件 回答数 26 件（回答率 52.0%）
平成 29 年 11 月 21 日	平成 29 年度第 1 回渋川市男女共同参画推進懇談会 第 2 次渋川市男女共同参画計画策定について、渋川市男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査報告書概要（案）について
平成 29 年 11 月 22 日	平成 29 年度第 3 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 3 回第 2 次渋川市男女共同参画計画策定委員会 男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査報告書概要（案）について
平成 29 年 12 月 20 日	平成 29 年度第 4 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 4 回第 2 次渋川市男女共同参画計画策定委員会 渋川市男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査報告書（案）について
平成 30 年 1 月 25 日	平成 29 年度第 2 回渋川市男女共同参画推進懇談会 渋川市男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査報告書について
平成 30 年 2 月 13 日	部長会議 渋川市男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査報告書について（報告）
平成 30 年 3 月 2 日	総務市民常任委員会協議会 渋川市男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査報告書について（報告）
平成 30 年 5 月 8 日	平成 30 年度第 1 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 1 回第 2 次男女共同参画計画策定委員会 第 2 次渋川市男女共同参画計画の基本目標及び施策体系（案）について
平成 30 年 7 月 11 日	平成 30 年度第 1 回渋川市男女共同参画推進懇談会 男女共同参画について、今後の懇談会の予定について
平成 30 年 7 月 13 日	平成 30 年度第 2 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 2 回第 2 次男女共同参画計画策定委員会 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について

期日	取組経過（概要）
平成 30 年 7 月 24 日 ～7 月 25 日	平成 30 年度第 3 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 3 回第 2 次男女共同参画計画策定委員会（電子会議） 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について
平成 30 年 7 月 30 日	庁議 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について（審議）
平成 30 年 8 月 1 日 ～8 月 2 日	平成 30 年度第 4 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 4 回第 2 次男女共同参画計画策定委員会（電子会議） 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について
平成 30 年 8 月 6 日	庁議 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について（審議）
平成 30 年 8 月 7 日	平成 30 年度第 2 回渋川市男女共同参画推進懇談会 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について
平成 30 年 10 月 24 日	平成 30 年度第 5 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 5 回第 2 次男女共同参画計画策定委員会 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について
平成 30 年 10 月 29 日	庁議 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について（審議）
平成 30 年 11 月 12 日	庁議 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について（総務市民常任委員会協議案件として報告）
平成 30 年 12 月 6 日	総務市民常任委員会協議会 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について（協議）
平成 30 年 12 月 17 日 ～平成 31 年 1 月 15 日	市民意見公募 意見公募結果 0 件
平成 31 年 1 月 17 日	平成 30 年度第 3 回渋川市男女共同参画推進懇談会 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について、市民意見公募の報告について
平成 31 年 2 月 6 日	平成 30 年度第 6 回渋川市男女共同参画庁内推進会議兼第 6 回第 2 次男女共同参画計画策定委員会 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について、市民意見公募の実施結果について（報告）
平成 31 年 2 月 12 日	庁議 第 2 次渋川市男女共同参画計画（案）について（総務市民常任委員会報告案件として報告） 市民意見公募の実施結果について（報告）
平成 31 年 2 月 14 日	第 2 次渋川市男女共同参画計画策定

4 用語集

【あ行】

■ 育児・介護休業制度（法）

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するために実施されている制度（法律）です。

■ 一時預かり

保育所（園）等で、保護者等の疾病・入院等の理由で一時的に保育を行う事業です。

■ ALT (Assistant Language Teacher)

学校や教育委員会に配属されている外国語指導助手で、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動等に従事します。

■ NPO (Not-for-Profit Organization)

ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

■ M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率は、20歳代前半までは高く、25歳～35歳の年齢層で低下し、40歳代で再び高くなり、老年期に向かって下降するという、いわゆるM字型のカーブを描く状態のことです。

■ LGBT

Lはレズビアン (Lesbian：女性同性愛者)、Gはゲイ (Gay：男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル (Bisexual：両性愛者)、Tはトランスジェンダー (Transgender：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人) の頭文字を取って組み合わせた言葉であり、多様な性を表す言葉の一つとして使われます。

また、Qのクエスチョニング (Questioning：性の状態が決まっていない人) を加えてLGBTQと表すことや、LGBTs (s：LGBTに含まれない性のあり方の総称) などと表すこともあります。

■ えるぼし

女性活躍推進法一般事業主行動計画を策定した女性活躍に関する取組状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定した認定マークの愛称です。

■ 延長保育

保育所（園）等で、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【か行】

■ 隠れたカリキュラム

教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事項を指します。具体的には、教科書等の記述やイラストを通して描かれる固定的な男性像・女性像や、教師の何気ない言葉、動作、学校行事における男女の役割等があげられます。

■ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担等を話し合いに基づき、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めるものです。

■ 協働

市民、民間団体、行政等が、共通の目的のために対等な立場で協力して活動することです。

■ 固定的性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由に、役割を固定的に分けてしまう意識や慣習などのことです。

■ コミュニティ

市町村・都市・地方等の生産や自治、風俗、習慣等で深い結びつきを持つ共同体または地域社会のことです。

【さ行】

■ 差別的表現

男女のいずれかに偏った表現、性別によるイメージを固定化した表現、男女が対等な関係になっていない表現、男女で異なった表現のことです。

■ ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。なお、性差を否定すること、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定することは、男女共同参画の意図するところではありません。

■ 次世代育成支援

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、行政・企業・地域ぐるみで推進することを目指すものです。

■ 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童のために、地方自治体から支給される手当のことです。

■ 女性活躍推進

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境の整備を進めることです。

■ 女性活躍推進特定事業主行動計画

女性活躍推進法第15条に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事業主が女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善を行う行動計画です。

■ 女性登用率

各種審議会等における女性委員の割合のことです。

■ 女性のチャレンジ支援

出産・子育て等によりいったん離職した女性の再就職・起業等を支援することです。

なお、女性のチャレンジ支援として、国では、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育て等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進しています。

■ ジョブカフェ

若者が自分に合った仕事を見つけるための様々なサービスを受けられる場所です。

■ 審議会

国や都道府県、市区町村の行政機関に付属する合議制の諮問機関のことです。

■ 性的マイノリティ

LGBTなども含む性的少数者（セクシュアルマイノリティ）のことです。性のあり方が非典型的・少数派である人を示す言葉です。

■ SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)

好きになる性「性的指向(Sexual Orientation)」と、心の性「性自認(Gender Identity)」の頭文字を取って組み合わせた言葉です。性的指向および性自認は、LGBTなどに限らず、すべての人に関わる概念です。

【た行】

■ 男女共同参画基本計画

国の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の第4次計画は平成27年12月25日に閣議決定されています。

■ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

■ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布・施行され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

■ 地域子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安についての相談や子育てサークル等の支援等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

■ DV (Domestic Violence)

配偶者や恋人等親しい関係の人から加えられる暴力のことです。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限等の社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等があります。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえています。

対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合がありますが、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

なお、内閣府の調査によると、身体的暴力の加害経験のある人は加害経験のない人に比べ、性別役割分担意識が高いことを示しています。このことから、固定的な性別役割分担が女性の人権を侵害する意識の原因となっていることが考えられます。

■ デートDV

中学生・高校生を含む10代、20代の若年層での、恋人、交際相手による心と身体への暴力のことです。

【な行】

■ ニーズ

必要、要求、需要のことです。

■ 認定エコ・リーダー

市が地域における環境保全の先導役として認定した方のことです。

■ 農業委員

市長からの任命制です。合議体としての意思決定を主体とし、農地の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定などを行います。

■ 農村生活アドバイザー

群馬県では、農村で生活する女性が地域社会や方針決定の場へ参画するために、農業振興や地域社会づくり等、豊かな農村生活の実現に向けて積極的に活動している女性を、市町村長からの推薦を受け「農村生活アドバイザー」として認定しています。

■ ノーマライゼーション

高齢者や障害者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方のことです。

【は行】

■ 配偶者暴力相談支援センター

DVに関する相談、被害者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行います。

■ ハイリスク妊婦

妊娠届出時や医療機関等からの情報提供などにより、出産、産前産後及び子どもの養育上支援が必要と判断された妊婦のことです。

■ ハラスメント

他者に対する発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。

■ ファミリー・サポート・センター

乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う会員組織です。

■ ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業です。

■ 放課後児童クラブ

授業が終わった後、仕事等で家庭に保護者のいない児童(小学生)を預かる施設です。

■ ホスピタリティー

「おもてなし」のことです。特に、観光や外食等の接客業において重要視されています。

■ ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれかに、参画機会を積極的に提供するものです。

【ま行】

■ マザーズハローワーク

子育てをしながら仕事を探している保護者を対象として、求人情報を提供する施設のことで、子育て中の保護者が子連れでも安心して利用できるように環境が整備されています。

【ら行】

■ ライフスタイル

生活の様式・営み方のことです。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のことです。

■ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期等のそれぞれの段階のことです。

■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

■ 労働力率

就業者数と完全失業者数を合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のことをいいます。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることです。国においては、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。

第 2 次 渋 川 市 男 女 共 同 参 画 計 画

平成 3 1 年 3 月

発行：渋川市 市民部市民協働推進課
〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地
電話：0279-22-2111（代）

URL：<http://www.city.shibukawa.lg.jp/>

